

大石田町立

歷史民俗資料館史料集 第十集

最上川舟運史料Ⅱ

「武州江戸淺草前御年貢納方ニ付定」・「大石田中揚一件願書」他

享保九年  
 月日 儀 某 某 某 某 某 某  
 己未月 小 某 某 某 某

武州江戸浅草前御年貢納方二付定  
 享保九年 月日 儀 某 某 某 某 某 某  
 小 某 某 某 某

享保二十年  
 外御城米四ヶ領御米高寄帳  
 卷之三  
 三十一

有者如所領御米去歲因御米種收高每也夜  
 少故宜取運付、色在御米種收高每也夜  
 書有之也、此種米法、此種米法、此種米法  
 下、此種米法、此種米法、此種米法  
 享保二十年 三月  
 外御城米四ヶ領御米高寄帳  
 卷之三  
 三十一

正徳元年書付沙巻...

書付沙巻  
...

國別口付  
...

一 新編村帳出

國別口付

...

...

...

...

...

...

石巻村...  
...

文政9年 「乍恐以書付御願奉申上候」 (36頁)

寛政元年

大石田中揚一件願書写

...

大石田中揚一件願書写

一 願書...  
...

寛政元年 「大石田中揚一件願書写」 (48・53頁)

奉書... 假國... 爲...  
 自... 以... 領...  
 爲... 領... 領...  
 領... 領... 領...

奉書... 領...

奉書... 領...  
 領... 領... 領...  
 領... 領... 領...

天明八年三月

奉書... 領...

奉書... 領...  
 領... 領... 領...  
 領... 領... 領...

奉書... 領...

奉書... 領...

奉書... 領...  
 領... 領... 領...

奉書... 領...  
 領... 領... 領...

77  
上条

郡中川船方議定御届書

右思郡中川船方議定御届書  
 高松府旭辰河津山移志門下上流  
 修念山揚高り不習り上上流修念  
 下流事  
 然於内川船方一高り上流修念山  
 下流事  
 高松府旭辰河津山移志門下上流  
 修念山揚高り不習り上上流修念  
 下流事  
 然於内川船方一高り上流修念山  
 下流事

文化元年子九月

舟方勘定取調書

一 漢書百拾文

一 漢書百拾文

一 漢書百拾文

漢書百拾文  
漢書百拾文  
漢書百拾文  
漢書百拾文

漢書百拾文

漢書百拾文

漢書百拾文

漢書百拾文

漢書百拾文

漢書百拾文

漢書百拾文

漢書百拾文

## 監修のことば

日本の河川舟運は、江戸時代に最も発達した。しかし河川舟運に関する史料は、大川川の場合も意外と少ない。河川舟運の条件を大別すると、一つは、その河川が上流から河口まで川船の就航が可能であったかどうか、もう一つは流域の領主的な支配形態による違いである。つまり大藩が流域を支配している場合は、川船のほとんどが藩の船であったり、舟運の制度も固定的であったので、変化が少なく史料も少ないのが普通である。

これに対して最上川舟運に関する史料は多く、東北だけでなく全国的にも注目されている。それは周知のように、最上川流域には江戸初期から、幕領と諸藩が錯綜し、その後も変化が激しかったこと、とくに中流部に当る村山地方では、江戸後期になると「郡中議定」による流通統制が図られ、川船の主流は一貫して民間の町船であったということである。川船による輸送物資の中心である幕府および諸藩の年貢米、つまり廻米には一定の制度があったが、町船の所有者、またその運営は、時代とともに変化をみた。これが最上川舟運史料の多い理由であり、またそれが、流域の発展とも深い関係をもっていたということも重要である。

江戸期の大石田河岸にもいくつかの画期があった。元禄期の繁栄、川船差配役請負の時代、そして川船役所と新しい船会所併設後の後期の発展などであるが、各時期に特徴的な問題も発生している。本集に収録した最上川舟運史料は前集に続くものであるが、とくに江戸後期の川船運営にかかわる基本的な史料を中心に取り上げた。

収録した主な史料の第一は、大石田河岸の転換期である天明・寛政初年の大石田中揚げ問題をめぐる史料およびその後の川船会所の運営に関する史料である。大石田中揚げ問屋の設置は、それまでの川船差配請負制の混乱に対して出さ



れた要求であつたが、上郷地域にはそれに反対する運動も強かつた。その結果はこれまでの請負差配は廃止したが、それに代つて出来たのは、寛政四年（一七九二）の幕府直営の大石田川船役所である。これには多分に幕府の廻米政策を中心とした一方的な意図が含まれていたとみられるが、大石田中揚げ要求、また総船持にも配慮したものであつた。それは船持惣代制（船会所）となつて表われる。しかしこの船会所の運営にもいろいろな問題が起つてゐる。史料二、三は、これらの事情を明らかにする具体的な一連の史料である。

主な史料の第二は史料四、六で、最上船の船会所運営に関するものである。最上川の本流を就航する川船は、最上船と酒田船に分れるが、民間の町船といつても、個々の船持の経営のほか、船方全体の運営と経理が必要であつた。公認の川船は、幕府・藩の廻米とともに商人荷物を運ぶが、とくに廻米輸送のために一定の船数が必要である。江戸後期になると川船数が減少しがちであつた。船会所は廻米輸送の維持と安全を図るために、川船全体の問題としてその諸経費の調整を行ったが、これらの史料はその実態と動向を知る好史料である。

その他本史料集には、廻米の海上輸送や旅人の大石田出立の史料なども収録したが、利用にあつては、史料を解説された小山義雄氏の卷末の解説を参考にさせていただきたい。なお本史料の翻刻にあつては、史料所蔵者の山形大学附属図書館、大石田町戸田築一氏・星川憲一氏に多大のご便宜をいただいた。ここに改めて関係の皆様へ厚くお礼を申しあげたい。

平成十七年二月

山形大学名誉教授  
文学博士 横山昭男

## 凡 例

一 この史料集は、山形大学附属図書館所蔵の大石田二藤部文書、戸田榮一氏所蔵の戸田安右衛門家文書、星川憲一氏所蔵の駒籠村星川仁右衛門家文書等本町に關係の深い史料を収録し、第十集「最上川舟運關係史料Ⅱ」とした。収録した文書は三十二点、享保九年から明治五年までに及ぶ。

二 史料の収録にあたり、原本の形式をのこすようにつとめた。但し読者の便をはかるため、原本の意味を損じない程度に次のように扱った。

- (1) 漢字は概ね常用漢字を使用した。常用漢字にないものについては、原本のままとした。
- (2) 史料本文中に、読点「。」と並列点「・」を加えた。
- (3) 変体仮名は普通の平仮名に改めた。但し、助詞に使用される者・江・哉・歟・而・而也・与およびテ・ニ・ヲ・ハ・ハ等は原本のままとし、小活字とした。
- (4) 闕字・平出はこれを無視して続けて書いた。
- (5) 原文の用字が必ずしも正当でない場合でも、当時一般に通用していたものには、一々傍註しなかった。
- (6) 傍註に(カ)の字を加えたのは、断定をさし控えたものである。また文意の通じ難い箇所、もしくは原文のままに従ったことを示す場合は(ママ)と傍註した。
- (7) 破損などで判読不能な箇所は  とした。

三 卷末に解説を加えた。

四 翻字および解説は小山義雄があつた。

目次

大石田町立歴史民俗資料館史料集 第十集

口 絵

監修のことば

山形大学名誉教授  
横山昭男

凡 例

史 料

一、廻米海上輸送

1	武州江戸浅草前御年貢納方ニ付定	享保九年	1
2	卯御城米四ヶ領御米高寄帳	享保二十年	5
3	卯春御城米ニ付四ヶ領割合帳	享保二十年	24
4	秋田能代浜田浜ニ而破船浦状写	文政十一年	27

二、船方役人出入

1	乍恐以書付御願奉申上候 〈川船方役所手代横領問題〉	文化十二年	.....	30
2	船方割返錢支払ニ付願 〈仮惣代不正問題〉	文化十三年	.....	32
3	乍恐以書付奉願上候 〈仮惣代不正問題〉	文政七年	.....	34
4	乍恐以別紙書付奉願上候 〈仮惣代不正問題〉	文政九年	.....	36
5	乍恐以書付御願奉申上候 〈横領出入問題〉	文政九年	.....	36
6	乍恐以書付奉願上候 〈仮惣代罷免問題〉	文政九年	.....	41
7	差上申一礼之事 〈船持惣代選出届〉	文政十年	.....	43
8	乍恐以書付御届奉申上候 〈船持惣代選出届〉	文政十年	.....	44
9	舟方儀定書 〈仮惣代取替証文〉	文政十二年	.....	45
10	乍恐以書付奉願上候 〈大石田河岸冥加永〉	嘉永七年	.....	47

三、大石田河岸積替中揚認可願

大石田中揚一件願書写

- 1 乍恐以書付奉願上候 天明八年 ..... 48
- 2 乍恐以書付奉願上候 (仮題) 天明八年 ..... 51
- 3 御尋ニ付以書付御答申上候 (仮題) 天明八年 ..... 53
- 4 再応乍恐以書付奉願上候 寛政元年 ..... 53

四、船積荷物取扱い

- 1 覚へ酒田船より合力錢 天保八年 ..... 57
- 2 酒田助成錢取調高之内世話料割賦帳 天保十年 ..... 58
- 3 酒田船助成錢取立帳 天保十三年 ..... 60
- 4 乍恐以書付奉願上候  
 〔川上にて移荷問題〕 天保十一年 ..... 65
- 5 船町・寺津河岸一件濟口書 天保十三年 ..... 67
- 6 御糺ニ付乍恐御答申上候  
 〔毒沢・大石田河岸争い〕 慶応三年 ..... 67
- 7 最上船登荷物余内錢取立帳 天保十三年 ..... 70
- 8 郡中川船方議定御届書 明治五年 ..... 77
- 9 乍恐以書付奉願上候 弘化二年 ..... 78

一、御年貢米不吟味ニ候得者、納米ニ難成早竟村方之費ニ成候条、村々ニ而御米拵入念計立、貫目等をもとくと改候ハ、納之節過分之差米無之咎ニ候、此段村々江被申渡、御米拵入念させ可被申候、其上ニ而過分之差米有之候節者、船中ニ而猥成儀可有之哉委細可逐吟味候、尤御米拵ニ付村々へ被差越候手代等賄賂之儀も有之候得者、急度訴出候様ニ可被申渡候

一、御米船中ニおいて波懸り候故之色替り、又者沢手米も成候、依之二重表上を一重くるみ候ハ、沢手米も無之、納之節掛咎賃も減可申候哉、此段も各勘弁之上為申聞、得心之村々存寄申候もの有之候ハ、可被相達候、納米江掛咎掛候者ニ付、於村々

庭等之賃錢過分之不同有之候、是等之儀も各被申合遂吟味、何連之納も右之類者一樣ニ直段定置可被申聞候右之通可被相心得候、自今ハ納之節差米并升目改候もの之賃錢等ハ相止、納之日数減候得者、米番賃納名主・上乘等之旅籠賃掛咎掛納品々賃錢相減積ニ候、被遂吟味納

入用帳相極、村々ニ而割合石高程出候哉、折節被遂吟味、相違之儀者訴出候様ニ村々江可被申渡候、且又御藏奉行納方□□、又者不行届儀も有之候ハ、拵寄被申達品ニ□□可被申聞候、各方之儀も右同様ニ相心得、米納相濟候以後、百姓無益ニ致逗留候ハ、其段申聞候様御藏奉行江も申渡候、尤此書付候而村々江相廻シ大小之百姓得心有之様ニ可被致候 已上

辰十一月

右之通御書付出候間、写遣之候村々大小之百姓へ為読□□御廻米入念候様ニ可相心得候、尤御書付之儀ニ付存寄候之者有之者其旨以書付役所江可相訴候、向後村々納方之儀ニ付手代米拵等吟味之節、賄賂致候者於有之者、急度可申付候条可得其意候、此書付村々大小之百姓拜見之上、村下名主組頭令印形、留り役所へ可相返者也

辰十二月

小野惣左衛門 印

五、出船・旅人

1 出船立会帳

天保二年

.....

80

2 旅人取調帳

天保六・七年

.....

94

六、船方會計

1 舟方勘定取調書

文化元年

.....

102

2 最上船方諸入用明細書上帳

文化四年

.....

105

3 御手船方御入用請取書上帳

天保九年

.....

108

解 說

.....

大石田町文化財保護専門員

小山 義雄

117

史料一 廻米海上輸送

1 武州江戸浅草前御年貢納方ニ付定

(表紙)

享保九年	駒籠村
	名主 十兵衛
武州江戸浅草前御年貢納方ニ付定	
巳 五月	小野惣左衛門

惣而御年貢米浅草御藏納之儀、日数掛り差米も二重ニ被  
 納入用多、村々之もの令難儀候、依之向後納之法を改候  
 趣左之通ニ候

一、只今迄御米着船候而も水揚延引有之儀、自今者着舟  
 候ハ、早々浅草御藏会所江可被相達候、早速揚所申渡

筈ニ候間可被致水揚候

一、只今迄者水揚米御代官・手代・上乘・納名主・納宿  
 之もの立会、内拵差米等いたし、又御藏奉行相改、壹  
 表ニ升目不足之分を其節之納米惣表へ掛ケ差米取候ニ  
 付、二重ニ候、自今者右内拵ニをよはず水揚仕廻候ハ、  
 翌日又其翌日之内御藏奉行へ罷出、水揚米俵毎ニ米之  
 善悪改、御米壹表計立、貫目定置、相残米者壹表宛貫  
 目掛改定表之通、貫目無相違分者直ニ相納、不足之分  
 斗江差米いたさせ候筈ニ候

一、俵悪鋪成拵直候分ハ、跡船を不都合早速仕直シ、手  
 代も附置猥成儀無之様ニ急度申付、拵相濟次第早速可  
 被相納候

一、沢手米等ニ而買米有之候ハ、米相場各逐吟味早速  
 買上可被相納候、若子細有之、買米延引之分ハ其訳御  
 勘定所可被相伺、且又納ニ不成米払候儀も早速御藏ニ  
 而只今迄之通入札取之相払候筈ニ候、百姓方江引取払  
 候儀者、車力等之入用も懸り候条、直段能々逐吟味、  
 百姓勝手ニ成候わけ相達候上ニ而為引取可被申候



一、御年貢米不吟味ニ候得者、納米ニ難成早竟村方之費ニ成候条、村々ニ而御米拵入念計立、貫目等をもとくと改候ハ、納之節過分之差米無之咎ニ候、此段村々江被申渡、御米拵入念させ可被申候、其上ニ而過分之差米有之候節者、船中ニ而猥成儀可有之哉委細可逐吟味候、尤御米拵ニ付村々へ被差越候手代等賄賂之儀も有之候得者、急度訴出候様ニ可被申渡候

一、御米船中ニおいて波懸り候故之色替り、又者沢手米も成候、依之二重表上を一重くるみ候ハ、沢手米も無之、納之節掛咎賃も減可申候哉、此段も各勘弁之上為申聞、得心之村々存寄申候もの有之候ハ、可被相達候、納米江掛咎掛候者ニ付、於村々

庭等之賃錢過分之不同有之候、是等之儀も各被申合遂吟味、何連之納も右之類者一樣ニ直段定置可被申聞候右之通可被相心得候、自今ハ納之節差米并升目改候もの之賃錢等ハ相止、納之日数減候得者、米番賃納名主・上乘等之旅籠賃掛咎掛納品々賃錢相減積ニ候、被遂吟味納

入用帳相極、村々ニ而割合石高程出候哉、折節被遂吟味、相違之儀者訴出候様ニ村々江可被申渡候、且又御藏奉行納方□□、又者不行届儀も有之候ハ、拵寄被申達品ニ□□可被申聞候、各方之儀も右同様ニ相心得、米納相濟候以後、百姓無益ニ致逗留候ハ、其段申聞候様御藏奉行江も申渡候、尤此書付候而村々江相廻シ大小之百姓得心有之様ニ可被致候 已上

辰十一月

右之通御書付出候間、写遣之候村々大小之百姓へ為読□□御廻米入念候様ニ可相心得候、尤御書付之儀ニ付存寄候之者有之者其旨以書付役所江可相訴候、向後村々納方之儀ニ付手代米拵等吟味之節、賄賂致候者於有之者、急度可申付候条可得其意候、此書付村々大小之百姓拜見之上、村下名主組頭令印形、留り役所へ可相返者也

辰十二月

小野惣左衛門 印

羽州村山郡何村 名主

組頭

惣百姓

右御書付大小百姓不殘拜見仕、奉得其意候 已上

巳 正月

覚

去冬書付を以相達候浅草御藏納ニ付、諸入用之儀各被申合、遂吟味、此度入用積り被差出候、諸色之直段前々引下ヶ候間、別紙書付之通被相極、向後遅々ニ無之様ニ納宿共江可被申渡候、勿論趣村々小百姓共迄委細可被相触候

一、御年貢米納方改候ニ付、去冬各江相達候書付、大小百姓不殘承知候様可被相触旨申談候処、今以村方へ不

申聞面々も有之由相聞候、右書付之趣小百姓共迄もとくと可為致得心儀ニ候処、村々江不相触儀も有之間敷事ニ候、去冬相渡候書付并此度納入用之品々直段之書付共急度相触、其段追而可被申聞候

一、所ニより納入用金名主村方ニ請負候儀も有之由、ケ様之所々ハ村々之者此度書付存候得共、金高をも減シ可申事ニ候、此等之儀被遂吟味委細ニ村々へ可被申聞候

右之通可被相心得候 已上

御藏納百姓諸入用之覚

一日一夜

一、番賃米 壹人ニ付 米三升

一、掛網損料 百表ニ付 鏝廿五文

一、納宿給米 壹表ニ付 鏝壹文五分

一、笹菰損料 壹枚ニ付 鏝貳文

一、鋪莖損料 壹枚ニ付 鏝六文

一、摺繩代 壹把ニ付 鏝廿五文

一、引取車力賃 米壹表ニ付 鏝拾壹文五六文迄

一、納名主たはこ賃 壹人ニ付 鏝百文

一、沢手切替俵代 上俵一つニ付 鏝八文

下俵一つニ付 拾貳文

一、人足賃 壹人ニ付 鏝百文

一、私孤代

是ハ御代官直私被仰付候様ニ藏宿願候ニ付

其趣可申付由、

一、筆紙墨代 着出壹艘ニ付 鏝百文

一、根太木運送賃 拾本ニ付 鏝十五文五

五文

一、千本□箱 壹つニ付 鏝五十□

十年巳四月

百姓共へ能々申聞、追而惣百姓連判請書役所江可差出候、  
尤此触書早々□廻シ、留村五役所へ可相返者也

巳 五月 小野惣左衛門 印

出羽国村山郡尾花沢附村々

右之通当已より御藏納諸入用相極候儀ニ付、御書付出候  
間、写相触候、村々名主組頭披見候上、早速写留置大小

2 卯御城米四ヶ領御米高寄帳

(表紙)

享保二十年	尾花沢領
卯御城米四ヶ領御米高寄帳	
三月廿六日	名主重兵衛印

此石式千四百式拾式石四斗三升七合

三百五拾三俵三斗三升三合

欠代米分

此石百三拾石九斗四升三合

此石六千七百四拾八石六斗六升

一、御米壹万八千式百三拾九俵式斗三升

尾花沢領  
大町領共

内

壹万七千三百四俵九升五合

御本米分

此石

九百三拾五俵壹斗三升五合

欠米分

此石

合式万百四拾表式斗四升

此石九万三百式石四升

寅御年貢卯御廻米御支配所御米高辻

此石式千五百五拾三石三斗八升

一、御米六千九百壹俵壹升

延沢領

但三斗七升入

名取領

内

六千五百四拾七俵四升七合

御本米分

一、御米四千五百拾五石壹斗五升七合

大山領

此俵九千四百六俵式斗七升七合 但四斗八升入

内

八千九百式拾三俵

御本米分

此石四千貳百八拾三石壹斗五升三合

四百八拾三表壹斗六升四合

此石貳百三拾貳石四合

欠米分

残俵壹万五千九百六拾表四斗貳升壹合

御廻米本欠共

割高

都合壹万八千六拾貳石壹斗壹升之

尾花沢領

一、米三千百四拾六石六升四合

丸岡領

此俵六千五百五拾四俵壹斗四升四合

但四斗八升入

延沢領

大山領

内

六千貳百拾七俵貳斗四升八合

御本米分

丸岡領

松前渡り分

此石貳千九百八拾四石四斗八合

寅御城米積送状之事

三百三拾六俵三斗六升六合

欠代米分

此石百六拾壹石六斗五升六合

壬三月十五日積立

船名長栄丸

俵印 ●● 延沢領

一、御米千百三拾四石七斗八升六合 松前渡り

大山領  
丸岡領

一、御米貳千七百三俵

周防岐波浦

直乘船頭安太夫

此俵貳千三百六拾四俵六升六合 但四斗八升入

此石千石壹石壹斗

出羽国村山郡延沢村

上乘庄右衛門

合八千七百九拾六石七合

内わけ

此俵壹万八千三百廿五表七合

九百四拾八石八斗四斗貳合

本米分

内 貳千三百六拾四俵六升六合

松前渡り分

此俵

五拾壹石貳斗八升八合

欠米分

此俵

此御運賃金百六拾七兩永百三拾八文四分

御米百表二分  
金拾六兩貳分  
水貳百拾貳文

此訳

金百五拾八兩貳分永六拾七文壹分

本米分

七拾九兩壹分

御貸大坂ニ而渡リ  
御中貸酒田湊ニ而渡ス

内 貳拾六兩壹分

五拾三兩永六拾七文壹分

江戸ニ而可渡分

金八兩貳分永七拾壹文三分

欠米分

内 五兩三分

三分式酒田湊ニ而渡ル

貳兩三分永七拾壹文三分ニ而可渡分

如壬三月

享保二十年

羽州村山郡酒田湊船積所

村上宇右衛門

一、鉄碓八頭

九拾五ノメ

八拾貫め

六拾貫め

内 九拾ノメ

七拾貫め

六拾五ノメ

八拾五ノメ

七拾五貫め

一、綱拾三房

内 荳茵四房

枳五房

右者出羽国村山郡去寅納御城米積船東海廻大坂御改空船

送状之通、御米積立御運賃金中貸相渡シ、船足相改出船

申付候、江戸着岸之節俵数升廻シ等御改御請取、残り御

運賃金御渡シ可被成候、送状仍而如件

一、米四拾壹石

上乘船頭水主粮米

此表八拾貳表

但五斗入

内 貳表ハ

上乘粮米

一、掛ヶ菰千三百五拾壹枚

長栄丸

一、楠 樅 梅 四年造

但船頭水主拾六人乘

一、檣 杉 桁 楨 楫白檣 帆貳拾五端

日野小左衛門様御手代

成 田 清 六 殿

壹表四斗壹合

一、御米三俵

壹表三斗九升六合

立会

船頭安太夫

壹表三斗九升九合

右此舛廻り平均三斗九升八合

上乘庄左衛門

舛廻方上乘船頭立会見届相違無御座候以上

五拾四石八斗七升四合

欠米分

前書之通日野小左衛門御代官所去寅御城米積送り、津々浦々出会入津者船足極印入念改之、出船之日記帳江各被致印形、出船可被申付候、以上

此運賃金百七拾八兩三分永七拾五文

此訳

但シ御米百石ニ付金拾六兩式分永式百十式文

金百六拾九兩式分永百五拾四文五分

本米分

八拾四兩三分

御前貸大坂ニ而渡り

卯壬三月

日野小左衛門手代

村上宇右衛門

從羽州酒田湊

内 式拾八兩壹分

中賃酒田ニ而渡り

武州江戸、込東海廻

五拾六兩式分

御城米浦役人中

永百五拾四文五分

江戸ニ而可渡分

金百九兩永百七十文五分

欠米分

寅御城米積送状之事

六兩永百拾三文七分

三分式酒田湊渡り

内 三兩永五拾六文八

江戸ニ而可渡分

四月六日出船

多ひす丸

俵印・尾花沢領

内 米式俵八

上乘船頭水主糧米  
上乘糧米分

一、御米式千八百九拾式俵

但三斗七升入船頭平 六

一、掛菰千式百六拾五枚

此石千七拾石四升

振州伝法直乘  
羽州村山郡丹生村

一、楠 松 縦 三年造

船頭水主拾七人乘

上乘半右衛門

一、檣 榎 榎 榎 榎 榎 榎 榎 榎 榎

帆式拾五端

内 千拾五石壹斗六升六合

本米分

一、鉄碓八頭 九拾五貫め

八拾目 六拾五貫目

内 九拾貫目 七拾五メめ 六拾貫目

七拾貫め 七拾貫目

船足極印限

右者出羽国村山郡去寅納御城米積船東海廻大坂御改空船  
送状之通、於酒田湊右船諸道具相改、書面之通御米積立  
中貸御運賃金三分壹之積リ相渡シ、船足相改御請取、残  
リ御運賃金御渡シ可被成候、送状仍而如件

享保二十年

卯壬三月

羽州酒田湊船積所

村上宇右衛門

日野小左衛門様御手代

成 田 清 六 殿

壹俵 四斗

一、御米三俵 壹表 三斗九升七合

壹表 四斗

此舛廻シ平均三斗九升九合

右平均廻シ方上乘船頭立会見届相違無御座候以上

前書之通日野小左衛門御代官所去寅御城米積送状津々  
浦々おいて、入津者船足極印入念、出船日記帳記之、各  
被致印形、出船可申付候 以上

卯壬三月

從羽州酒田湊

武州江戸迄東海廻

御城米浦役人中

尾花沢領 寅御城米積送状之事

俵印...

榮棒丸

一、御米三千百六拾貳俵 但シ平升八

此石千百六拾九石九斗四升

大坂富田屋直乘  
船頭三郎右衛門  
羽州村山郡正藏村  
上乘長

八

内

千百九石九斗四升三合

五拾九石九斗九升七合

此御運賃金百九拾五両貳分永廿文四分

本米分

欠米分



此わけ

金百八拾五兩壹分永式百四拾三文七分 本米分

九拾貳兩三分 御前貸大坂渡り

三拾壹兩 中貸酒田湊渡り

六拾壹兩貳分永式百四拾三文七分

江戸ニ而可渡分

金拾兩永式拾六文七分 欠米分

六兩貳分永百八拾四文五分 三分式酒田湊ニ而渡り

内 三兩壹分永九拾貳文貳分 江戸ニ而可渡分

一、米九拾四俵 五斗入 上乘船頭水主糧米分

内 貳表 上乘糧米

一、掛菰千五百八拾壹枚 榮棗丸

一、楠 松 梅 三年造 船頭水主共拾七人乗

一、檣 槓 桁 槓 楫赤檣 帆式拾六端

一、綱拾三房 内芋四房 茵四房 柶五房

船足極印限

右者出羽国村山郡去寅御城米積船東海廻り大坂御改空船

送状之通、於酒田湊右船諸道具相改、書面之通御米積立

御運賃金中貸相渡シ、船足相改出船申付候、江戸着岸之

節儀数舛廻シ等御改、御請取御運賃金可被成候、送状仍

而如件

享保二十年

卯壬三月

羽州酒田湊船積所 村上宇右衛門

日野小左衛門手代

成 田 清 六 殿

壹表 三斗九升壹合

一、御米三俵 壹表 三斗九升貳合

壹表 三斗九升五合

此舛廻し平均三斗九升貳合

右之平均廻し方上乘船頭立会見届相違無御座候 已上

前書之通日野小左衛門御代官所去寅御城米積送候間、

津々浦々江於令人津者船足極印入念改之、入津出船之日

限日記帳記入、各致印形出船可被申付候 以上

卯壬三月

日野小左衛門手代  
村上宇右衛門

羽州酒田湊より房州内浦迄  
浦役人中

寅御城米積送状之事

七ばん  
俵印

尾花沢領

吉豊丸

一、御米三千五百六拾八俵

固防丸尾崎  
船頭吉蔵

羽州村山郡尾花沢

此石千三百式拾石壹斗六升

上乗権蔵

千式百五拾式石四斗五升九合

本米

内 六拾七石七升壹合

欠米

此運賃金 貳百貳拾兩貳分永百廿五文壹分

但シ御米百石ニ付金拾六兩貳分永貳百十貳文

此わけ

金貳百九兩壹分 永六拾文九分

内

百四兩貳分

御前貸大坂渡り

三拾四兩三分

御中貸酒田湊渡り

七拾兩永六拾文九分

江戸ニ而可渡分

金拾壹兩壹分永六拾四文貳分

欠代運賃金

内 七兩貳分永四拾貳文八分

三分式酒田湊渡り

内 三兩三分永廿壹文四分

江戸ニ而可渡分

一、米百六俵

上乗船頭水主糧米

内 貳表

上乗糧米

一、掛菰 千四百式拾七枚

一、楠・樅、樺 三年造 船頭水主炊共拾九人乗

吉豊丸

一、檣楨 桁楨 櫓白楹 帆式拾六端

一、鉄碇 八頭 百貫目 八十五メめ 七拾貫目

内 九拾五メ目 八十メめ 六拾貫目

九十メめ 七十五メめ

船足極印限

右者出羽国村山郡去寅御城米積船、東海廻大坂御改空船  
送状之通、於酒田湊右舟諸道具相改、書面之通御米積立

御運賃金中貸相渡、船足相改出船申付候、江戸着岸之節  
俵数廻廻等御改、御請取残御運賃金御渡可成候、送状仍  
而如件

享保二十年

卯後三月

酒田湊船積所

村上宇右衛門

日野小左衛門様御手代  
成 田 清 六 殿

一、御米三俵 此平均  
    壹俵三斗九升四合  
    壹俵三斗九升四合八勺 三斗九升四合  
    壹俵三斗九升五合 六勺

此舛廻し

平均廻方上乘船頭立会、見届ケ相違無御座候已上

前書之通日野小左衛門様御代官所、去寅御城米積送候間  
津々浦々へおいて入津者船足極印入念改之、出船之日限

日記帳記之、各被致印形出船可申付候、已上

卯後三月廿日

村上宇右衛門

羽州酒田湊と房州内浦迄東海廻り

御城米

浦 役 人 中

寅御城米送之事

九ばん  
印 尾花沢領

一、御米貳千四百三拾貳俵

此石八百九拾九石八斗四升

内 八百五拾三石六斗九升四合

四拾六石壹斗四升六合

此御運賃金百五拾兩壹分永百三拾壹メ貳分

但シ御米百石ニ付

金拾六兩貳分永百十貳文ツ、

此わけ

金百四拾貳兩貳分永百六拾九文三分

本米分

長州藤田直乘

船頭吟左衛門

羽州村山郡鷹巢村

上乘長次郎

欠米

七拾壹兩貳分

御前貸大坂渡ス

節儀數舛廻し等御改御請取可被成候、残り運賃金御渡シ

内 貳拾三兩三分

御中貸酒田湊渡ス

可被成候、送状仍而如件

四拾七兩壹分永百六拾九文三分 江戸ニ而可渡分

金七兩貳分永貳百拾壹文九分

享保二十年

羽州酒田湊船積所  
村上宇右衛門

内 五兩永百四拾壹文三分 三分式酒田湊ニ而渡ス

貳兩貳分永七拾文六分 江戸ニ而可渡分

卯壬三月

日野小左衛門様御手代

成田清六殿

内 貳俵 上乗糧米

一、米七拾四表 但シ五斗入 上乗船頭水主炊糧米

一、楠、樅、梅 四年造 但シ船頭水主炊共拾五人乘

一、檣杉 桁杉 楫白檉 帆式拾三端

一、綱拾壹房 内苧三房 茵三房 柶五房

一、鉄碇八頭 八拾貫目 六拾五貫目 五拾貫目

七十五メめ 六拾貫め 四拾五貫目

七拾メめ 五拾五貫目

船足極印限

右者村山郡去寅御城米積船東海廻り大坂改空船送状之通、

御米積立中貸御運賃金半金三分一之積り相渡舟足相改、

出船御道具相改、書面之通御米積立申付候、江戸着岸之

壹表三斗九升三合

船頭吟左衛門

一、御米三表 内壹表三斗九升式合 立合

壹表三斗九升四合

上乗長 八

此平均三斗九升三合

舛廻り上乗船頭立会見届相違無御座候 以上

前書之通日野小左衛門御代官所去寅御城米積送り候間、

津々浦々へおいて入津ハ船足極印入念改之、入津出船之

日記帳記入、各被致印形出船可被申付候 已上

卯

日野小左衛門手代  
村上宇右衛門 印

羽州酒田湊より房州内浦迄東海廻り

御城米浦役人中

金八兩壹分永百四拾八文八分三分式酒田湊渡り  
金四兩永百九拾九文五分 江戸ニ而可渡分

一、米百拾八俵 但シ五斗入 上乗船頭水主糧米

内米式俵 上乗糧米

寅御城米積送状之事

俵印…尾花沢領

一、御米三千九百七拾三俵 但シ三斗七升 船頭万太郎 周防国直乘

此石千四百七拾石壹斗 羽州村山郡寺内村 上乗佐次右衛門

内 千三百九拾四石六斗式升五合 本米

七拾五石三斗八升五合 欠米

此運賃金式百四拾五兩式分永百六拾八文

但シ百石ニ付金拾六兩式分永式百十式文ツ、

此訳ケ

船足極印限

九拾貫目 七拾五貫目

九拾五貫目 八十メ目 六十五メめ

一、鐵碇八頭 内百貫目 八拾五貫目 七拾メめ

一、綱拾三房 内苧四房 茵四房 柵五房

一、檣杉 桁杉 楫白檣 帆式拾七端

一、楠 松 樅 梅 三年造 船頭水主炊共拾九人乘

一、掛菰千五百八拾九俵

金式百三拾三兩永六拾九文七分 本米分

内 百拾六兩式分 御前貸大坂渡シ

三拾八兩三步 御中貸酒田湊渡シ

七拾七兩三分永六拾九文七分 江戸ニ而可渡分

金拾式兩式分永九拾八文三分 欠米分

寅御城米船積送状之事

八印 大山領

一、御米式千七百八俵 但四十八升大

筑前国産納直乘  
船頭吉左衛門  
羽州田川郡  
上乗清十郎

此石千貳百九拾九石八斗四斗

百貫目 八拾五貫目 七拾貫目

内 千貳百三拾三石五升

本米

一、鉄碇八頭之内 九拾五貫目 七拾五貫目 六拾貫目

内 六拾六石七斗九升

欠米

九拾貫目 七拾五貫目

此運賃金貳百拾七兩永貳百廿九文貳分

一、御米三俵 壹表

但シ百石ニ付金拾六兩貳分永貳百拾貳文ツ、

壹表

金貳百六兩永六拾七文三分

本米

壹表

百三兩

御前貸大坂渡リ

此平均

内 三拾四兩壹分

御中貸酒田湊渡リ

此舛廻し上乘船頭立会见届ニ相違無御座候 已上

六拾八兩三分

江戸ニ而渡分

船足極印限

永六拾六文三分

金拾壹兩永百六拾壹文九分

欠米

内 金七兩壹分永百九拾文

三分貳酒田湊渡リ

内 金三兩貳分永貳百貳拾壹文九分 江戸ニ而渡分

寅御城米積送状之事

一、米百六俵 但シ五斗入

上乘船頭水主炊共浪米

俵印入

内 貳表

上乘粮米

一、御米貳千八百八拾八俵 但シ四斗八升入

大坂富田屋 船頭松次郎

一、掛菰千八百八拾三枚

此石千五拾石貳斗四升

羽州田川郡燗山高村 上乘伝十郎

一、檣松、樅、梅 新造 船頭上乘水主炊貳拾人乘

内 九百九拾六石貳斗七升五合

本米

一、綱拾三房 内等四房 茵四房 柶五房

内 五拾三石九斗六升五合

欠米

此運賃金百七拾五兩永百拾六文六分

七拾ノ目 六拾ノ目

但シ御米百石ニ付金拾六兩貳分永貳百拾貳文ツ、

一、綱拾貳房 内芋四房、茵三房 枳五房

此わけ

一、檣樵 桁樵 楫白樵 帆式拾五端

金百六拾六兩貳分永拾六文壹分

本米分

船足極印限

八拾三兩壹分

御前貸大坂ニ而渡リ

老儀

内貳拾七兩三分

中貸酒田湊ニ而渡リ

一、御米三俵 老儀

立会

船頭松次郎

五拾五兩壹分

江戸ニ而可渡分

老儀

上乘伝十郎

永貳百四拾七文五分

此舛廻し平均

金九兩永拾八文六分

欠米分

右廻し方上乘船頭立会見届ケ相違無御座候 已上

六兩

三分ニ酒田湊ニ而渡リ

三兩

江戸ニ而可渡分

永拾八文六分

寅之御城米積送状之事

一、米

上乘船頭水主糧米

俵印●丸岡領

内 貳表

上乘糧米

一、御米千九百三拾八俵

月吉丸

長州藤田直乘 但シ四斗八升入 船頭伊右衛門

一、掛ヶ菰八百七拾五枚

此石九百三拾石貳斗四升

羽州田川郡平土村 上乘善兵衛

一、楠 松 縦 新造 但シ船頭水主炊共ニ拾六人乗

内 八百八拾貳石四斗四升壹合

本米

八拾五貫め 七拾ノ目 五拾五貫目

四拾七石七斗九升九合

欠米

一、銀錠 八頭内八拾貫目 六拾五ノ目 五拾貫目

此運賃金百五拾五兩壹分永貳百拾壹文七分

但シ御米百石ニ付金拾六兩貳分永式百拾貳文ツ、

此わけ

金百四拾七兩壹分永式百廿文五分

本米分

七拾三兩三分

御前貸大坂渡り

内 式拾四兩貳分

御中貸酒田湊渡り

四拾九兩

江戸ニ而可渡分

永式百廿三文五分

金七兩三分永式百三拾八文貳分

内 五兩壹分永七拾五文

三分式酒田湊ニ而渡り

式兩貳分永百六拾三文貳分

江戸ニ而可渡分

一、米三拾七石貳斗壹升

上乘船頭水主炊共糧米

内 式表

上乘糧米

一、掛ヶ菰

一、楠 松 梅

五年造

船頭水主炊共拾五人乘

八拾五メめ

七拾貫目

五拾五貫目

一、鉄碓八頭

内八拾メめ

六拾五貫目

五拾貫目

七拾五メめ

六十メめ

一、綱拾壹房

苧三房

茵三房

柶五房

一、檣杉 桁杉 楫白檣 帆式拾三端

船足極印限

壹俵

一、御米三俵 壹俵

壹俵

此廻し平均

右廻し方上乘船頭之会见届ケ相違無御座候 已上

寅御城米積送状之事

俵印●丸岡領

禪市丸

一、御米千四拾六俵

但四斗八升入

此石千三拾石八升

内 九百七拾七石壹斗五升壹合

五拾貳石九斗貳升九合

此運賃金百七拾貳兩永四拾七文

但シ御米百石ニ付金拾六兩貳分永式百拾貳文ツ、

長州梶浦直乘

羽州田川郡廿六木村

上乘權三郎

本米分

欠代米分



此わけ

八拾壹兩貳分

御前貸大坂ニ而渡リ

内 貳拾七兩壹分

御中貸酒田湊渡リ

五拾四兩貳分

江戸ニ而可渡分

永五拾壹文五分

右廻し方上乘船頭立会见届ケ相違無御座候 已上

金八兩三分永九拾五文五分

欠米分

内 五兩三分永百四拾七分

三分式酒田湊ニ而渡リ

貳兩三分永百九拾八文五分

江戸ニ而可渡分

一、米四拾壹石貳斗三升貳合

上乘船頭水主炊共糧米

内 貳表

上乘糧米

一、掛ヶ菰四千八百八拾四枚

一、御米貳千六百四俵但シ四斗八升入

長州藤田直乘

船頭彦之丞

一、楠 松 縦 梅 貳年造

船頭水主炊共拾六人乘

九拾五貫目 八拾貫目 六拾五貫目

内 千八百八拾五石六斗九升五合

本米

一、鉄碓八頭

内九拾貫目 七拾五貫目 六拾貫目

八拾五貫目 七拾メめ

此運賃金貳百八兩三分永百三拾六文六分

一、網拾三房 内荳四房 茵四房 栢五房

御米百石拾六兩貳分永貳百拾貳文ツ、

一、檣 檣 桁 楫 帆 帆式拾五端

此わけ

船足極印限

金百九拾八兩永百五拾三文三分

本米分

壹俵

一、御米三俵

立会

船頭与市郎

壹俵

此舛廻し平均

伊吉丸

寅御城米積送状之事

長州藤田直乘

羽州田川郡

上乘久左衛門

九拾九兩

御前貸大坂ニ而渡リ

寅御城米船積送状之事

内 三拾三兩

御中貸酒田湊ニ而渡リ

六拾六兩

江戸ニ而可渡分

一、御米式千七百八俵 但シ四斗八升入

筑前国産納直乘  
船頭吉右衛門  
羽州田河郡

永百五拾三文三分

此石千式百九拾九石八斗四升

上乘清十郎

金拾兩式分永式百三拾三文三分

欠米分

千式百三拾三石五斗

本米

内 七兩永百五拾五文五分

三分式酒田湊ニ而渡リ

六拾六石七斗九升

欠米

内 三兩式分永七拾七文八分

江戸ニ而可渡分

此運賃金式百拾七兩永式百廿九文式分

一、米百貳俵 但シ 五斗入

上乘船頭水主炊糧

但シ百石ニ付金拾六兩式分永式百十式文ツ、

内 貳表

上乘糧

此わけ

一、楠 樅 梅 新造 但シ船頭水主炊共拾八人乗

金式百六兩永六拾七文三分

本米分

百拾貫目 九拾五貫目 八拾メ目

百三兩

御前貸大坂渡リ

一、鉄碇八頭 内百五メめ 九拾貫目 七拾五メ目

内 三拾四兩壹分

御中貸酒田湊渡リ

百貫目 八拾五メめ

六拾八兩三分

江戸ニ而可渡分

一、綱拾三房 内葶四房 茵四房 楨五房

永六拾七文三分

欠米分

一、檣杉 桁杉 楫白檣 帆式拾七端

金拾壹兩永百六拾壹文九分

欠米分

内 金七兩壹分永百九拾文 三分式酒田湊渡リ

金三兩式分永式百貳拾壹九分 江戸前ニ而可渡分

一、米百六俵 但シ五斗入

上乘船頭水主炊共糧米

内式俵

上乘粮米

此運賃金百九拾貳兩永貳百壹文貳分

一、掛菰千八拾三枚

此訳ケ

一、楠 松 樅 梅 新造 船頭水主炊共式拾人乘

金八拾貳兩壹分永七拾五文四分

本米分

一、綱拾三房 内葶四房 茵四房 捲五房

九拾壹兩壹分

御前貸大坂渡り

一、檣楨 桁楨 楫白樫 帆式拾五端

内 三拾兩四分

御中貸酒田湊渡り

百貫め 八拾五メめ 七拾メめ

六拾兩貳分七拾五文四分 江戸ニ而可渡分

一、鉄碓八頭 内九拾五メめ 八拾メめ 六拾五メめ

金九兩三步永百貳拾六文

欠米分

九拾メめ 七拾五メめ

金六兩貳分永八拾四文 三分式酒田湊渡り

船足極印限

金壹兩壹分永四拾二文 江戸ニ而可渡分

一、米九拾四俵 五斗入

上乘船頭水主炊共三根米

内式俵

上乘粮米

寅御城米船積送状之事

●印丸岡領

一、掛ヶ菰九百五拾八枚 船頭水主炊共式拾人乘

一、御米貳千三百九拾六俵 但多四斗八升入 筑前国直乘 船頭与四蔵

一、楠 樅 梅 五年造 九拾貫目 八拾メ目

上乘喜 助

一、鉄碓八頭 内百五貫め 九拾貫目 七拾五貫目

此石千百五拾石八升

百メめ 八拾五貫め

内 千九拾石九斗八升五合

本米分

一、綱拾三房 内葶四房 茵四房 捲五房

五拾九石九升五合

欠米分

一、檣楨 桁楨 楫白樫 帆式拾五端

船足極印限

米三拾五石六斗六升三合

三拾三石八斗三升壹合

本米

内 壹石八斗三升貳合

欠米

寅御城米船積送状之事

●●印

米九百八拾壹俵八升 三斗七升八

延米領

米三百六拾三石五升

三百四拾四石四斗三升貳合

本米

拾八石六斗壹升八合

欠米

此運賃金貳百拾九兩貳分永七拾四分壹分

但シ御米百石ニ付金拾六兩貳分永貳百拾貳文ツ、

此わけ

十五番

一、御米貳千九百六拾壹俵 五斗壹合 筑前残島 船頭權 作

此石千三百石拾三石八斗七升壹合 羽州村山郡鶴子村 上乘茂右衛門

内 千貳百四拾六石三斗九升七合 御本米之分

六拾七石四斗七升四合 欠米之分

此わけ

△印 御米千九百六俵貳斗七升八合 四斗八升八 大山領

内 貳百拾六石壹斗六升

戌b初候置粉之分 大山附丸岡領共ニ

是ハ一応置粉ニ而被仰付候得共、御廻米ニ当

春被仰付候分共ニ

内 八百六拾八石壹斗三升四合 本米

四拾七石貳斗四合 欠米

●印 米七拾四俵壹斗四升三合 四斗八升八 田河郡 丸岡領

金貳百八兩壹分永四拾七文九分

本米

百三兩

御前貸大坂渡リ

内 三拾五兩

御中貸酒田湊渡リ

七拾兩壹分

江戸ニ而可相渡分

永四拾六文九分六厘

金拾壹兩壹分永貳拾六文貳分

欠米

内 七兩貳步永拾七文四分

三分式酒田湊渡リ

三兩貳分永八文八分

江戸可渡分

一、米百六俵 上乘船頭水主炊共糧米

内 式俵 上乘糧米

付候分共

千百六拾九石七斗六升九合 本米

一、掛菰千八百八拾五枚

六拾三石式斗三升壹合 欠米

一、楠 松 樅 式年造 船頭水主炊共式拾人乘

此わけ

百拾メメ 九拾五貫目

●●印 御米式千貳百拾貳俵式斗三升 尾花沢領

一、鉄碓八頭 内百五メメ 九十メメ 七拾五貫目

此石八百拾八石六斗七升 本米

百メメ 八拾貫目

四拾壹石九斗八升三合 欠米

一、綱拾三房 内荳四房 茵四房 椀五房

●●印 御米千百拾九俵三斗 延沢領

一、檣杉、桁杉 楫赤檣 帆式拾八端

此石四百拾四石三斗三升

船足極印限

三百九拾三石八升式合 本米

式拾壹石式斗四升八合 欠米

此運賃金式百六兩永五拾九文

但シ御米百石ニ付金拾六兩式分永式百拾貳文ツ、

寅御城米船積送状之事

十四番

一、御米三千三百三拾貳俵

筑前国残島直乘 船頭善 六

金百九拾五兩壹分永式百四拾壹文八分 本米分

此石千貳百三拾石壹斗六升

羽州村山郡芦沢村 上乘太兵衛

九拾六兩三步 御前貸大坂渡リ

米式百三拾三石八斗四升 戊午初候置初之分

内 三拾貳兩三分 御中貸酒田渡リ

内 是ハ一応置初被仰付候得共御廻米ニ当春被被仰

六拾五兩三分 江戸ニ而可渡分

永式百四拾壹文八分

吉藏船

金拾兩貳分永六拾七文貳分

欠米分

一、金七兩貳分永四拾貳文八分

吟左衛門船

七兩永四拾四文八分

酒田湊<sup>ニ</sup>而三分式渡り

一、金八兩壹分永百四拾八文八分

万太郎船

内 三兩貳分永貳拾貳文四分

江戸<sup>ニ</sup>而可渡分

一、金四兩貳分永百七拾七文五分

積合 善六船

一、米九拾八俵 但シ五斗入

上乘船頭水主炊糧米

都合三拾八兩貳分永五拾八文六分

内 式俵

上乘糧米

一、掛菰千三百三拾三枚

右之通欠代運賃金積合共相渡申候、其他着岸之砌御引合

一、楠 松 梅 四年造

船頭水主炊共貳拾壹人乗

御考可被成候 以上

百拾ノメ

九拾五貫目

八拾貫め

外四月廿四日

酒田御圍役人

星河重兵衛

一、鉄碇八頭 内百五ノメ

九拾貫目

七拾五貫目

百貫目

八拾五貫目

江戸納名主

鈴木小兵衛殿

一、檣柁 桁柁 楫白檣

帆式拾六端

船足極印限

欠代運賃金三分渡覚

一、金六兩永百拾三文七分

平六船

一、金六兩貳分永百八拾四文五分

三郎右衛門船

3 卯春御城米ニ付四ヶ領割合帳

(表紙)

享保二十年	御台所附尾花沢領
卯春御城米ニ付四ヶ領割合帳	
三月廿五日	出役
	五右衛門
	同人
	重兵衛

寅納当卯御廻米ニ付酒田御圍御陣屋諸道具并諸色調物水  
夫給飯料共入用

- 一、 錢百拾文
- 一、 百廿文
- 一、 廿弐文
- 一、 百四拾三文

- |           |         |         |
|-----------|---------|---------|
| 一、 下敷かや代  | 一、 拾弐文  | 半紙壹丈    |
| 一、 すたれかや代 | 一、 拾八文  | しやし打油   |
| 一、 なわ壺東余  | 一、 九文   | とうふ代    |
| 一、 大奉弐状九枚 | 一、 拾弐文  | はけ壺本    |
|           | 一、 拾四文  | ひさく弐本   |
|           | 一、 四文   | ふくろ付木   |
|           | 一、 八文   | はうき弐本   |
|           | 一、 五拾六文 | 雑巾水通茶袋  |
|           | 一、 拾八文  | ふきん調代   |
|           | 一、 百拾五文 | 金鉢壹ツ    |
|           | 一、 廿九文  | 金しやくし弐本 |
|           | 一、 十弐文  | 汁しやくし壺本 |
|           | 一、 四拾五文 | 砂鉢壹ツ    |
|           | 一、 百文   | 長持かき一ツ  |
|           | 一、 廿弐文  | みそこし    |
|           | 一、 六拾文  | 薪弐束代    |
|           | 一、 廿文   | かつふし壺ツ  |
|           | 一、 拾五文  | 青もの     |

- 一、 五文
- 一、 拾八文
- 一、 百四拾五文
- 一、 八拾五文
- 一、 拾文
- 一、 百四拾文
- 一、 百八拾文
- 一、 貳百拾文
- 一、 拾文
- 一、 六拾五文
- 一、 五拾五文
- 一、 五百三拾文
- 一、 四拾五文
- 一、 九文
- 一、 拾五文
- 一、 百三拾五文
- 一、 八百四拾文

塩調代

酢しやうゆ代

〇 壹枚

〇 しら十

はし

旦那様せん一

わん三人前

せん三人前

手塩皿壹枚

たはこほん

同 道具代

鍋貳ツ 壹升

貳升

同 ふた貳枚

ちや袋壹ツ

油

わら蒔九枚

ふる蒔拾三枚

一、 四拾六文

白米貳升

三月廿五日晚飯米

一、 百五拾文

四ヶ領支度之内

一、 拾五文

なへいかけ

一、 貳百文

水風呂給賃

一、 三拾五文

てらすたらい

一、 拾三文

〇 酒給ちん

一、 百九拾文

〇 〇 たらい

一、 四貫七拾文

外 三百廿文 御台所米つき薪わりちん

水夫給金飯料共割

一、 日数七拾五日分

三月廿五日と五月十三日連之分

此給錢 四貫五百文

一、 米七斗五升

日数七拾五日分

但一日ニ玄米壹升ツ、

二〇

此代壹貫四百六拾文

但六拾八表八分五リン

一、 五貫九百六拾文



外

一、百五拾六文

白右衛門方

筆墨代

是八日頃方度々書物被仰付并御茶目送り相認候二付

都合拾貫五百六文

両かへ四千九百六拾文かへ

此金貳兩卜五百八拾六文

一、金四兩貳分五百文

旦那様へ御祝儀

并御内衆水寄共

此錢廿貳貫五百文

都合三拾三貫六文

此金六兩貳分永百五拾四文四分

此割御米百石ニ付永三拾六文七分六厘六毛

米四千五百拾五石壹斗五升七合

錢八貫貳百三拾四文

大山領

此金壹兩貳分永百六拾文

米三千四百拾六石六升四合  
同五貫七百三拾七文

此金壹兩永百五拾六文七分

丸岡領

米千三百三拾四石七斗八升六合

同貳貫七拾文

此金壹分永百六拾七文三分

松前渡り米

大山丸岡領分

米六千七百四拾八石六斗六升

同拾貳貫三百八文

此金貳兩壹分永貳百三拾壹文五分

尾花沢領

米貳千五百五拾三石三斗八升

同四貫六百五拾七文

此金三分永百八拾九文

延沢領

都合壹萬八千九拾八石四升七合

四ヶ領惣米高辻

右割大山丸岡松前渡米割共二

寄

金壹兩貳分永百六拾文

大山領方出候分

金壹兩永百五拾六文七分

丸岡領方出候分

金壹兩永百六拾七文三分

松前渡米分出候分

津輕様御荷物左之通積入

小以三兩永貳百三拾四文

此錢壹ノ百三拾四文

一、むしろ包御荷物 十八箇

鱒ヶ沢へ送り荷物左之通

内

貳兩壹分下錢五百文

毎度請取置候分なり

一、掛わた 四箇

壹分ハ

先達而預り候分なり

一、油紙包 壹ツ

庄内へ送り荷物左之通

一、くりわた 貳本入 貳百五拾本

一、木綿・古手・南京綿 其外取入候 貳百拾壹箇

4 文政十一年子八月十一日時代

秋田能代浜田浜ニ而破船

右之通積入、七月四日大坂出帆仕、夫ら兵庫ニおゐて撰

撰州兵庫紅屋権蔵浦状写

州姫路ら庄内江送り荷物 一、古手類 貳百三拾四箇

乍憚口上覚

私乗船九百石積水主共拾壹人乗、於大坂表、津輕様御国

右之通積入、七月六日兵庫出帆仕、段々航下り、同十二

元ら為御登御米御請負御雇ひ船ニ貸上罷下り候ニ付、御

日子州岩城江入津、同十五日同州出帆、同廿一日下ノ関

荷物并鱒ヶ沢送り荷物其外羽州庄内表へ送り荷物早々積

へ入津、同廿四日同所出帆、同廿七日雲州崎浦へ入津、

入申候

同廿八日同所出帆、八月六日粟嶋江入津、同八日同処出帆仕候処、暮方ら出し風ニ而庄内口江寄付候事不相成、同十日夜八ツ時頃ら未申風ニ而吹替、雨付ヶ候而一向山見

得不申、同十一日朝漸々戸賀山見い申候故、同所江入津

一、油紙包

壹ッ取揚

仕度潜切居候得共、同所も乗落し、無抛津輕深浦へ心掛

右者鰺沢ら荷主参候ニ付、残相渡申候

航下り候処、弥増吹募り大波事ニ而戸賀山之内へ為打寄

候故、精々潜切候得共、波高二而一向沖へ出不申次第地

庄内へ送り荷物

方へ被為打寄、昼九ッ過頃ニ相至候処、定筈被打取、其

一、くりわた

式本入 百九拾式丸取揚

上五人被打払候ニ付所詮難保候故、上荷物式百箇斗も打

捨精々相働居候内、く、り切れ候処、働自由ニ不相成事

一、同

式本入 拾式丸

ニか、り居候事も不相叶、無抛七ッ時頃御当所浜へ船上

右者破船場ら三里上浜須口村と申処へ流寄候分

ケ候処、椿村両御役人様并村役人衆御人足大勢召れ、御

取揚

出張被下置、乗組人数悟我等も無之助命仕、難有仕合奉

一、木綿・古手・綿類取入候品々式百廿三箇、其外散乱

存候、中荷等紛敷義も無之、為御取揚被下候段重々難有

二而流寄、残潜之者取揚候木綿・古手・解もの夜具

仕合ニ奉存候、其節為御取揚被下候中荷并諸道具共ニ左

之類品々

ニ奉申上候

右者庄内ら荷主参候而、残相渡申候

津輕様御荷物

一、むしろ包

七箇取揚

船諸道具

右者津輕表ら御役人様御出ニ付残御渡申上候

一、櫓

壹本 一、桁

壹本

津輕鰺ヶ沢へ送り荷物

一、梶

壹羽 一、橋船

壹艘

一、わた取入

四箇取揚

一、いかり

六頭 一、から苧

四房

一、鯨細網 貳房 一、市波網 貳房

一、桧綱 三房 一、苧卷込 四房

一、身繩切々 五丸 一、前くり切々 三丸

一、手繩 貳本 一、苧根付 四本

一、中帆 壹通 一、橋船帆 壹通

一、しゅろ切々 貳丸 一、苧小道具切々 十六丸

一、市波取合 三丸 一、市はなひこ 壹丸

一、帆切々 六丸

一、船骸具

右代金九両三步百七拾五文

右者入札を以能代町市□申ものへ売払申候

一、いたミ梶 壹羽

代拾貫文

右者入札を以茂浦村へ売払申候

右之通御座候間、御見届、浦御證文被下置度奉願上候

水主

丈八八百次

慶藏専藏

草藏与市

作五郎万歳

友藏国松

能代問屋 谷内孫左衛門

同 清水

八森村肝煎 九兵衛

菊地七藏

文政十一年

子九月廿三日

前書之通海上之儀者不存候得共、当浦ニおゐて相改候処

少も相違無御座候

検使

黒子軍兵衛

摂州兵庫 紅屋治兵衛船  
沖船頭 権藏

右撰州兵庫紅屋治兵衛船、当浦ニ而荷物打捨候由訴来候  
間、相改浦状申付候 以上

十月朔日

佐竹右京大夫

家中

黒子軍兵衛

添判

紅屋治兵衛との

## 史料二 船方役人出入

### 1 乍恐以書付御願奉申上候

一、叡上川通船之儀、去ル子年御直差配被仰付、順番無  
甲乙御仕法ニ而舟持一同難有相続仕来候所、近年最上  
産物不足ニ相成、夫丈ケ運送無之、舟儀連々仕当ニ逢  
兼、舟方困窮弥増相続可仕様無之、追々売舟潰舟等出  
来、御廻米御積受往々差支ニも可相成哉与恐入多奉存  
候、近来積荷不足ニ而舟方難渋し候ニ付、御城米御運  
賃式割減被仰付、其上酒田湊渡シ方ニ而多分目切欠米  
出来舟方必至与難渋仕候、且叡上産物川舟方御役所御  
調ヘニ而も、先年など至而不足ニ奉承知候得共、酒田沖  
之口入荷高承り候得ハ、舟方相続出来兼候程之荷不足  
ニも相聞候不申、不審ニ奉存候処、酒田船上郷江荷物  
積登リ、空船ニ而罷下り候砌、上郷川岸附村々ニ而諸  
品荷調、又者荷主江相對ニ而諸荷物隠積下り、大石田  
御役所御改正ニ付、陸揚仕置キ夜中ニ至リ、送り下ケ

積下候段專風聞、右荷物之内御役荷も可有之哉様子、

左候得ハ御役永御取立等達々相減候御事与乍恐奉存候

ハ曆然、御上之御不益叡上舟方相統ニ相抱リ候儀故、

何共歎敷奉存、舟持共ニ叡寄及内談、御上之御不益ニ

も不相成、舟方相統も出来候様仕度儀、御役所成行相

考候処、全御下役神部源八殿所意ニ相見江、同人長屋

江酒田舟頭共竊ニ出入仕、隠荷積高ニ応シ御祝儀与号

シ金子差出候得ハ、請取之穩便ニ積下候様御撰斗被成

候風聞、叡上舟々荷物積下候砌ニも御祝儀錢五百文宛

差出候様仮惣代之もの申聞差出候舟々も有之、御定法

之荷物積下リ、新規成御祝儀等差出候而ハ、舟方弥増

困窮仕候事故不差出舟も有之候処曆然下船差支等之儀

も出来候得ハ、無拗差出来候風聞絶言語候御事ニ奉存

候、御改正之御役所佞邪之意人ニ而相乱候儀等閑仕置

候ハ、往々如何躰之儀出来候哉も難斗、恐多奉存候得

共、神部源八殿ニ付左ニ奉申上候、

一、叡上舟々順番無甲乙向舟被仰付候儀、順番帳御役所

并舟持惣代手元ニも有之、月々引合来候儀、近来仮惣

代故哉自檢不仕由、勿論順番ニも不抱運送余計仕候  
舟々も有之候、是全神部源八殿御執計ニ相聞候事、

一、叡上舟頭共江諸荷物被相頼、右代金錢をも御払無之、  
及催促候得ハ不相払而已ならず、右舟江差障リ之儀出

来達恐仕候事

一、舟持仮惣代太郎右衛門・勘之丞・作右衛門三人ニ而

相動来候処、神部源八殿・作右衛門江密談之上舟方勸

定と事寄セ、太郎右衛門三月廿八日も丹今御用引為致

勘之丞ハ盲目作右衛門老人と執計為致、舟頭共も金錢

取之、配分致候所存ニ相聞恐敷工ミ奉存候事

右前条奉申上候訳柄ニ而舟方相統ニも相抱リ、難渋至極

歎敷奉存候ハハ恐敷、吉田善四郎様御正当御下役遅沢長

之助殿も悪敷風聞も在之、神部源八殿老人之所意ニ相聞

候間乍恐御慈悲之御堅慮被成下置、神部源八殿早速休役

被仰付被下置候ハ、舟方取締ニも相成、大勢之舟持一

同難有仕合被存候、且仮惣代之もの共相談仕、御用□□

□ニ相動候様可相成哉ニ奉存候間、御上之恐ヲも不顧、

有躰書付御願奉申上候 以上

亥十月

舟持

嶋田帶刀様

## 2 船方割返錢支払ニ付願〈仮題〉

(前欠) 中出勤御免被仰付、此節專御用相勤候太郎右衛門、右割返錢渡不申儀如何様之所存ニ御座候哉、近頃舟方甚難洪仕、既ニ去暮船水主召抱兼候程之儀ニ御座候得共、御廻米御用船御差支相成候而者恐多奉存候間、取分ケ困窮之船持者所持之品書入等ニいたし、金子調達漸水主召抱候儀ニ御座候、斯困難之船方太郎右衛門役儀仕乍有弁、右割返錢不仕義私欲押領も同様之儀と奉存候、尤太郎右衛門附之船々并熟意之舟江ハ割返錢相渡候と相見得無其儀候、太郎右衛門如何躰之含ニも御座候哉、去ル

午年惣代安太郎相手取出入之節太郎右衛門江馴合荷担任候者、其節之為謝礼旧冬金子差出候様粗風聞も御座候、右様之手操宜敷身分ニ而私共船々江割当之分不相返儀何共難心得奉存候、敢早奉願上候而忝々年相立候義、乍恐御勘察被成下度奉存上候、且又旧暮勘之丞并舟持清次郎・五郎七御呼出被仰聞候ニ者去三月中差上候願書御下ケ之趣相成丈ケ熟談仕候様乍去強而相願候ハ、其支配地頭も添翰を以願出候様兼而被仰聞候得共、当御役所之儀者御料御私領入会之船持御支配之儀と乍恐奉存候間、此段御勘弁を以御取上被成下置度奉願上候、扱又作右衛門附船持私共去亥三月中太郎右衛門余内錢割返之分、壹艘ニ付錢五貫文余相当り候間、是又相渡候様東根村善助外舟持も被相願出候事と存、私共ニも連印相願候様申二付、難洪之船方幸いと奉存、割返錢受取度連印相願候処、今般作右衛門も申聞候ニ者、旧冬作右衛門留主中喜助・太郎右衛門内濟之書付差上候様御座候得共、何様之趣意ニ而内濟仕候哉、割返錢無之、一向喜助も無沙汰ニ付、右濟口證文江作右衛門印形無之段承知仕候間、事相分候迄

印形差扣候様作右衛門江申談置候所、右ニ付今般作右衛門儀不寄存御撮当奉請、恐入当惑歎敷奉存候、不正之太郎右衛門一丹勤無難之、作右衛門奉請御撮当之義、乍恐何様之御儀ニ可有之哉、愚味毎之船持ニ御座候間、御利害被仰聞被下置度奉存上候、左般喜助内濟仕候義ニ御座候ハ、連印之船持江一応沙汰も可有之候処無其儀、勿論最初連印ニ而奉願上候義、喜助老人之印形ニ而濟口證文差上候義御上を不恐儀と奉存候、右割返錢無之候而者難渋之舟持難立行奉存、乍恐今般一同猶又奉願上候、太郎右衛門悪敷風儀を見治ミ、已來心得違之者出来候而者舟方不相統之基歎敷奉存候間、何卒格別之御慈悲を以太郎右衛門江御利害被仰聞、割返錢相渡候様被仰付被下置度、連印ヲ以奉願上候、尚御尋之儀者口上ニ而可申上候以上

大右田  
舟持  
清次郎 (印)  
同  
与 助 (印)  
同  
清 吉 (印)

文化十三年子二月

同  
安太郎 (印)  
横山  
舟持  
仁右衛門 (印)  
同  
五郎七 (印)  
同  
善五郎 (印)  
同  
鶴之助 (通船様付)  
同  
字之吉 (通船様付)  
同  
庄 助 (印)  
同  
間之助 (通船様付)  
稲下村  
舟持  
利兵衛 (印)  
新町  
同  
忠 藏  
代太吉 (印)  
吉田村  
同  
助 作 (印)  
沢渡村  
同  
吉郎右衛門 (印)



觀音寺村

同

權八

代藤藏印

東根村

同

勇藏

印

伝之助

印

同

弥作

代勇藏印

清水村

同

東左衛門

代安三郎印

古口村

同

忠次郎

代金平郎印

同

甚藏

代五郎七印

川舟方

御役所

前書之通奉願上候ニ付奥印形仕候 以上

舟方假物代

勘之丞

印

### 3 乍恐以書付奉願上候

一、船方銘細帳午未兩年分当月五日（二月五日限）奉上納候様被仰付候所、延引ニ付仮惣代兵右衛門・儀兵衛・円七・清次郎・卯右衛門村預被仰付、四日町名主半右衛門・大石田村組頭喜助奉預り、追々御吟味中舟持共之内最寄ニ而願書奉差上候所、不束之儀ニ而願書御下ケ相成候段承知仕、右舟持共所持致難心得奉存居候処、舟方会所筆取久太郎・大石田村百姓土屋忠兵衛舟持惣代ニ差出度願之由、土屋忠兵衛儀者先年舟高持之義ニ付（当時舟持ニ無之候得共）見立候哉ニ奉存候得共、家類之久太郎本役ニ奉願上候儀不相当勿論舟方惣代之儀者舟持一統相談之上、舟持之内も直躰成もの見立、惣舟持連印を以可奉願上儀最寄ニ而奉願上、万一御取上ケニも相成候ハ、舟方我假ニ致度匠与歎數奉存候、尤最寄願書奉差上候迎、御取上ケ不被為遊儀相弁、願書奉差上候ニ者深謀計も有之儀与清相考候処、先仮惣代太郎右衛門・勘之丞・作右衛門勤役中、太郎

右衛門舟方余内取立錢多分引負仕、銘細帳差上兼、御役所<sup>ら</sup>三人之もの休足被仰付、舟持一同御召出シ、舟持兵右衛門・儀兵衛・長兵衛・円七・清次郎・佐七・惣代被仰付銘細帳奉差上候儀ニ付、今般可奉差上銘細帳へ印形相拒候ハ、先之惣代同様可被仰付与相匠候哉ニ奉存候得共、右とて始末違当惣代舟方江多分差替も出来候儀承知仕候所、当月五日（二月五日）夜惣代清次郎・舟持長兵衛・惣吉横山村江立越、舟持共江何様之儀申進候哉、川船方御用焼灯持参、願書印形取之儀風聞追々承り、驚入、舟持長兵衛取扱名主半右衛門を以相尋候所、清次郎進メニ而無余儀罷越候趣、謀斗匠候儀者半右衛門有躰不申聞候へ共、銘細帳江印形為相拒、舟方諸勘定も夫成致度匠ニ相聞候処、勘定相立候分無取引ニ者難相成儀ニて、本町久兵衛・四日町宗兵衛立入、惣惣代五人并長兵衛江内熟申入、御役所御吟味村預ケ御免被成下度、名主半右衛門・組頭喜助連印奉願上候所、御慈悲之御勘弁を以御免被成下置候ニ付実意を以勘定取引可仕儀、不実意我假申もの有

之哉ニ而、勘定取引相済不申、私方筆墨紙其外諸品代会所<sup>ら</sup>私呉不申、迷惑山程ニ奉存候、且先ニ惣惣代人休足被仰付候跡、舟持長兵衛・清次郎御用相勤中、舟々<sup>ら</sup>取立錢預り置キ、丹今勘定不仕、猶去未年も舟々<sup>ら</sup>取立錢預置候而舟方勘定無取引之沙汰眼前勝手、恐敷匠与愚考仕候、此上何様之儀相匠ニ候哉も難斗、困窮之舟方隔心ニ相成、及難洪候儀者曆然之儀と奉存候間、乍恐無扨奉願上候、何卒御慈悲之趣御憐愍を以惣惣代清次郎・舟持長兵衛・惣吉御召出御礼明被成下、舟方穩ニ一同相統仕候様、幾重ニも奉願上候、猶御尋之儀者乍恐口上を以可奉申上候、以上

大石田四日町舟持  
願入 兵三郎

申二月

川松方  
御 役 所

4 乍恐以別紙書付奉願上候

一、酒田舟壹艚も通舟度毎切手錢上郷行百文 大石田揚  
五拾文取立、船方会所建弘足合仕、巨細銘細帳にも書  
載、年々御役所江差上候儀ニ御座候処、左切手錢之儀  
も年季明ニ相成、去ル巳年も酒田舟壹艘も上郷行三百  
文、大石田揚式百文宛最上舟方江内助合錢仮惣代共取  
立、壹ヶ年ニ酒田舟都合六百艘と見詰、壹ヶ年凡錢百  
七拾貫文程相成候処、右仮惣代共船方へも無相談、右  
錢を以兵次兵衛發起無尺等ニ加入改居、余錢之分も不  
少有之候処、何連ニ致居候哉一向舟方へも不聞申、右  
仮惣代共我仮勝手ニ取斗置候段甚以難心得奉存候、猶  
又右四人之もの共不得止事御直差配之御仕法を乱、甚  
不正之取斗多不取締ニ相成、最上舟之内右仮惣代四人  
江手寄候舟々并酒田舟通船仕、右舟々川舟方御役所之  
御改相濟下船仕候上、仮惣代共と馴合、大石田下瀬辺  
も勝手之差働を以、商人諸荷物隠積致させ、最上船頭  
共積送可申商人諸荷物格別合相減、弥増舟方相続難相

成奉存候間、何卒御吟味被成下度奉願上候、依之此段  
乍恐以別紙御願奉申上候 以上

文政九年戌十二月廿七日

舟持廿九人願惣代  
大石田四日町  
船持 長兵衛 印

同断  
毒沢村  
同 吉兵衛 印

田口五郎左衛門  
川舟方  
御 役 所

5 乍恐以書付御願奉申上候

一、私欲押領出入

当御支配所 廿九人  
羽州村山郡最上船持三拾人代  
大石田四日町船持  
願人 長兵衛  
同御支配所  
同州同郡同断  
毒沢村舟持  
善兵衛

同御支配所  
同州同郡舟方惣代  
大石田四日町  
相手 兵次兵衛

同御支配所  
同州同郡同斷  
大石田村  
同 清次郎

同御支配所  
同州同郡同斷  
同村  
同 円七

同御支配所  
同州同郡同斷  
同村  
同 儀兵衛

右者最上舟持廿九人願惣代大石田四日町舟持長兵衛并毒  
沢村名主善兵衛乍恐御願奉申上候者、最上川通船艚先年  
請負差配御座候處、追々減船仕候ニ付、鈴木喜左衛門様  
御支配之砌、寛政三亥年尾花沢御役所江、村山郡商人并  
舟持御召出、難儀之筋可有之哉有林可奉申上様御尋ニ付  
舟持共并村山郡商人共一統難儀之趣書付を以奉申上候所  
御聞届被下置、村山郡商人并船持共為御救請負人御取放  
御改正御直差配被仰渡候ニ付、潔白ニ相成、舟々順番甲  
乙も無之、舟方一統渡世罷成、難有相続仕来候處、其後

被仰付候御仕法自然与乱、舟方相統難相成罷成、先船方  
惣代太郎右衛門・勘之亟・作右衛門右三人之もの、舟方  
諸勘定も不仕、明細帳も不奉差上、旁不埒ニ而役儀御取  
放ニ相成候ニ付、追而本役之もの相立候迄、舟持高之も  
の兵次兵衛・円七・清次郎・長兵衛・卯右衛門・儀兵衛  
六人之ものへ当分惣代役被仰付候得共、長兵衛儀先達  
而退役仕候處、残五人諸事取斗方同腹不仕、私欲ニ相抱  
我俣勝手而已取斗候儀不本意ニ存候故、卯右衛門儀四五  
年以前も退役奉願願候得共、外兵次兵衛・円七・清次郎  
儀參四人之もの共何分ニも退役願書奥印差支候ニ付、無  
抛相勤罷有候趣ニ御座候、右四人之もの共不得止事御直  
差配之御仕法も乱し、甚不正之取斗多、不取締ニ相成、  
猶又御改正方船方金錢受私、年中諸入用其年限船持寄合  
取調勘定可仕候所、一向近年勘定等も無之、申西式ヶ年  
之儀明細帳も不奉差上趣ニ付、当月朔日右惣代共并私  
共外船持之もの迄川舟方御役所へ御召出御札之上、立会  
勘定被仰付候ニ付、船方会所ニおゐて右勘定帳三名掛り  
候得共不相分候ニ付、当月十六日迄御日延奉申上候得共

右仮惣代共押領之筋有之、迎も明細帳ニ印形難相成奉存候間、何卒御吟味被成下度奉願上候、且又酒田舟老艘の通船度毎切手銭上郷行百文、大石田揚五拾文宛取立、船方会所入用遣払足合ニ仕、巨細ニ明細帳ニも書載、年々御役所へ差上候儀ニ御座候所、右切手銭取立之儀も、年々季明ニ相成、去巳年と酒田船老艘と錢三百文宛仮惣代之もの共取立來候ニ付、去々年ニ酒田舟都合六百艘と見詰錢百八拾貫文程ニ相成り候處、右取立錢之分取立帳并明細帳遣払ニも書載不申、舟持共諸人用割合者以前之通相掛申候、仮惣代四人之もの共酒田船頭共と割合、商人諸荷物隠積為致、取上船頭共積送可申商人諸荷物格別相減、甚以難儀至極奉存候、右仮惣代共舟方を見掠諸事我假勝手之筋而已取斗、勤方等閑ニ而平日老人も会所江詰合不申ニ付、積荷調書印形申受候ニも右惣代共之居宅ノ江罷越印形取揃候上、惣代を以御役所江調書付奉差上候ニ付誰被と手ニ手ニ身通仕候ニ付、尺取不申舟之儀者順風又者水之浅深ニ依而往返仕候物故、一日後れハ多日之後ニ相成、夫丈ケ諸人用も相掛申候、不引合之舟方弥以難洪仕

候、且又商ひ筋之儀者相場事ニ而一日半日間ニ直段狂ひ候儀も有之、甚損失ニ抱り候儀ニ御座候、旁以右躰之成行ニ而者迎も船方相統難相成、猶又百姓前相統ニ抱り候舟持も有之、無抛去西年中潰舟追々御願奉申上候處、厚御利解之趣難有承知奉畏候、然所去々申年洪水ニ而取上川隼之瀬押埋通船難相成罷成候所、去西春添山附御廻米式千百七拾石余、右難所陸持送賃として郡中と舟方江手当金之内七兩壹歩仮惣代之者共押領掠取、重々不埒之至ニ奉存候間、乍恐御吟味被成下度奉願上候、猶又去西年上川岸と右隼御普請場所迄商人諸荷物三人乗之小舟を以中送運賃余内金并過荷物引上拂金、過荷物積入候詫金とも都合拾六兩式歩錢九ノ三百拾六文、仮惣代共押領致候間是又御吟味被成下度奉願上候、猶又去西冬中新庄米取上舟可積請候処江酒田舟拾五艘代舟相立積下候、運賃米之内米拾式俵仮惣代兵次兵衛引上押領仕候間、是又逸々御吟味被成下度奉願上候

前書申上候通右躰不埒之仮惣代ニ而者迎も相統難出來奉

存候、依之御直差配被渡候取御仕法之通、惣代老人為  
 加役船持式人宛月番無遲滯会所江詰合取斗候ハ、潔白ニ  
 罷成、諸向弁利宜舟々順番等も無甲乙引合ニ罷成、自然  
 与新舟造立等も仕候様可相成与奉存候ニ付、船持一同相  
 談之上儀定取極候処、惣船持五拾人之内三拾老人者連印  
 仕候得共跡拾九人者當時仮惣代相勤候者共之親類亦者縁  
 者且又右衛門儀者仮惣代役之儀ニ付連印者致兼候得共、  
 同意之儀ニ付、仮惣代を以相願呉候様相頼候ニ付此段奉  
 願上候、何卒御慈悲を以右之趣御堅察被成下、前書仮惣  
 代兵次兵衛・清次郎・円七・儀兵衛御召出、不埒之始末  
 逸々御吟味之上退役被仰付、以前被仰渡候御改正之通、  
 惣代老人舟持共式人宛月番ニ而会所江相詰候様被仰付、  
 以後舟方惣代役之儀者惣船持熟談之上相立候様被仰付被  
 成下度奉願上候、何卒御慈悲を以右願之通被仰付候得者  
 惣船持共一同相助り、往々相統之基ひと難有仕合ニ奉存  
 候 以上

文政九年戌十二月

戸沢大和守領分

横山村

仁右衛門

同 善五郎  
 同 文吉  
 同 円助

又太郎  
 五郎七

間之助

与次兵衛

古口村 金五郎  
 甚蔵

清水村 五郎兵衛

田沢村 久右衛門

稲下村 利兵衛

池田仙九郎支配所

楯西村 善蔵

当御支配所

東根村 伝之助

同 弥右衛門

同 弥作除

田中五郎左衛門様

野黒沢村 祐蔵  
 又兵衛  
 後沢村 間太郎  
 堀田栢模守領分 安助  
 大石田 安三郎  
 同  
 当御支配所 大石田本町 宗兵衛  
 同 徳兵衛  
 同 清兵衛  
 同 権助  
 大石田村 清吉  
 同 甚右衛門  
 同 宗吉  
 同 常吉  
 右三拾人代 大石田四日町 舟持願人 長兵衛

御役所

如斯訴出条可濟事候ハ、濟ミ滯子細有之者致返答書、  
 二月二日双方一同罷出可対決、於若不参者可為越度もの  
 也

亥正月十九日

田中五郎左衛門  
 川船方 御役所

毒沢村 同断同  
 名主 善兵衛

右  
 兵次兵衛  
 儀兵衛  
 円七  
 清次郎  
 右村役人

6 乍恐以書付奉願上候

一、最上川通船艀先年請負差配御座候処、追々減舟仕候ニ付、鈴木喜左衛門様御支配之御、寛政三亥年尾花沢御役所江、村山郡商人并舟持御召出、難儀之筋有之哉有躰可奉申上様御尋ニ付、舟持共難儀之趣有躰書付ヲ以奉申上候処、御聞届被下置、郡中并舟持共被為遊御救、請負人御取放御改正御直差配被仰渡候ニ付、潔白ニ相成、舟々順番甲乙も無之、舟方一統渡世ニ罷成、難有相続仕來候処、其後被仰付候御仕法自然乱れ、猶又舟方相続難相成相成り候ニ付、舟持高之内ものニ而も、惣代役相勤之、取締ニも相成、舟方之為筋可相成御堅慮も被為有候哉ニ而、兵次兵衛・円七・清次郎・長兵衛・卯右衛門・儀兵衛右六人にて御見立、仮惣代役被仰付候得共、長兵衛儀ハ先達而退役仕候処、残五人諸事取斗方同腹可仕、私欲も相抱我假勝手而已取斗候儀、無本意被存候故、卯右衛門儀四五年以前も退役奉御願候得共、右四人之もの共何分ニも退役願書奥印

差支ニ付、無拠相勤罷在候趣ニ御座候、右四人之もの共不得止事御直差配之御仕法相乱し、甚不正之取斗多ク、不取締ニ相成、荷物隠積仕候儀者取上舟斗リニも不限、酒田舟年中凡五百艘位通船仕、右舟々勝手之差働を以隠積仕候、且又舟々順番ヲ以無甲乙ニ荷物積受御仕法ニ御座候処、甚甲乙有之候儀ハ、乍恐川舟方御役所向舟御帳面并舟方会所扣帳有之候ニ付、御高覽被成下置候ハ、明白之御儀ヲ奉存候、此義ハ全ク惣代四人之もの共勝手を以取斗候ニ相違無御候、猶又御改正も舟方金錢請払年中諸人用其年限り舟持寄合取調勘定可仕候処、一向近年勘定等も無之、申西式ヶ年之儀ハ銘細帳も差上不申、甚々難心得被存候、右躰不正之仮惣代相勤候内ハ、舟方相続難行立被存候、且又酒田舟壹艘も通船度毎錢五拾文ツ、取立、舟方会所入用遣払足合ニ仕、巨細々明細帳ニも書載、年々御役所江差上候儀ニ御座候処、右五十文ツ、取立候得とも、年季明ニ相成、去ル巳年ハ酒田舟壹艘ハ三百文宛惣代之者共取立來候ニ付、壹ヶ年ニ酒田舟都合五百艘と見詰、



錢百五十拾貫文程ニ相成候処、右取立錢之分取立帳并明細帳遺弘ニも書載不申、舟持共諸入用割合者、以前之通相掛申候右三百文も取立候儀ハ、仮惣代四人之者共酒田舟頭共与馴合、商人諸荷物隠積為致取立押領仕候故取上舟頭共積送り可申商人荷物格別相減、甚以難儀至極ニ奉存候、尚又寛政年中被仰渡候御改正之通、惣代老人舟持門番式人ツ、会所へ立会取斗候得ハ、右躰立筋も無御座候処、当時仮惣代之もの共持切ニ相勸候儀ハ勿論、舟方熟談之上相立候惣代と違ひ、御役所ハ被仰渡候仮惣代之儀ニ御座候得ハ、右之威光ヲ以舟方を見掠、諸事我假勝手之筋而已取斗ニ御座候、老人之惣代与違ひ大勢之仮惣代会所江詰合不申ニ付、積荷調書印形申受候ニも、右惣代共々居宅ノ江罷越、印形取揃之上惣代を以御役所へ調書奉差上候ニ付、誰彼与手ニ手ニ身遁れ仕候ニ付、尺取不申舟之儀ハ順風亦ハ水之浅深ニ依而往返仕候物故、一日之後れハ多日之後れ相成、夫丈諸入用も相掛り申候、不引合之舟方弥以難洪仕候、且又商筋之儀ハ相場事ニて一日半日之間ニ

直段狂ひ之儀も有之、甚損益ニ抱り候義ニ御座候、旁以右躰之成行ニ而ハ逆も舟方相統難出来奉存候ニ付、去ル申春中仮惣代之者共退役致呉候様舟持共引合候処、得心不仕候ニ付、乍恐川舟方御役所ニ仮惣代之もの共退役被仰付被下置度奉願上候処、御取上無之、無抛差扣罷在申候得共、御百姓前相統ニも抱り候舟持も有之、無抛去酉年中潰舟追々御願奉申上候処、厚御利解之趣難有奉承知、御利解ニ奉隨、舟方相統仕度、併右躰不取締ニ而ハ逆も相統難出来奉存候、猶又去酉年中舟方へ被仰付候隼漱御普請之儀御入用金千両余者被下置候ニ付、舟持一同立会御普請相仕立可申儀与奉存候処、叡初ハ私共江ハ仮惣代共ハ一向不申聞、右五人之内ニても刃右衛門ハ相省キ候躰ニて、外兵次兵衛・円七・儀兵衛・清次郎右四人之者共取斗ひ、私欲ニ相抱り、大造之御普請目論見奉申上候ニ付、前書之通御下金被成下置候得とも、右御下金丈之御普請ニハ無御座候ニ付、多分過金四人之者共取掠、一向舟方江ハ無沙汰ニ致置候段、甚以難心得被存候ニ付、当六月中舟

持共と惣代を以仮惣代方へ一同立会、御普請相仕立候ものニ、諸払等も見届候様再応掛合候得共、仮惣代ニて受負御普請之儀ニ付、如何様候共舟持方ニ而差構可申筋無之杯与申、一向取散不申、何共難心得被存候、縦合五人之者共江而已被仰付候普請ニ候共、舟方相談之上御普請ニ取掛り不申筈、其上過金等も有之候ハ、舟方へ助合も不在之処、役儀ニも不相当成候、甚不実之取斗ニ付、是悲右御普請申請日記不見届内ハ、御普請出来帳へ印形差扣呉候様舟持共と右右衛門方へ頼入候儀ニ付、何卒右諸入用払方之儀御礼し被成下度奉願上候、前書申上候通右躰不取締にてハ、迎も相統難出来奉存候、依之御直差配被仰渡候最初御仕法之通、惣代老人為加役舟持式人ツ、月番無遅滞会所へ詰合取斗候ハ、潔白ニ罷成、諸向弁利宜商人荷物出来、舟々順番等ニも無甲乙引合ニ罷成、自然与新舟造立等も仕候様可相成与奉存候ニ付、舟持一同相談之上儀定取極候処、惣舟持四拾七人之内三拾四人ハ連印仕候得共、跡七人者当時仮惣代相勤候もの共之親類又ハ縁者ニ付、

連印致かね候得共、同意之儀ニ付、終ニ惣代ヲ以相願くれ候様相頼ニ付、此段奉願上候、何卒御慈悲を以右之段御堅察被成下、前書仕立方請払、別而船々商人荷物順番ニ無之、甲乙有之始末仮惣代兵次兵衛外ノ三人御召出、逸々御吟味被成下、以前被仰渡候御改正之通、惣代老人船持共式人ツ、月番にて、会所相詰候様被仰付、以後舟方惣代役之儀ハ惣舟持熟談之上相立候様被仰付被成下置候ハ、惣舟持一同相助り往々相統之基ひ与難有仕合奉存候 以上

文政九年戊九月十八日

### 7 差上申一札之事

最上川通船書上御改立会等之義者、御吟味中仮惣代之内儀兵衛、船持之内為立会安三郎罷出、無差支取斗候處、儀兵衛病申ニ付跡分書上、其外仮惣代兵次兵衛・円七・

清次郎三人之内罷出度旨申上候ニ付、其段許諾方善兵衛  
 長兵衛江も被仰渡候得共、兵次兵衛・円七・清次郎罷出  
 候義者不承知ニ者御座候へ共、舟上下差支相成候而ハ恐入  
 候間、仮惣代五人代兼円七、為立会舟持之内安三郎外老  
 人罷出三人ニ而書上、御改等差支可仕旨被仰渡、承知奉  
 畏候、依之御請印形差上申所如件

亥

三月朔日

安三郎 印  
 長兵衛 印  
 善兵衛 印  
 卯右衛門 印  
 清次郎 印  
 円七 印  
 兵次兵衛 印

8 乍恐以書付御届奉上候

一、取上川通舟書上御改立会等之儀者、御吟味中仮惣代  
 五人代兼儀兵衛、舟持之内為立会安三郎罷出、無御差  
 支取斗仕候處、儀兵衛儀病氣ニ付跡書上其外御用向之  
 儀ハ、仮惣代五人代兼円七、舟持立会安三郎舟持清吉  
 罷出、御差支無之様仕度奉存候、依之以書付御届奉申  
 上候 以上

亥 三月朔日

舟持  
 長兵衛 印  
 善兵衛 印  
 安三郎 印

川舟方  
 御 役 所

前書之通奉申上候ニ付、奥印形奉差上候 以上

川舟方  
 御 役 所  
 平岡様 藤井□蔵様

兵次兵衛 印  
 円七 印  
 清次郎 印  
 卯右衛門 印

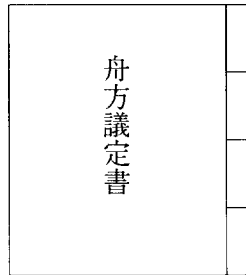
平岡彦兵衛御支配所

川舟方御役所詰

藤井□藏様

9 舟方儀定書

(表紙)



為取替申船持儀定之事

一、仮惣代相手四人外右衛門一同致退役、跡惣代之儀ハ船持一同相談之上身元相応ニ而実牀正路之者見立取極、御伺可申上儀ニ御座候得共、是迄数ヶ年訴、答者

立分れ候、未ニ而今般熟和ニハおよひ候得共、跡惣代之ものも船持一同氣腹之者早速見立候儀者不容易、其内通船御用御差支ニ相成候而ハ恐多御儀ニ付、跡惣代之儀者御役所御目考を以被仰付次第御請可仕候、尤以來惣代替候節ハ、前書之通舟持一同相談之上取極御伺可申上、且又立会之儀ハ相手方四人之者相除、外船持之内ニ而式人宛立会、会所江日勤りたし、舟方金錢請可致、尤立会引替ニ而跡立会之ものニ相讓候節ハ、金錢受拂差引相立、諸帳面并金錢共立会之者江引渡可申事

一、惣代勤役中何事ニよらず、一存之取斗決而不致、舟持江相談いたし、御役所江御伺之上取斗可仕事

一、上下通船積荷物送状船頭共会所江持參、惣代取調之上御役所ニ而御切手御取調御改下船被仰付候義ニ付、惣代者勿論立会之もの一同朝五ツ時ハ七ツ時迄会所江相詰、通船方并御用向御差支無之様急度相勤可申事

附通舟方差滯候儀ハ不取締り事起候間、以來御用向者勿論通舟御改方無等閑弁利宜く取斗、費成人

用等不相掛、惣代并立会之者并当持参ニ而会所江詰合、御用相勤可申事

一、御廻米并御私領米向船之儀も、是迄其年之豊凶ニ寄米直段高直之年者我勝ニ向船相望勝手之筋ニ取斗、米下直之節ハ迷惑難洪申立、向船被相除候手段ヲ致、強情之船持者闖取度毎ニ押而便利向方致し、壹艘舟持直船頭ハ闖取毎ニ弱身を受、年毎仕法相改リ闖取毎ニ申争ひ出来、向舟差支之儀も間々有之、早竟役立候もの身勝手致候も右舩之儀も出来候ニ付、以来惣代立会之もの闖取前日ハ向船相糺、勝手之筋無之様正路ニ相勤不法之舟持有之候ハ、申諭シ、舟方一統之潤益ニ相成候様取斗可申事

一、船方明細帳取調之儀ハ、御改正最初之通当九月より來八月迄都合十二ヶ月分、九月朔日ハ取調、金錢請払差引勘定帳差出、船持一同立会、巨細見届、過錢有之年ハ舟数ニ割返し、不足相立候年も右同様舟数江割当取立三而明細帳調印可致事

一、御廻米破船之節、船方三步一弁米之儀者是迄通、其

時々惣舟数江割当可申、其外諸願事并新規之入用多分相掛候儀有之候ハ、船持江申聞置割賦可致事

一、仮惣代勤役中舟方掛り諸差引之儀ハ、夫々相分無申分内濟相調之上重而不足等之儀双方申出聞敷事、且又亥年ハ丑年迄三ヶ年勘定之儀ハ、立会船持安三郎・清吉・与惣次三人ニ而舟方勘定之上、跡惣代立会、明細帳差上可申事

一、舟方御仕法之儀ハ御改正最初之通相守可申事  
右者舟方出入一件今般内濟願下熟談相調候ニ付、舟方儀定前条之通取極候處毛頭違乱無御座候、依之双方連印為取替申一札如件

文政十二年丑十一月

大石田舟持 長兵衛 印  
訴訟方 文 吉 印  
横山舟持 同  
大石田舟持 大石田舟持 兵次兵衛 印  
相手方 同  
大石田舟持 与惣次 印  
同 清次郎 印

同 儀兵衛代  
同 惣四郎 印  
引合人 兵三郎 印

右之通双方為差替仕候ニ付写奉書上候 以上

丑

十二月

大石田  
舟持 兵次兵衛 印

清次郎 印

与惣次 印

儀兵衛

候所、去丑年之儀者御見聞も被為在候通、四月下旬より前代未聞之大旱魃ニ而九月中旬迄最上川通船差支候、依之極渴水殊ニ田畑共干損ニ相成候ニ付、上下商荷物一匹無御座、河岸稼之潤助を失ひ、一同困窮仕倨候折柄ニ御座候間、切替御冥加永之義者は迄奉上納候分減方被仰付被成下置度、御歎願奉申上候所、由茂減少致候義不相成、情々増方可仕旨厚キ御利解被仰聞承知奉畏候、依之難法ニ者御座候得共、御利解ニ基キ書面之増永を以、当寅年より来ル午年迄五ヶ年季ニ被仰付被成下置度奉願上候右願之通被仰付候ハ、難有仕合奉存候、依之乍恐書付を以御願奉申上候 以上

10 乍恐以書付奉願上候

一、永五貫百八拾五文 大石田河岸御冥加永

外 永三文 当寅年増水

右者河岸御冥加永去丑年迄御上納仕、当寅年切替被仰付

嘉永七寅年三月

柏倉附

吉太郎

大石田村

卯右衛門

同本町

茂右衛門

尾花沢  
御役所

同日町  
名主  
兵右衛門

史料三 大石田河岸積替中揚認可願

大石田中揚一件願書写

(表紙)

寛政元酉年				
大石田中揚一件願書写				
五月 江戸出府砌写置				

1 乍恐以書付奉願上候

一、羽州村山郡大石田本町百姓安右衛門奉申上候、最上川通舟諸荷物等同所ニ積替之義先達而奉願候処、当中篠田次郎四郎様・岸彦重郎様御檢見御廻村之節、同国於尾花沢御役所ニ布施弥市郎様御代官所并竹垣三

右衛門様御立会、当分御預所関川庄五郎様・広瀬伊八郎様御代官所・上杉弾正大弼様御預所并松平山城守様秋元但馬守様・戸沢上総守様・織田左近將監様・酒井大字様御領分其外酒井左右衛門様御預所・庄内大山付御同人様御領分、酒田鶴ヶ岡辺村々百姓売人、舟持惣代之者共不殘被召出、私シ指上候願書仕方之趣ヲ以、段々御糺明御座候処、最上庄内之内右御私領村々者何連も差障無之段奉申上候、御料所等百姓ニも聊指障無御座候得共、惣代名主共之内漆山村善左衛門外両三人故障申立候得共、御吟味之上見越之義故、御信用ニ難相成旨御了解被仰聞候所、一同ニ承知仕差障無之段口書印形奉指上、然所其節私シ被召出被仰渡候者、私領付差障ハ一同ニ相消シ候得共、不和合之者有之候而ハ折角思立候願筋往々相統之差障ニも可相成旨致和談相願可然旨被仰渡、御尤至極奉承知、郡中重立候者共江も相談之上、先願書下ケ之儀於国元ニ御両所様江書付差上置候、御帰府之御右扱人共各種々懸会候処、右者共義ハ最初江戸表追被召出、差障申立候義ニ付、今更

仕方等相改郡中勝手ニ相成候途一旦相極候義故、相對ニ而ハ中々得心も難相成趣相聞、何様懸会候而も和談擧取不申候ニ付、郡中重立候者共江申聞候ハ、誠ニ四人之者共故障申立候共、最上庄内一統ニ差障無之上者何連ニも此節試之義被仰付有之候ハ、郡中ふ勝手無之様先達而差上候願書仕法之通取扱、諸荷物運送都合能仕、上郷売人考治仕和談可仕候得共、左も無之候而ハ前書之至宜会故何程懸会候而も和談仕候義ハ無之旨取扱人共申之候間、然上ハ願書御下ケ不相成内出府仕、此段御願申立度十一月二日国本出立仕候処、道中雪支等ニ而漸々十七日ニ御同地江着仕候、翌十八日ニ追訴ヲ以前書之趣当御奉行所様江奉願上候処、願申ニ候ハ、御取上可被遊候得共、此間御支配御代官様江願書御下ケ被遊候間、追而相願候ハ格別此度之願書ハ御留難被遊旨被仰渡、追訴御返シ被遊ニ付、先達而之願書相下ケ候訳、其節初而奉承知御支配御役所江罷出候処、右願書ハ私方へ御引渡、奉請取扱得共、只今帰国仕、又候別段前書之趣奉願上候而ハ物每新規ニも相成り、急



速之夏ニ無御座候、依之奉恐入候得共、途も和談之義

ハ御向所様御帰府後無残所懸会候得共、前書之始末ニ

而相調不申候間、何卒此上之御慈悲以一統ニ差障無之

上者、来酉年ハ亥迄三ヶ年之内試被仰付被下置候ハ、

先達而申上候荷物運送仕法其外貯穀之義も無相違取扱、

郡中勝手ニ相成候様ニ仕候ハ、力ノ者共自然和談可

仕ト乍恐奉存候間、右願書之通試之儀被仰付被下置候

様幾重も奉願上候、勿論其土ニ而郡中上郷百姓売人

舟持共不勝手ニ有之候段、御支配御役所江申上、御糺

之上実々不益之筋ニ相違無御座候ハ、其節ノ私シ如

何様之御科被仰付、御取放ニ相成り候共聊御願ケ間數

義決而仕間敷候、前書之趣被聞召願之通三ヶ年之内

試被仰付被下置候ハ、年来之御願成就仕、冥加至極

難有仕合ニ奉存候 已上

天明八申十二月

小笠原仁右衛門様  
布施弥市郎 様

当分御預所

羽州村山郡大石田本町

御奉行所様

願人 安右衛門

前書之趣御奉行所様江御願申上度奉存候間、先御支配関  
川庄五郎様御役所江罷出候所、此節御支配替ニ而等御役  
所様江被仰送ニ相成り候段被仰渡候間、此段御願奉申上  
候、何卒御慈悲之御沙汰ヲ以御指出被成下置候様奉願上  
候

申十二月

大石田本町  
願人

安右衛門

小笠原仁右衛門様

御役所

2 乍恐以書付奉願上候 (仮題)

是ハ是之通取上売人共於酒田湊ニ同所問屋共江是迄之  
通相渡候積

一、塩壹俵 但シ式拾五メ目俵 酒田湊上郷

永銀三匁壹分八厘 大石田河岸上

此運賃永銀拾匁九分貳厘

川岸江積通シ

内壹分貳厘

郷河岸迄、此度

此丁銀六匁五分五厘貳毛

此丁銀七厘貳毛

仕法相改候付引

内

残永銀三匁

下ヶ候分

永銀七匁八分

酒田湊大石田

此丁銀壹匁八分

此度取立可申分

此丁銀四匁六分八厘

迄登うんちん

内

大石田上郷河

永銀三匁壹分貳厘

大石田上郷江

永銀壹匁四分壹厘

岸迄うんちん分

此丁銀壹匁八分七厘貳毛

登うんちん

此丁銀八分八厘貳毛

前書之通り

是ハ先年大石田積替之節、書面之通酒田大石田両所ニ而

売人共於拂来り候処、積通相試已来不残酒田問屋共江相

拂候、此節積替奉願上候付仕法相改候処左之通り

永銀五分五厘 同所藏敷賃

一、塩壹表 此永銀拾匁九分貳厘

運賃

永銀八厘貳毛 同所水揚賃

此丁銀六匁五分五厘貳毛

此丁銀四厘九毛 前之通り

此 訳

永銀貳匁壹分貳厘

此永銀七匁八分

酒田湊大石田

此丁銀壹匁貳分六厘壹毛

此丁銀四匁六分八厘

迄登うんちん

引残永銀八分九厘貳毛

此丁銀五分三厘八毛

是ハ問屋方或ハ世話料其外年中荷主方へうんちん取替金  
利足諸懸り物相拂候分

右之通仕法相改候処、村山郡御料御私領在町并米沢御領  
内江年中酒田湊<sup>と</sup>運送仕、荷物之義ハ塩<sup>と</sup>表目方ヲ以積  
立凡六万表位ニ相当り、酒田舟ニ而積通シ候得ハ大石田  
<sup>と</sup>上郷河岸江之諸懸り永銀三匁<sup>と</sup>分式<sup>と</sup>厘<sup>と</sup>、相掛り、六  
万表之諸懸り永銀百八拾七<sup>と</sup>式<sup>と</sup>匁<sup>と</sup>、此丁銀百拾式<sup>と</sup>匁<sup>と</sup>三  
百廿匁荷主<sup>と</sup>酒田問屋共方へ相渡來候所、此度相改候仕  
法ニ而ハ、塩<sup>と</sup>表之諸懸り永銀三匁宛之積ヲ以六万表之  
諸懸り永銀百八拾<sup>と</sup>匁<sup>と</sup>、此丁銀百八十<sup>と</sup>匁<sup>と</sup>ニ相成り、差引  
丁銀四<sup>と</sup>匁<sup>と</sup>三百廿匁荷主金徳用ニ相成り候、左候得ハ最上  
在町ニ而売捌候諸品直段江も自然と相響、御城下在町百  
姓町人ニ至<sup>と</sup>、迺渡世之助ニも罷成、年数積候而ハ広大ニ成り、  
郡中潤益之義乍恐奉存候、勿論前段仕法書奉申上候諸懸  
り物引残世話料之分塩<sup>と</sup>表付永銀八分九厘八毛、年々平  
均六万表之積ヲ以、壹<sup>と</sup>ヶ年ニ永銀五拾三<sup>と</sup>匁<sup>と</sup>八百八拾目、

此丁銀三拾式<sup>と</sup>匁<sup>と</sup>三百匁余之内年中問屋方ニ而運送取替利  
足并荷物諸拂諸入用引之殘銀之内ヲ以差出、冥加金上納  
仕候積奉願上候、此度ハ種々勘弁仕、何卒御郡益ニも相  
成候義と奉願上度奉存候、為冥加上納可仕支金子売人方  
<sup>と</sup>相拂候、諸懸り之内ヲ引下ヶ候上者猶又年々中間者共  
申合、員數ヲ不極米穀等ニ不限調置、郡中村々込作等ニ  
而夫喰不足仕、御支配様江御手当等相願候節者奉願貸渡  
為取統、平常之年柄ニも至而困窮之者共江ハ貸渡仕候ハ、  
御百姓方農業之出情ニも相成り候義乍恐奉存候儀ニ付、  
前書之趣御慈悲之御憐滿ヲ以被為聞召訳、御料御私シ領  
在町共ニ一統ニ国元御支配等御役所ニ願之通御糺之義、  
乍恐御支配様へ被仰渡被下置度編ニ奉願上候  
右願之通御聞濟ニ被下置候ハ、難有仕合奉存候 已上

天明八申八月

願人

安右衛門

御奉行所様

3 御尋ニ付以書付御答申上候 (返題)

右之趣任法差上奉願候処、当月中篠田次郎四郎様・岸彦重郎様御下向御吟味之上被仰聞候ハ、右之外ニモ可相成丈定永之内引下ケ方勘弁仕見候様、右米穀調候義ハ米金之内ヲ以員數相極可申上旨被仰渡承知奉畏候、仲真之者共内談仕候処、右定永之内壹分式厘引下ケ候ハ外ハ、

此上引下ケ可仕様無御座候間、併候得者勘弁見候様名主利解被仰聞候、然所壬イ年舟方及困窮減舟仕候得共、舟方猶又仕当引合致、相積舟數も相増候得ハ御城米御引下ケも夫丈運送も抄取、百姓方迄勝手ニ相成り、是以御郡益と奉存候間、舟方へ相拂候運賃永銀壹匁四分七厘申上候、外ニ壹分三厘相加メ壹匁六分舟方江相拂可申候、左候ハ、舟方猶又相進、運送荷物送方抄取可申奉存候

右之通売人万諸懸り者之内、壹分式厘引下ケ候分六万表と積り金七拾貳兩并舟方江壹分式厘運賃相増候分金七拾八兩メ百五拾兩宛年々曆然御郡益ニ相成候外、又私共徳用之外年中諸入用積立、引殘徳之廿壹兩貳分余仕訳帳ニ

奉申上候、依之初年ハ仲真之者共代金ツク價、米五拾石相極差上置、翌年ハ殘徳之内ハ金拾壹兩分宛相極、右五拾石江相加毎其節御支配様御改請可申候、尤欠減候ハ、引足新穀ニ引替置、一万一夫喰不足之年柄ハ御用米ニ相成候様無相違急度可仕候間、先達而御吟味之節奉申上候、右奉申上候所少も相違無御座候 已上

天明八申十二月

羽州村山郡大石田  
積替問屋願人

安右衛門

御奉行所様

4 再応乍恐以書付奉願上候

一、羽州村山郡大石田本町安右衛門与申者、同州酒田湊ハ村山郡上郷江可為積登売諸荷物積通シ仕来り候所、以来大石田江中揚致、最上舟江積替為積登度旨去ル安

永五子年以來奉願候ニ付、村山郡上郷村々差障有無御  
糺御座候所、中揚被仰付候而者種々故障之筋無之旨  
追々奉申上候得共、不得止事ヲ奉願候付、度々江戸表  
迄郡中惣代者共御召出シ、御吟味之度々故障之筋申上、  
是迄差障御立被下置候所、猶又去秋中<sup>ニ</sup>奉願候ニ而篠  
田次郎四郎様・岸彦重郎様御代檢御下向之筋、於尾花  
沢御役所ニ村山郡上郷村々名主売人惣代一同ニ御召出  
シ、嚴重御吟味ニ御座候得共、安右衛門願之通被仰付  
候而ハ、上郷百姓衰微之基御座候間、種々御歎申上候  
ニ付、其節安右衛門願下ケ仕、又候去冬中久世丹後守  
様江奉願候ニ付、村山郡御料所五ヶ分・郡中村々売人  
惣代并名主惣代罷出候様御簡判ニ付、名主売人惣代私  
共出府仕御届奉申上候ニ付、去ル五日右御奉行所様江  
御召出、差障無有段々御吟味ニ御座候間、故障之義申  
上候所、百姓難洪之筋御堅<sup>サツ</sup>察被成下置、安右衛門江  
種々御利解被仰聞候得共、品々申立候ニ付、売人惣代  
猶又罷出候様再御指紙被下置候、然所右中揚之義先年  
迄追々奉申上候通品々差障之筋有之、縦売人御召出御

吟味之上無慈悲御請奉申上候而も、百姓方甚難洪之義  
品々御座候間、乍恐張而故障申立、中揚願之儀御指止  
メ被仰付被下置候様幾重ニも御歎申上候義ニ御座候、  
依之右之逸々御支配銘々様御一同御堅慮ヲ以被仰立被  
下置度、従先達而以書付奉願上候所、御奉行所様江御  
差出ニ相成り、右御吟味中御支配ノ被仰立候様ハ  
筋違之儀ニ付御窺之義難被及御沙汰ニ、縦御利解被仰  
聞願書御下ケ被遊御尤至極奉承知候、然所右一件之義  
安右衛門一巳之利欲ニ抱、百姓大勢之難義ヲも不相厭、  
種々謀斗申立、既ニ上郷村々式百廿四ヶ村小前連印ヲ  
以頼之一札差出候ニ付、先達而御銘々様御役所江奉願  
上候、難儀之筋相違無御座候得共、愚味之私共御吟味  
之節有躰申上候義も前後仕、御聞上之程も奉恐入、勿  
論大勢ノ長留逗仕候得者雜用多分相懸リ、難儀之筋御  
座候間、何卒格別之御堅慮ヲ以被為聞召訳被仰立被下  
置度再応奉願上候、右一件之義先達而も奉申上候通、  
第一大石田村之義村山郡入口殊ニ一方口之場所ニ御座  
候間、同所中揚仕候得者大石田一村之間屋売人并舟方

一同ニ馴會、上郷ケイ氣之品斗為積登、上郷売人共之荷物舟無之由ヲ申押置候得者相場悉ク狂ひ、一日ヲ争ひ候義付、増賃錢等ニ者難替、内々ニ而睦合賄路等指出候而も不為差登候而者不相成候ニ付、自猥りニ相成り、右懸り増候分者何程ニ而も利分江見込、夫丈高直ニ売捌、且又上郷舟持共も塩目壹表ニ付一銀五分六厘ニ而大石田五為積登候而ハ、難場數所有之、中々以仕当ニ合不申候得共、前書之通内々ニ而足銀等存分ニゆすり取候儀ヲ見込、別段差障も不申立義と奉存候、一村山郡上郷并置賜郡諸相場上ケ下ケ自由自在ニ相成り候場所ニ御座候間、右之所ヲ見込十ヶ年来身躰ヲ拵奉願候義ニ御座候、弥安右衛門願之通中揚被仰付候而ハ上郷村々之金錢自然と大石田一村江引上られ、衰微仕候義ハ曆然之義御座候間、何程奉願御吟味御座候共、乍恐幾重ニも差障申立候義御座候、一酒田湊舟方へ相渡來り候運賃取上舟頭方へ取入候得者、夫丈村山郡潤益ニ相成段申立、於御奉行所ニも金益筋候様御高察も可有御座候哉、乍恐歎敷奉存候、此段酒田舟登り荷物積請、上

郷迄積登り候得者舟頭并ニ乗組之水子共自由品塩茶塩肴之類貯積登り、餘り候分ハ上郷相場と格別ニ下直ニ売払、下舟之節上郷之土産物少々宛買入積下り候ニ付、右舟頭共河岸ノニ而売払候品者舟手等唱、小売人共罷出売買渡世仕來り候族數多有之、其外酒田舟頭乗組之者共、年中上郷江入込諸払仕候金錢者、全以上御潤益ニ候所、大石田へ中揚致下舟仕候得者、右益筋も相減、旁々聊之様ニハ御座候得共、年中難積立、中々以右運賃之競ニ者難相成義御座候、左候得者大石田安右衛門始其外一村潤益之分ハ、全以上郷百姓困窮之中おしほり取候道利ニ相當り、右之外品々差支之義有之、前々御召出シ度々奉申上候、御奉行所様ニ而御堅存可有御座候義奉存候、然所先達而御吟味之上村山郡上郷売人共江再御差紙頂戴被仰付候間、近々出府可仕と奉存候得共、右売人共之義ハ諸懸り物何程相嵩候而も、夫丈百姓手前ハ故障薄御座候処、多人數追々出府被仰付候而ハ難義之筋ニ奉存候、百姓之義ハ前書申上候通、損失夥敷義ニ御座候間、中揚被仰付候義御逸被下

度幾重ニも御願奉申上候

一、是迄御吟味之、度々私共郡中惣代之者共故障申立候所、堅以見越之義ニ付、差障難被下度、試として中揚被仰付、弥不益々筋相違無之候ハ、其節早速御訴可申上旨被仰聞奉承知候得共、全以見越之義ニハ無御座候、享保年中迄同所ニ而中揚仕候所、大石田之者共不埒我侪之取斗仕、上郷売人百姓甚難洪仕、難捨置既ニ及出入ニ御吟味之上其節中揚御取放ニ相成り、漆山村名主善左衛門外四人之者共江取預として叡上川通舟差配被仰付、御証文等被下置、今以承知仕居候ニ付、先達而御奉行所様江迄御高説入、上郷不益之筋相違無御座候、其節之差支難義之儀共今以申伝御座候ニ付、百姓一同ニ甚迷惑加り、郡中村々連印ヲ以私共江頼之一礼差出シ、既ニ此度御奉行所様迄奉差上候、右鉢大勢百姓難義之筋御座候間、是迄十ヶ年来御欲申上候義、御取用無御座候間、万一押而被仰付御座候ハ、此上者不埒之取斗仕、百姓難義之筋至、御訴申上候而も容易ニ御取用御座有間數杯愚味之百姓共心得違仕、人氣

悪敷罷成自然と物騒敷義も出来仕可哉、其節村役人共申訳も無御座候、甚恐入願敷義ニ奉存候、右鉢旁々難洪之筋難弥心止、恐ヲ不奉願差障奉申上候、一安右衛門義身印ヲ抛品々謀斗申立候ニ付、此上如何様之義取詰申募候も難斗、御吟味之節愚味之私共御答当惑仕候、奉恐入難義至極御座候間、何卒右之逸々被為聞召訳御支配御銘々様一同ニ御評儀之上被仰立、故障御立被下置、早速帰村被仰付被下置度奉願上候、然所筋違之義付被仰立難被下度段被仰渡、願書御下ヶ被遊欲敷存候、尤去ル九ヶ年来惣代之者共出府仕候節、御支配御銘々様江被仰立被下置御聞濟シ相立候義に御座候間、何分御堅慮ヲ以被仰立被下置度乍恐押返シ奉願上候、右之通故障之筋有之百姓衰微基曆然之義ニ付無扨故障申立、猶又国元ハ一村限り小前百姓連印ヲ以頼之一礼差出張而相願候ニ付、則右之一礼御銘々様江奉差上候間、右之趣ヲも御窺被下置度奉願上候、然所安右衛門義去ル子年ハ十ヶ年来一巳之利欲ニ抱、大勢之百姓之難洪ヲも不相厭手ヲ替品ヲ替奉願、其度々遠路御

引登せ罷成り、往辺并江戸留逗中諸雑用多分懸り、貧窮之百姓共弥増難義之筋ニ御座候得共、中揚被仰付候而者百姓衰微成行之義諸入用ニハ難替無抛申立候所、村山郡百姓アイテ差障候義ニ御座候得共、惣代之者共兩三人ニ而彼是差支候由杯謀斗申立、御上江奉御苦勞懸奉入恐候義ニ御座候、此上万一百姓之差障ニも無構、中揚被仰付候節者往々衰微困窮ニ成行、自然と御收納方へも相響候義御座候間、右之趣被為聞召訳被仰立被下置、早速帰村御聞濟被仰付被下置候様偏ニ奉願上候、右願之通被仰立被下置候ハ、難有仕合奉存候 以上

寛政元年酉五月

御奉行所様

#### 史料四 船積荷物取扱い

##### 1 覚

一、最上船方積荷不数休船同様、其上米穀殊外之高直難決之趣を以手当合力之願、荷主中江被相願度段、私共迄御頼之御趣意雖然止任承意、向々荷主中江種々相願、此度上郷積酒田下船壹艘江錢六貫文大石田積、同四貫式百三拾五文当り手当仕候事ニ取決、当七月も同十二月迄右之手当仕候、尤期月凌無断相止可申候、且当郡一円勿論他郡迄相拘、手廣之場所ニ而談も行渡兼候、荷主も在之、若差支候族も候其節者、此方も篤与可申談候得共、猶船方も茂順々被相願候様可被成候、為念御断如斯御座候 以上

船町河岸

阿部孫七

①

天保八丁酉年七月

阿部三右衛門

②

阿部孫市

③



大石田河岸

船持御惣代

戸田安助殿

寺崎忠次郎殿

## 2 酒田助成錢取調高之内世話料割賦帳

(表紙)

天保十年	酉戌兩年分
酒田助成錢取調高之内世話料	割賦帳
亥	立会舟持
十二月	安助

酉年酒田登舟取調高  
一、上郷行四百三拾八艘

此錢貳拾壹貫九百文

但壹艘ニ付錢五拾文ツ、

右同斷  
一、大石田揚六拾六艘

此錢壹貫六百五拾文

但壹艘ニ付錢廿五文ツ、

メ、錢貳拾三メ五百五拾文

是ハ去申年酒田助成錢年季明ニ付、猶又久太郎、徳右衛門、間之助三人酒田ニ罷下り、申る翌年差出錢熟談ニ相成候処、上郷行壹艘ニ付錢三百文之内百文大石田上ケ、壹艘ニ付錢貳百文之内五十文立会、商人江仕訳世話料差出候趣、酒田舟持る相斷ニ付、酉戌二ヶ年助成錢相調候内る前書之通割合引落、勘定帳取過錢る引取可申分

但四拾六艘七分割

中舟壹艘ニ付錢五百四文

大舟壹艘ニ付錢七百六文

小舟壹艘ニ付錢貳百五十貳文

戌年酒田登舟取調高  
一、上郷行四百四拾九艘

此錢廿貳メ四百五拾文

但壹艘ニ付錢五十文ツ、

右同斷  
一、大石田揚五拾四艘

此錢壹ノ三百五拾文

但壹艘ニ付錢廿五文ツ、

ノ、錢貳拾三ノ八百文

前同斷也

此四拾五艘七分割

大舟壹艘ニ付錢七百廿文

中舟壹艘ニ付錢五百廿文

小舟壹艘ニ付錢貳百六文

酉年分大七艘中壹艘

一、錢五ノ四百四拾六文

戊年分

一、同五ノ六百拾六文

ノ、錢拾壹ノ六拾貳文

清吉

酉年分大貳艘

一、錢壹ノ四百拾貳文

卯兵衛

戊年分  
一、同壹ノ四百五拾六文  
ノ、錢貳ノ八百六拾八文

酉年分大貳艘中三艘  
一、錢貳ノ九百廿四文

戊年分  
一、同三貫拾六文

ノ、錢五ノ九百四拾文

長兵衛

酉年分大三艘  
一、錢貳ノ百拾八文

戊年分  
一、同貳ノ百八十四文

ノ、錢四ノ三百貳文

政吉

酉年分大壹艘  
一、錢壹ノ貳百拾文

戊年分  
一、同壹ノ貳百四拾八文

ノ、錢貳ノ四百五十八文

徳兵衛

酉年分大四艘中一  
一、錢三ノ三百廿八文

戊年分  
一、同三ノ四百三十貳文

常吉

ノ、錢六ノ七百六拾文

西年 大老艘中四  
一、錢貳ノ七百廿貳文  
徳右衛門

戌年  
一、同貳ノ八百八文

ノ、錢五ノ五百三拾文

西年 中老艘  
一、錢五百四文  
与四郎

ノ

西年 大老船中一  
一、錢壹ノ七百十四文  
善五郎

戌年  
一、同壹ノ七百六十八文

ノ、錢三ノ四百八十貳文

西年 大老艘小舟一  
一、錢九百五拾八文  
倉之助

戌年  
一、同九百八十八文

ノ、錢壹ノ九百四拾六文

西年 中老艘  
一、五百四文  
權八

戌年  
一、五百廿文

ノ、錢壹ノ廿四文

西年 大老艘  
一、錢七百六文  
安助

戌年  
一、同七百廿八文

ノ、錢壹ノ四百三拾四文

西年  
一、錢四拾七ノ三百拾文

3 酒田船助成錢取立帳

(表紙)

天保十三年  
酒田船助成錢取立帳  
寅 十二月

寅  
正月廿七日  
一、五百文  
大石田上ケ  
松三郎達  
五艘

二月五日  
一、七百五拾文

茂助達  
五艘

同日  
一、壹ノ貳百文

元三郎達  
八艘

同日  
一、九百文

喜太郎達  
六艘

同日  
一、壹ノ貳百文

文吉達  
八艘

同日  
一、九百文

源左衛門達  
六艘

同日  
一、九百文

佐次郎達  
六艘

同日  
一、九百文

三左衛門達  
六艘

四月七日  
一、九百文

巳之吉達  
六艘

同日  
一、六百文

源八達  
四艘

同日  
一、九百文

幸吉達  
六艘

同日  
一、九百文

市太郎達  
六艘

同日  
一、九百文

長松達  
六艘

同日  
一、壹ノ三百五拾文

安次達  
九艘

同日  
一、九百文

源次郎達  
六艘

同日  
一、壹ノ五拾文

権助達  
七艘

同日  
一、六百文

権助達  
四艘

同日  
一、九百文

喜太郎達  
六艘

同日  
一、四百文

大石田上ノ  
直吉達  
四艘

同、十七日  
一、四百文

同  
仁 吉達  
四艘

同、日  
一、九百文

喜太郎達  
六艘

同、十九日  
一、卷、式百文

平 吉達  
八艘

同、廿二日  
一、九百文

伝九郎達  
六艘

同、廿九日  
一、四百文

次郎兵衛達  
四艘

五月五日  
一、九百文

三郎右衛門達  
六艘

同、六日  
一、九百文

巳之助達  
六艘

同、八日  
一、九百文

庄太郎達  
六艘

同、九日  
一、九百文

嘉忠次達  
六艘

同、十一日  
一、九百文

德 吉達  
六艘

同、十三日  
一、九百文

寅 吉達  
六艘

同、十四日  
一、九百文

新 六達  
六艘

同、十六日  
一、九百文

平 吉達  
六艘

同、日  
一、九百文

元 吉達  
六艘

同、十九日  
一、九百文

藤 助達  
六艘

同、日  
一、九百文

作次郎達  
六艘

同、日  
一、九百文

喜 六達  
六艘

五月廿一日  
一、百文

大石田上ケ  
巳 吉  
老艘

同、廿一日 一、九百文	同、廿日 一、九百文	同、十九日 一、九百文	同日 一、九百文	同、十六日 一、九百文	同、十四日 一、九百文	同、十四日 一、九百文	六月五日 一、九百文	六月二日 一、三百文
平 藏達 六艘	長 助達 六艘	嘉 吉達 六艘	喜太郎 達 六艘	源 作達 六艘	文 吉達 六艘	源 次達 六艘	幸之助 達 六艘	同 佐之助 達 三艘
九月五日 一、六百元	八月十六日 一、九百元	同、廿日 一、七百五拾文	同、十五日 一、三百文	同、十一月 一、九百元	同 一、九百元	同、六日 一、九百元	七月四日 一、九百元	同、廿二日 一、九百元
長之助 達 四艘	仁 六達 六艘	佐之助 達 五艘	仲太郎 達 三艘	源次郎 達 六艘	甚 八達 六艘	七 藏達 六艘	直 吉達 六艘	茂 吉達 六艘

一、同、九百文

栄次達  
六艘

一、同、晦日、九百文

吉之助達  
六艘

一、同、六日、九百文

文吉達  
六艘

一、同、九百文

三助達  
六艘

一、同日、九百文

運吉達  
六艘

一、同日、九百文

市太郎達  
六艘

一、同、八日、六百元

寅次郎達  
四艘

一、同日、九百文

龜次達  
六艘

一、同、十一日、九百文

助次達  
六艘

一、同、四日、七百五拾文

藤七達  
五艘

一、同、十五日、九百文

助次郎達  
六艘

一、十月五日、九百文

幸助達  
六艘

一、同、十八日、六百元

甚助達  
四艘

一、同日、九百文

太七達  
六艘

一、同、廿四日、九百元

留次達  
六艘

一、同、十五日、九百文

源八達  
六艘

一、同、廿五日、四百年

大石田上ケ  
寅次郎達  
四艘

一、同、廿四日、七百五拾文

文八達  
五艘

十一月八日  
一、九百文

才 吉達  
六艘

同、十日  
一、九百文

伝 六達  
六艘

同、十三日  
一、九百文

松三郎達  
六艘

同、廿日  
一、六百文

大石田上ケ  
伝之助達  
六艘

十一月廿三日  
一、九百文

伊勢治達  
六艘

十二月九日  
一、三百文

長 吉達  
三艘

十二月廿七日  
一、百五拾文

長 松

十二月一日  
一、九百文

兵 助達  
六艘

同、二日  
一、卷ノ式百文

幸之助達  
八艘

二月十一日  
一、三百文

大石田上ケ  
清太郎達  
三艘



錢六拾八ノ九百文

内訳

上郷行四百三拾艘

此錢式拾卷ノ五百文

大石田揚四拾三艘

此錢卷ノ百文

ノ 錢式拾式ノ六百文

引ノ 錢四拾六ノ三百文

#### 4 乍恐以書付奉願上候

一、私共舟々去ル七月中、商人荷物向船被仰付、荷物積



受、当川岸奉請御改下船仕、酒田湊江夫々荷物相渡、  
 婦帆御座申上候処、是迄売荷積下り、上下日数兼会も  
 有之、尤風合ニも寄り候事与乍申、当時之湯水ニ而者十  
 日も不掛婦帆之儀、余り日数間合も無之段蒙御不審躰  
 ニ下船之船頭共不宜風聞も御座候趣ニ付、御吟味被仰  
 付奉恐入、此上取繕ひ可申上様無之、御改後下瀬黒瀧  
 向ニ而酒田空船江移積仕、船頭老入宛上乘仕、元船者  
 差下不申候ニ付、日数格別相縮婦帆仕候儀、有躰奉申  
 上候処、尊会之荷物乍積受、右様之儀御役所江御伺も  
 不仕、自分相對移積等仕候段、甚夕不埒之旨被仰付、  
 御吟味中手鎖御改被仰付奉恐入、自今愚味之船頭共、心  
 得違を以移荷候儀ニ付、今般右移積酒田船頭共迄御召  
 出し被仰付、誠ニ奉出入候御儀ニ被存候間、此上御吟  
 味被仰付候而も、一言之可申上様無之、重々奉恐入候  
 御儀ニ付、此度之儀者格別之御勘弁を以御免被成下置  
 度奉願上候、勿論此節紅花出荷時分船頭相慎罷在、長々  
 向舟御差扣ニ罷成候而者、銘々舟持共迄難洪至極、之  
 仕合有之候間、何卒御吟味之儀者は是迄ニ而御免被成下

置度奉願上候、然ル上者已来御元締方之義者何様ニも  
 御嚴重被仰付被成下置度、御慈悲之程一同奉願上候  
 右願之通、格別之御慈悲を以御聞届被成下置候ハハ、  
 一同難有仕合奉存候 以上

子  
 八月

最上舟頭  
 □ 六

同 利兵衛

同 五吉

同 長八

右舟乘

曾五郎  
 代印佐兵衛

同 甚右衛門

同 政吉

同 兵右衛門

川船方  
 御役所

前書之通奉願上候ニ付、奥印形仕一同奉願上候

立会舟持

安助

同

忠次郎

### 5 船町・寺津河岸一件濟口書

一、山形町商人共酒田湊ニ而仕入荷物之儀者船町村江荷場いたし、同所も山形江継送

一、寺津村ニ而山形行之荷物荷揚いたし候儀者決而不致

一、酒田湊船積荷宿共儀も、以来山形行之荷物者寺津村

江不差向、船町村江差送

一、寺津村取寄江山形町商人共売捌之分計寺津村ニ而水

揚いたし候共船町村ニ而差障申問鋪

一、山寺村取寄江差送り候売荷物、寺津村者近、船町村

者隔居候ニ付寺津村も差送り

一、寺津取寄并山寺村行之分者荷主之差図次第取斗

一、船町村之者共儀者兼而御渡被置候御高札通相心得

右者賃錢之多少并道之遠近ヲ量、是迄之仕来ニ不抱、今

般被仰出之御趣意ニ基取極候儀ニ付、以来船町・寺津兩

村共互ニ正路ニいたし、若賃錢高下有之候ハ、遠近之

差別ニ不抱、何連ニ而も不直之方も差送り候共決而致故

障間鋪

天保十三寅年九月廿一日

前書之通濟口證文船町・寺津・漆山・酒田連印を以御評定所江奉差上候、趣意書如斯ニ御座候 以上

### 6 御札ニ付乍恐御答奉申上候

松前志摩守様御領分羽州村山郡毒沢村役人物代組頭半兵衛之船、長岡御役所へ奉歎願候者、同村儀高三百三石四

斗六合、家数四拾三軒有之内、無高同様之者共過半有之  
往古者湯殿山御參詣之者并今神、肘折温泉入湯之者清水  
鳥川両所まで最上筋小船送仕来候船賃錢ヲ以夫喰買求候  
もの数多有之、小船之義も三拾式艘所持、右最上通同村  
地内字横瀬并川原子瀬之義ハ難所ニ而、御廻米并御用私  
用共難破船有之節ハ、右小船ヲ以助合来候処、商荷物ハ  
勿論、歩行人共小船送り申候儀ハ、名木沢村同様不相成  
趣、御見張所御出役人様も毒沢村役人共へ被仰渡、右様  
御差留相成候而ハ、自然小船減少難破船有之候共、可漕  
付様之無次第三成行、且者無高同様之者共日々露命取繋  
方差支、難洪罷在候間、歩行人丈ハ小船送呉被仰付度段、  
其外品々訴上候始来、当船方ハ勿論村方ニおゐて者差支  
無之哉有躰可申立候間、御糺ニ付乍恐左ニ奉申上候

此段当御支配所大石田村名主卯右衛門・同村四日町名  
主惣太郎・同本町名主久兵衛并船方惣代兵太郎・久太  
郎、堀田相模守様御領分柏倉付大石田村名主太郎右衛  
門、右六人之者共一同奉申上候者、私共村方之義、御

高不相応之人数有之、殊ニ御田地近郷無類之御處也、  
其他株場等も無之地所者荒野か或ハ石砂交り之干損場  
ニ而罷在、用水掛り樋等数ヶ所御座候得共、自普請ヲ  
以取繕ひ、御年貢之上納無滞永統罷在候ハ、川岸并馱  
場兩条ニ御高札頂戴、川陸兩道便利宜場所ニ付、御公  
儀御役人中様并秋田庄内御家中荷物、諸国商人諸荷物  
餘多入込候分、大小船ヲ以清水又ハ庄内まで運漕方小  
前、一同ニ而相稼キ、右潤益ヲ以一村相統罷在候處、  
近頃下筋川端農村之者、名木沢村へ加請いたし、旅人  
并諸物等追々引入候船ヲ以猥ニ運送いたし候□高二付、  
私共村方之者共船稼キ年増薄罷成、小前一同難洪およ  
び小船修覆手当も不行届キ、追々折腐、右村御用有船  
差支候様成行、終ニハ一村衰微困窮之基ニ歎敷次第、  
旁難捨置奉存候、最上川筋諸荷物渡旅人小船運送等之  
義ニ而御用船不相勤船者上下共稼キ不相成御観定ニ御  
座候処、私共村方小船之義、御廻米并御私領米之積請  
不申候へ共、御公儀御役人中様、御支配様諸家御家中  
方当村より清水河岸まで御乗船之筋艀五人乗、四人乗

二而ハ便利不宣候ニ付、小鶺飼船与唱江三人乗又者式人乗小船等数艘造立仕、右御通行御用船爲相勤候ニ付、旅人并殊ニ寄諸荷物共清水河岸まで小船ヲ以運送御免被仰付候ニ付、前願之通難洪之小前一同、右船稼キ之恩沢ヲ以細々相統仕來候義ニ御座候間、毒沢村辺へ罷越、右小船運送差押謝免、御取締請候様仕度存願候所、当春同村御見張所ニおゐて御差押、名木沢村者不申及、毒沢村江も御取締向御嚴重被仰渡候趣、私共へも被仰達、難有承知奉畏候、安心罷在候処其後当川岸小荷物旅人等格別出入多シ、小前一同日々船稼キも相増、当節難洪之世柄ニ候得共、細々相統方出来、船稼キ相覆いたし候様罷成、早意厚御配慮ヲ以下筋御取締被仰付候事之義与、私共ハ勿論小前一同難有相統罷在候儀ニ御座候処、猶又毒沢村ニ而旅人等引寄候様罷成候而者、名木沢村御取締被下置候所詮も無之、当村船稼キ衰微必至与困窮相成候ハ眼前之義ニ有之、誠ニ以歎ケ敷奉存候、且毒沢村義豊地順道ニ者無之、最上川を相隔至而不便利之離レ村ニ付、御公儀御役人中様御通行可被遊

謁無之、左候得ハ所持いたし候小船者農業一派之渡船ニ相違有之間敷、然ル上ハ諸荷物勿論旅人共決而船稼渡世不相成、渡場通ひ小船之儀ニ付、船稼キ堅ク御差止、私共村方ハ船稼キ家業方江差障り不申様御沙汰者不申及、外村々之義も御嚴重御取締被仰付被下置、私共困窮、小前船稼キ家業無滯永統仕度様被仰付被成下置奉存候、

一、毒沢村より清水河岸まで旅人小船送りニ付、同村ニ而小船三拾式艘所持有之候処、右を御差留相成候而ハ小船減少いたし、難破船之節、漕付方差支可申哉之段申立候得とも、右小船毒沢村数艘有之候者、同村地内飛地ニも候哉、最上川向東之方字西遠表北之方字川原子遠表与唱、手廣之畑地ニテ所有之、同村々もの共日々右離地へ之渡船在之と云小船数艘所持有之由、船所持得とも、船稼キニ付所持罷在候義、此度事ハ以之外相違いたし之義ニ御座候間、乍恐御間察奉願上候、且上下通船之義ハ、船々浅深風雨等之天気ニ寄難破之事実無之候共難申候得とも、同村地之最上川筋至而穩成

流水ニ而、通船方ニ差障難場等無之、尤も湯水之節至り、浅瀬場所も可有之哉ニ候得とも、小石ニ而大石并底木等無之ニ付、多分難場に而者有之間敷、万一浅瀬之場所へ通船瀬掛等いたし候節ハ、上荷浮取小船三艘も有之候ハ、差支無御座候間、通船方差障有無之義ハ乍恐御堅念無御座候様仕度奉存候、御札ニ付乍恐以書御答奉申上候、尚御札之儀口上ヲ以可申上候 以上

(慶応三年?)

卯九月十七日

堀田相模守領分  
羽州村山郡大石田村  
名主

太郎右衛門

当御支配所

同州同郡大石田村

名主

卯右衛門

同

同四日町

同

惣太郎

同

同本町

見習名主

久兵衛

同

同

船方惣代

兵三郎

川船方  
御役所

同

同

久太郎

7 最上船登荷物余内錢取立帳

(表紙)

天保十三年
最上船登荷物余内錢取立帳
寅 十二月

寅 正月十七日  
一、五百文

喜助出

同日  
一、式百五文

造塩五拾俵

正次出

は□四拾五俵

新五舟

ます六箱

造塩式十三俵

同、八百拾式文

吉左衛門出

同、百式拾文

幸助出

造塩廿八俵

文左衛門舟

造しほ式拾俵

七太舟

荏粕四拾箱

同、百五拾五文

清吉出

種粕廿箱

玉砂里四樽

小吉舟

葉種壹枳

同、十九日、壹、六百八拾文

清吉出

弁梅壹樽

造塩式百八拾七俵

清太郎舟

焼荷壹樽

同、廿五日、一、六百四拾式文

清吉出

あい玉廿箱

造塩百七俵

彦平舟

同、八百六拾文

清九郎出

二月二日、一、三百四拾文

兵右衛門出

造塩拾六俵

九兵衛舟

荏粕廿式箱

利兵衛舟

同、五百五拾六文

同人出

玉砂里十三樽

同廿俵

同人舟

同、一日、一、六拾文

清吉出

玉砂里廿壹樽

造塩六俵

同人舟

身欠拾本

同、三日、一、六百六拾文

同人出

同 百拾俵

茂作舟

身欠四本

同、<sup>四日</sup>三三六文

同 人出

同、<sup>日</sup>百八拾文

同 五拾壹俵

五郎吉舟

同、<sup>日</sup>百八拾文

同 人出

同、<sup>十七日</sup>貳百八拾四文

清二郎出

造塩貳拾八俵

佐吉舟

同 三十貳俵

次吉舟

錢貳箱

同 三俵

古手貳箱

三月廿八日  
一、九百九拾文

安助出

塩引拾箱

造塩百六拾五俵

幸吉舟

秋味十八箱

茶 壹箱

同、<sup>日</sup>三百四文

清吉出

火はち二ツ

塩鱒九十貳箱

平介舟

同、<sup>日</sup>五百貳拾文

清吉出

造塩五拾九俵

疊表貳箱

秋味三拾箱

くり綿四本

塩引十貳箱

数之子廿本

四月十日  
一、<sup>日</sup>壹百四十六文

同 人出

玉砂里壹樽

塩造百五十五俵

吉兵衛舟

くり綿三十六本

小間物三箱

四月廿五日  
一、式百九拾文

清二郎出

傘 六籠

天草四箱

佐吉舟

櫃荷 六ツ

太白九樽

玉砂里八挺

せん香壺箱

筵具式箱

南朱わた四箱

五月五日  
一、五百四文

清吉出

荒わた壺箱

造塩八拾俵

清三郎舟

傘式籠

くり綿四本

くり綿四本

鱒 式箱

同九日  
一、百式拾文

幸助出

古手五箱

同十五日  
一、百五拾文

治七舟

同日  
一、七十八文

清吉出

天草五本

喜作舟

くり綿十三本

同人舟

六月廿七日  
一、四百式拾文

幸助出

同日  
一、五百六十文

兵右衛出

造塩七拾表

長松舟

古手式箱

甚助舟

同日  
一、式百四拾六文

義兵衛出

くり綿三十四本

同 廿壺俵

長松舟



同 廿俵

九月廿八日  
一、百九拾貳文

塩引廿五箱

塩ます三拾本

同、日  
一、百八拾五文

塩引五拾五箱

同、廿五日  
一、卷、三百六拾文

造塩百三拾六俵

十月六日  
一、八百十六文

同 百三十六俵

同、十四日  
一、九十六文

同 十六俵

同、日  
一、百四拾文

同 十四俵

同、日  
一、六百六十文

造塩百貳俵

清次郎出

又吉舟

清左衛門出

同人舟

佐吉舟

清吉出

彦兵衛舟

幸助出

万藏舟

久兵衛出

同人舟

清吉出

利兵衛舟

十月廿一日  
一、百貳拾文

同 貳拾俵

幸助出

同、日  
一、六十文

同 拾俵

清吉出

同、日  
一、六十文

同 拾俵

幸助出

同、日  
一、三百文

同 三拾俵

久兵衛出

同、日  
一、百九拾貳文

同 三拾貳俵

清吉出

十一月四日  
一、貳百文

同 貳拾俵

安助出

同、七日  
一、百五拾三文

秋味 三拾箱

清左衛門出

教之子六本

新吾舟

同、日  
一、四百四拾三文

秋味廿八箱

清次郎出

同人舟

くじら式箱

同、廿二日  
一、八百六拾八文

清吉出

造塩百四十四俵

文四郎舟

十二月四日  
一、貳百五拾文

清左衛門出

秋味廿三箱

吉兵衛舟

こんぶ七箱

いか十三箱

十二月十九日  
一、百六十文

久兵衛出

くり綿七本

吉兵衛舟

秋味廿七箱

同、日  
一、五拾八文

清吉出

秋味廿九箱

同人舟

同、日  
一、貳百五拾四文

同人出

くり綿式本

同人舟

くしら五箱

秋味十三箱

筋子式樽

身欠四十三本

同、日  
一、五拾貳文

同人出

秋味廿六箱

吉太郎舟

同、日  
一、三百拾八文

同人出

くり綿式本

同人舟

秋味六十三箱

くじら壺箱

筋子式樽

身欠四十壺本

同、日  
一、貳百六拾文

清吉出

秋味七十八箱

文衛門舟

身欠十八本

くり綿式本

すし子式樽

こんぶ式本

ぜん壺ツ

明荷壺ツ

鱒 三箱

同日 一、十八文

秋味九箱

同日 一、四百六十六文

秋味百廿八箱

塩ます式箱

同日 一、九十文

秋味廿箱

古手壺箱

こんぶ式箱

同日 一、壺ノ式百九拾文

造塩百五拾壺表

秋味百拾壺箱

こんぶ式箱

身欠十壺本

銭 四箱

茶 壺箱

同人出

彦太郎舟

清左衛門出

七次舟

兵右衛門出

七次舟

清吉出

清太郎舟

銭式拾壺ノ七百四拾七文

内

銭貳貫九百八拾文

村余内

此表目七百四拾五俵

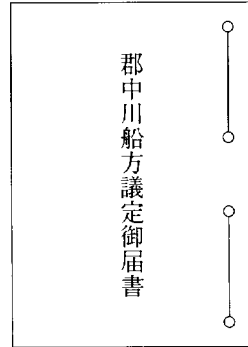
壺俵五四文ツ、村条内分

引残ノ銭拾八貫七百四拾七文

此分舟方勘定江組入

8 郡中川船方議定御届書

(表紙)



郡中川船方議定御届書

乍恐郡中川船方議定御届奉申上候

一、当郡御廻米河岸御積立川下之上酒田湊着水揚、当日  
と翌日迄二日之間請取渡シ可致事

但朝之内着船候ハ、当日と請取、昼頃着船致候  
分ハ、刻限遅ク当日之請取渡不相成、左候節者翌  
日請取渡可致、猶又雨天等之災有之節者是又日送  
り滞船之積り、請取渡方者二日限り、船数一日拾  
艘ツ、請取可渡致事

附御米水揚之上雨天災ニ而請取渡差支候節者  
御米忝儀ニ付一日忝合ツ、船方江用捨之積り  
取究候事

一、水揚并糺廻可相成日和刻限ニ候とも、郡中勝手ヲ以  
日延相成候節者、着船三日目と御米忝儀ニ付忝合用捨  
之積り、四日目者忝合、五日目者三合、其上日後れ者  
都而右ニ准し用捨致し、残切石之分無差支船方ニ而弁  
米可差出候事

但御米忝儀ニ付定法忝合之用捨ニ仕来候処、川下  
ケ着船之上船方ニおめて差支有之、日後相成候ハ、  
右定法忝合之用捨も無之、何程切石相立候共聊無  
差支船方ニ而弁米可仕、且酒田船之儀者前書定法  
忝合用捨米無之候ニ付、切石出来次第弁米可致事  
右者去ル文久二戊年中、郡中并川船方儀定対談ニ基、猶  
今般書面之通無意存儀定致し候処、相違無御座候、依之  
一同連印ヲ以此段奉申上候 以上

明治五年申年三月

第三十一区大石田村  
船持惣代  
酒田船方代兼  
庄司清吉 印

同村

富樫三之助 印

第十五区天童 仮区长

佐藤弥門 印

日野久治郎代印

第十三区中野村 仮副区长

第九区沼木村 仮区长

杉原市十郎 印

第十一区柏倉村 仮区长

齊藤三折 印

第七区黒沢村 仮区长

渡辺光蔵 印

第十二区山野辺村 仮区长

佐藤極太 印

山形縣

第十五区添山村 仮区长

郡治弥八 印

御役所

第十七区楯北村 仮区长

小野真萩 印

第二十二区田代村 仮区长

田代仁左衛門代兼印

第二十三区下小泉村 仮副区长

渡辺武助 印

第十六区神町村 仮副区长

日野久治郎 印

9 乍恐以書付奉願上候

一、当春商荷物水割下御差向之船々、当晦日迄下船留被仰付、荷積出精御日限無相違下着可仕旨、飛脚を以敷敷船頭共江申聞候処、当春中船稼出候頃も雪吹続ニ而舟々多分三難所之内江囲ひニ相成候由、飛脚見届申聞候間、無等簡私共一同と追々糺立、舟方ニおゐても、

風合等ニ抱引船無油断相運び候へ共、不天氣中ハ難  
 所如何様ニも稼方難相成候由ニ而、漸々兩三日已前よ  
 り囲場出帆いたし、此節者河岸向之舟々有之候へ共、  
 半途者着岸不仕、荷物岸出し方拵取不申、今以老艘も  
 下着無之、荷主ハ勿論船方一同難洪歎敷、重々恐入奉  
 存候、且旧冬之商荷積下筋囲船、当早春酒田着荷揚空  
 船ニ而帰帆之舟々まで囲ニ相成、未夕老艘も登着不仕  
 節合ニ御座候間、氷割下船延着之儀も全船方不出情、  
 私共等閑ニ相心得右候様上下通船及差支、御日限を向  
 へ候儀ニハ欠而無御座候間、本趣御勘弁被成、御舟留  
 之儀者来二月十五日まで御猶予被成下置度、然ル上者  
 登船其外荷積等無怠出情仕候様差配之もの差出、急速  
 積立、御日限通り下船無相違様仕、猶当河岸下筋上  
 下通船之儀者、老艘毎ニ上乘附羅立廿日頃追々ニも帰  
 帆着岸為致、御廻米御積立聊無御差支御差納相成候様、  
 如何様ニも手配執斗可仕候間、前書之趣被聞召、乍恐  
 格別之御慈悲を以御聞届被成下置度、乍恐一同連印を  
 以奉願候 以上

(弘化二年)  
 巳正月廿九日

川舟方  
 御役所

大石田四日町  
 舟持

兵右衛門

同本町

太市

久兵衛

同柏倉附

徳兵衛

大石田村

幸助

与惣治

清左衛門

清吉

史料五 出船・旅人

1 出船立会帳

(表紙)

天保二年	大石田
出船立会帳	
卯正月吉日	三ヶ村

下船立会

正・五・九

太右衛門  
宗兵衛

二・六・十

宗兵衛  
安助

三・七・十一

安助  
土屋忠兵衛

四・八・十二

土屋忠兵衛  
太右衛門

旅人番

正・五・九

宗兵衛

二・六・十

安助

三・七・十一

土屋忠兵衛

四・八・十二

太右衛門

右之通御勤被成候 以上

年番

太右衛門

正月八日

空船

老艘

酒田

長兵衛

二月

三月朔日  
一、煙草・穀物積

取上

長太郎

旅人 壹人 宿 安彦



一、煙草・米・穀物積合 太郎兵衛  
二、空船 五艘 酒田 勇藏達

旅人 四人 甚内

軽尻 壹駄

旅人 貳人 今神 三次郎

三月五日 一、煙草積合 取上 庄助

旅人 宿 作右衛門 壹人

同 宿 与四郎 貳人

一、同 煙草積合 同 新五

一、同 煙草積合 同 平吉

一、同 煙草積合 同 新藏

旅人 宿 五人

一、同 煙草積合 同 金藏

一、同 煙草積合 同 弥作

一、同 煙草積合 同 松右衛門

一、同 空船 貳艘 清水 千藏

一、同 空船 貳艘 酒田

三月七日 一、同 たはこ合 取上舟 卯吉

一、同 空船 八艘 酒田船 万吉

三月八日 一、同 最上 吉右衛門舟 老艘

十三日 一、同 たはこ米物取合 取上 九兵衛舟 老艘



同十五日  
一、米物取合 同 文次舟 壹艘

同  
一、空船 酒田船 三艘

三月廿日  
一、空船 式艘 酒田

一、新庄手舟

出船立会

上 十日 大石田村

中 十日 本町

下 十日 四日町

卯六月十一日川方御役所江御呼出、武井与一郎様三ヶ村  
役人江被仰聞候ハ、船々上下とも出船之御早速立会可申  
旨被仰渡候ニ付、同日手始年番太右衛門立会申候

一、下船 四艘 たばこ荷物也

外 上荷船 四艘

一、登船 壹艘 最上

是者柏倉收納米分

呉後  
一、下船 壹艘 たはこ・式ツ

外 上荷船 壹艘

中荷筵也壹ツ、過分迎会所へ上候處、令書損之迎久太郎  
相願候而猶亦積入先下候

外二

右荷見候得ハ、布・木綿・大式ツ入  
羽州下山口村 柴田淨永

京都六條行

瀧田忠作

六月十三日  
一、下船 壹艘 たはこ荷物也

改之節水主之者へ番立倉之、下ハ何と安三郎殿相尋候得

ハ、こもにてと申之、板取見セ候様被申、此通り

こもにて候とて、少斗り明候、能ク取見セ候と被申、

古壹枚明ケ其近ハ囲荷ニ御座候、右ニ付御差支申上

候而御引取相成候

右船主与惣次 左之助

後再改ニ立会候

六月十三日  
一、酒田帰船 壹艘

六月廿一日  
一、空船 壹艘 舟頭 甚太郎

旅人并道者乗船有之候血

廿二日  
一、最上船 壹艘 横山 又次郎

右著上荷舟酒田真吉船壹艘

一、空船 壹艘

一、空船 壹艘

一、空船 壹艘

廿五日  
一、空船 四艘 助次郎 伝兵衛 三次郎

同日  
一、最上 壹艘 重兵衛  
一、最上荷船 藤右衛門

廿七日改  
一、酒田登船 六艘屋内

同日 同 七艘屋内  
一、最上船大石田積 清吉舟頭

但シ鳥川岸迄船ニ而下ル

右船者川岸

卯兵衛立合分

七月四日  
一、空船 酒田 藤右衛門船

旅人 三人 甚内宿

輕尻 壹駄

清水行 導者 三人 法院宿  
清水行 壹人 惣左衛門

同日  
一、紅花積船 最上 甚太郎

旅人 壹人 清七郎

堀内行

壹人 宿 惣左衛門

七月廿四日  
一、空船

老艘

清吉

旅人 老入

宿  
久太郎

旅人 占自行老入  
清次郎

宿

清次郎

是八下瀬昨日下ヶ船御座候

一、空船

九艘

酒田船頭

旅人 なし

一、空船

老艘

酒田

一、登船

五艘

酒田船頭

一、同、百四人乗

老艘

一、同六日、空船

老艘

酒田 藤右衛門船

一、同五日、紅花積船

式艘

最上  
吉兵衛

弁助

一、同、空船

老艘

酒田 文 吉船

一、同、空船

老艘

旅人 式人

宿  
久太郎

一、同、空船

七艘

酒田

同 四人

宿  
三次郎

旅人 なし

一、同朝、空船

老艘

一、同、煙草積合

式艘

最上  
彦太郎

一、同朝、空船

老艘

下

同  
弥兵衛

上荷船 貳艘 酒田

一、紅花積船 壹艘 最上 源四郎

七月九日  
一、空船 壹艘 酒田 利右衛門

旅人 九人 甚内

うなき 壹駄 同

旅人 貳人 宿 惣右衛門

一、空船 壹艘 酒田 甚助

旅人 壹人 宿 清七郎

一、空船 四艘 酒田

旅人 なし

一、紅花積船 壹艘 最上 長助

一、空船 壹艘 酒田 源八

是八深堀岸登荷苧種拾壹驮



十日  
一、空船 三艘 酒田 帰船

右之内直吉船へ旅人左三

四人 甚内

六人 三次郎

壹人 惣右衛門

三人 御行

七月十一日  
一、最上与市船 壹艘

積荷紅花絹糸荷

上乘壹人 次郎右衛門

一、空船 三艘 酒田 吉助

幸助

三次郎

七月十三日  
一、最上船 三艘 幸吉

荷物ハ紅花絹糸 七次

上乘老人 権助

同 式人 同断

十一日ハ廿日迄 本町

七月十四日  
一、最上 式艘 登り

一、最上 式艘 登り  
一、最上 式艘 下り 万蔵乗

紅花荷物

同廿八日  
一、旅人 壹人 兵助ハ多八  
平介船

七月十六日  
一、登船 八艘 酒田船

同、最上 式艘 下船

紅花荷物

加荷

一、同 式人 同 人

同、酒田帰船 四艘

右之内専助船へ

旅人十三人加藤宿(カ)ハ

同、たはこ船 式艘 利 八

八月二日  
一、紅花 式艘 吉兵衛

七月廿日  
一、酒田帰船 壹艘 市五郎

右へ旅人十八人 本陣ハ

酒田 弥兵衛 藤 七

一、同、空船 壹艘

一、同、登り

サカタ  
五郎吉・孫作・長次郎

七右衛門旅人式入

一、四日、紅花 式艘 平吉

モカミ  
才吉・善次・伝吉

幸助旅人式入 森吉

船頭  
三吉

一、同、空船 三艘 又次

一、七日、紅花船 壹艘 幸助

酒田

モカミ



同、長作

同、伊八

一、八日、同 三艘 吉直

一、四艘 治助



同、弥作

一、九日、紅花船 壹艘 藤七郎

同、金藏

一、九日、紅花船 壹艘 權兵衛

同、六平

モカミ  
權次乘

一、五日、七艘 庄三・吉右衛門

一、同、空船 三艘

同、平次・義兵衛

一、十日、酒田船 六艘 登り

同、甚五郎・甚助

一、十日、酒田船 六艘 登り

同、仁八

一、六日、空船 式艘

一、同、取上船 壹艘 吉兵衛乘

同、伊四郎

一、同、取上船 壹艘 吉兵衛乘

モカミ

八月十二日 当所 甚 吉

一、紅花斗斷 積船 老艘

同十四日 同 新 五

一、紅花積船

同、紅花船 横山 太郎兵衛 うるし

十四日昼も当所百七船改候所、荷数折合不仕候而調仕直

し被仰付申候

十五日右百七船下船いたし候

一、たはこ・紅花色々取合

右の旅人三人宿清次郎も此船下瀬泊り、御登三而右旅人

陸行御改、宿船頭荷方も

十六日 一、下船 金右衛門船 旅人 三人 宿清次郎も

十八日 一、酒田船 酒田 元 吉 老艘下船

是ハ旅人拾人 宿甚内も

本馬 老立

輕尻 老立

同、紅華積 老艘 当所 金 蔵

十九日 一、紅苧船 式艘 文右衛門

次郎吉

同、酒田船 九艘登り

右ハ太右衛門立会仕候

八月廿一日も四日町番

一、酒田空船 老艘 船頭

右ハ旅人 四人 清次郎も今上行

同 三人 清吉も酒田行

廿三日 一、紅花 間之助 青苧積合 式艘 兵右衛門

一、酒田空船 式艘 宿 久太郎

旅人 壹人

荷物 八固

旅人 壹人

茂右衛門

同 壹人 其

九月朔日大石田村番

廿五日  
一、米沢手舟青苧船 三艘

一、取上船紅花青苧船 貳艘

九月朔日  
一、登り舟 三艘 酒田  
文吉乘

源次乘

仁助乘

佐平乘

廿六日  
一、空船 四艘

一、 與太郎

同、空船 壹艘

岡兵衛

深堀川岸ニ而小豆積入申候

竹兵衛

八月廿八日  
一、空船 貳艘 伝吉

旅人 五人 甚内

一、四日、取上船 壹艘 吉平乘

うなき 壹人

但シ芦沢川岸ニ而

旅人 壹人 其

同 壹人 三

一、五日、取上船 壹艘 甚太郎乘



一、同  
酒田船 式艘 善之助乗

但シ芦沢川岸ニ而 源右衛門乗

六日  
一、叡上船 拾六船

八日  
一、叡上船 拾六船 弁 助乗

但シ芦沢川岸ニ而

十日  
一、同 壹艘 牛 七乗

一、同 壹艘 吉 平乗

一、同 酒田船 六艘登り

九月十三日  
一、酒田船 六艘

右之内甚八方旅人 壹人 兵藏

五人 甚内

十四日  
一、酒田船 八艘登り

十五日  
一、下り 壹艘 川はた 政藏船

一、同 酒田空船 四艘

内佐兵衛船へ旅人壹人 本馬壹だ  
宿久太郎と

一、同 酒田登船 式艘

十九日  
一、たはこ其外下船 壹艘

九月廿三日  
一、空船 拾式艘 四日町

廿四日  
一、空船 壹艘

廿五日  
一、空船 三艘 頭

右江 三人 甚内と

式人 忠右衛門と

一、同、最上船登 四艘

但シ四日町

是者改節船錢

立会不申候

十月朔日  
一、たはこ荷船 式艘  
モカミ、甚五郎

上荷乗  
彦兵衛

一、同、登 八艘  
清藏達

一、同、空船 五艘  
サカタ  
吉右衛門・貞吉・定吉

金藏・元吉

一、四日、同 式艘  
サカタ  
三郎次

安右衛門

一、同、登 六艘  
義助達  
一、同、空船 壹艘  
丈八  
一、五日、登 四艘  
竹藏

一、同、積込 壹艘 五三郎

一、同、空船 壹艘 辰之助

一、十日、たは粉荷 壹艘  
最上  
儀兵衛

一、同、同 壹艘  
酒田  
仲吉

一、登り庄八船 七艘

一、十月十五日、積合 壹艘  
当所  
権助

此節  $\diamond$  印十艘下ル

一、十六日、式艘たはこ積 廿船頭

一、酒田空船 壹艘

一、十七日、酒田登船 三艘

六艘

一、松山御台所 壹艘

中十日本町

十一月朔日  
一、叡上下り船 式艘

六日  
一、同 下り船 壹艘

七日  
一、酒田登り船 六艘  
寅吉達

八日  
一、空船酒田 壹艘

同日  
一、同 五艘

十日  
一、酒田登り 六艘

同日  
一、叡上登り 五艘

十一月十七日

一、空船 四艘

一、たはこ船 貳艘

一、御私領積船

十二月十七日  
一、酒田帰船 式艘

同十八日  
一、たはこ船 壹艘

上荷船 壹艘  
空船 貳艘

三月十八日  
天保三辰年

正月十日出船無之候

二月十二日  
一、たはこ船 貳艘 七藏

一、もがミ船 三艘登り 茂作

一、小豆船 壹艘 与惣兵衛

同十四日  
一、たはこ船 壹艘 吉兵衛

同十七日  
一、たはこ船 壹艘 藤藏

上荷船  
壹艘

同十八日

同十四日  
酒田帰船  
壹艘

同十八日  
一、も上船下り

同十五日  
寂上たはこ船  
貳艘

一、空船下り

同十六日  
たはこ・茉種

×

積合最上船  
貳艘

五月十六日  
酒田帰船  
六艘

本町

酒田上荷船  
貳艘

同十七日  
酒田帰船  
四艘

同十八日  
酒田空船  
壹艘

同十九日  
酒田帰船  
三艘

同十九日  
たはこ船  
壹艘

同 登船  
六艘

上荷船  
壹艘

六月十二日  
酒田帰船  
三艘

本町

2 旅人取調帳

(表紙)

天保六年  
旅人取調帳  
未正月吉日

未二月七日  
一、旅人 四人 甚内  
酒田行  
一、同 壹人 清次郎  
酒田行  
六月八日  
一、旅人 貳人 宿 三次郎  
古口行  
一、同 貳人 宿 甚藏

うなき□□半駄 宿  
一、旅人 三人 甚内 舟頭  
一、同 三人 同 人  
一、同 三人 同 人  
但シからず川迄 金拾五文  
十二日 一、同 壹人 宿 兵藏  
十二日 一、男 壹人 同 甚藏  
一、女 貳人 同 人  
清川行  
是ハからず川ニ付切手返済 相成候、尤右之役料願置候 但シ此分本帳へハ書上ケ不申候  
十二日 一、男 壹人 宿 与四郎  
六月十八日 一、男 貳人 宿 清次郎

六月廿二日 一、旅人 宿 兵内

廿九日 一、同 男 宿 甚内

女 式人

此分相濟

ノ 旅人 式拾人

内 拾五人 酒田行

七百五拾文

五人 烏川

古口行

七拾五文

うなき半駄

式拾五文

合テ八百五拾文

九月十六日 一、旅人 宿 甚内

一、同 式人

廿式人 手形相返り申候

同十九日 一、同 式人 同 安助

同廿一日 一、旅人 十式人 同 甚内

本馬五駄片馬

駕籠 式丁

同 一、旅人 式人

ノ 廿日 一、旅人 式人

宿 三次郎

一、同 廿一日 三人 同人

一、同 廿四日 式人 宿 喜助

同廿九日 一、同 五人 宿 甚内

清川行

軽尻式駄

一、同 老人 同 同人

清水行

廿九日 一、同 老人 同 長兵衛

旅人 三十拾老人

内 式拾五人 酒田行

老ノ式百五十文

本馬 五駄片馬

五百五拾文

駕籠 老丁

百文

五人 清川行

式百五十文

軽尻 式駄

百文

老人 清川行

拾五文

合テ 三十拾老人

式ノ式百六拾五文

内 式人分 廿預り

百文

式人分 金預り

百文

引残而

式ノ式六拾五文

(表紙)

天保七年
旅人取調帳
申正月日

六月十三日 一、旅人 六人 但古口迄 甚 内

から尻 貳駄

一、同 四人 但古口迄 久兵衛

から尻 壹駄

錢三百廿五文受取

一、旅人 八人 清水迄 甚 内

から尻 三駄

六月十六日  
一、同 九人 甚 内

内五人 からす川行

九月廿九日  
一、旅人 貳人 口尻

十月五日  
一、駕籠 四丁

一、から尻 貳疋

一、本馬 壹疋 宿 久太郎

一、旅人 八人

廿人

一、旅人 壹人

兵藏

十月六日  
一、同 貳人 甚 内

本馬 壹駄

輕尻 壹駄

一、旅人 貳人 清水迄 同人

一、旅人 貳人 同所迄 同人

本馬 五駄

輕尻 六駄

余内 百九拾五文

本馬 壹駄 酒田行

輕尻 五駄 右同断

うなき 壹駄 右同断

輕尻 壹駄 鳥川迄

役料  
合 貳貫百五十文 丁預り

外 旅人 六人 鳥川迄



輕尻老駄 右同断 久太郎預り

旅人六人 酒田行

右之通御座候

申五月朔日

但シ帳面六月十日取調

一、同 老 人 同 人

元合海行

余内合式百四拾文受取

一、同 式 人 次右衛門

酒田行

余内百文受取

一、同 六日朝 老 人 安 助

一、同 同 朝 老 人 久 太 郎

余内五拾文取

一、同 六 月 同 老 人 甚 内

余内五拾文取

一、同 六日朝 四 人 三 次 郎

一、同 八 日 同 老 人 甚 内

一、同 三 日 旅 人 式 人 甚 内

余内より受取

一、同 三 人 兵 助

塵包老ツ 下瀬乗リ

外二九文五分 同 人

老 人

一、同 四 日 同 四 人 甚 内

酒田行

うなき 半駄

一、五百分同 三人 久兵衛

一、九日同 三人 同人

一、同日同 五人 甚内

駕籠 壹丁

から尻 壹駄

此四百文

一、同日同 壹人 徳右衛門

同五拾文 助十郎へ手当

一、同日同 壹人 忠内

同五拾文 助十郎へ手当

一、同日同 壹人 柏倉料  
文七

同五拾文 助十郎へ手当

一、九日同 四人 三次郎

一、十二日同 本庄家中 五人 甚内

駕籠 壹基

本馬 壹駄

輕尻 壹駄

メ月廿人前

〇 壹荷 六百文 余内

一、九月十二日同 五人 三次郎

余内貳百五十文取

五拾文助十郎へ手当

一、十一日同 貳人 甚内

うなき 貳駄

貳百文受取

一、九日分同 壹人 太助

一、十三日同 旅人 四人 甚内

明荷貳つ

一、同、	一、十九日	一、同、	一、同、	一、同、	一、十六日	一、十五日	一、同、	一、同、	一、同、
	古口迄此余内 三十拾文	式人	三人	式人	壹人	壹人	式人	五拾文	壹人
酒田行 余内 五十文取			同人	から尻壹駄 同人	甚内	甚内	常吉	助十郎へ手当 同人	同人
式人 同	常吉								

一、同	一、同	一、廿七日	一、同	一、同	一、同	一、廿三日	一、同	一、同
壹人	壹人	式人	式人	壹人	五拾文	右同断 余内 式百文取	右同断 余内 百文取	右同断 余内 百文取
幸助	常吉	与四郎	甚内	清次郎	助十郎へ手当	旅人式人分 三次郎	旅人 四人	加藤

一、同 三人

甚内

一、同 貳人

同人

清水行

余内

合貳ノ七百七拾五文

内、四百文

三次郎預

一、同 三人

同人

八人分

百文

助十郎へ兩度分手当

貳五百拾文

久太郎預

一、同 貳人

清次郎

五人分

五拾文

安 助預

一、同 四人

久太郎

壹人分

酒田行

三百文

助十郎へ手当

一、同 壹人

常吉

目附得為致ニ付手当

清水行

ノ 壹ノ文

ノ 旅人五拾五人

残而 壹ノ七百七拾五文

内 五人

古口 清水行  
元合海

右之通御座候 以上

余内

申

九月

名主  
土屋忠兵衛

御組頭  
太右衛門殿

史料六 船方會計

1 舟方勘定取調書

(表紙)

文化元年子九月
舟方勘定取調書

去亥九月<sup>6</sup>当子八月迄舟方諸指引書

一、錢貳百拾五貫四百文 助成錢取立<sup>メ</sup>

一、錢五拾貫九百八拾五文 半運賃取立<sup>メ</sup>

一、錢百四貫六百文 酒田舟方<sup>6</sup>助合錢

一、錢五貫百貳拾八文 元舟案内<sup>メ</sup>

一、錢拾九貫九百六拾七文 清水河岸出張所<sup>6</sup>

請取候分

合錢三百九拾六貫八拾文

右引殘

錢百八拾四貫三百九拾七文 押切帳番私

錢百三拾三貫三百三拾四文 平均八拾壹艘當り

内 錢貳拾八貫百四拾三文 惣舟數掛り入用

外

小以錢貳百拾貳貫五百四拾文

錢百拾五貫九百六拾九文 上下余内取立

引殘錢百八拾三貫五百四拾文

合錢貳百四拾九貫三百三文

此分舟數百拾七艘

内

内拾壹艘者三分乘

錢百五拾貫六百四拾九文 年中会所入用

平均百拾壹艘五分三割

殘錢九拾八貫六百五拾四文 但平均八拾壹艘三割

但壹艘三付錢壹貫六百四拾文文壹分

但平均壹艘三付錢壹貫貳百拾八文宛 四文不足

右内訳

錢五拾貫貳百六文 舟數三拾艘五分割返

右者壹亥九月ち当子八月迄、船持申定書面之通取立之分

右者此度舟方諸勘定ニ付、拙者立会、無高下勘定いたし

此度算用勘定ニ付、私共罷出、諸帳面并書付等不殘引合  
諸弘いたし、殘錢舟數ニ割引取勘定相濟候上者、少も申

舟數割當り、書面之通請取候上者少も申分無御座候、依

分無御座候、然ル上者勘定書付入用之儀無御座候、為後

之請取致印形候 以上

日仍而如件

文化元年子九月

右舟持惣代  
作右衛門印

文化元年子九月

大石田舟持  
儀兵衛  
同  
幸助印

同 喜助 ①  
 同 円七  
 同 久蔵 ①  
 同 清次郎 ①  
 同 権兵衛 ①  
 同 清六 ①  
 同本町 太郎右衛門 ①  
 同 清兵衛 ①  
 同 佐吉 ①  
 同四日町 兵右衛門 ①  
 同 長兵衛 ①  
 同 宗兵衛  
 同 代儀兵衛 ①  
 大石田村 金四郎 ①  
 同 文蔵 ①  
 横山村 勘兵衛 ①  
 同 善五郎 ①  
 同 円助 ①

同 五郎七 ①  
 同 藤右衛門 ①  
 同 庄七 ①  
 同 太六 ①  
 同 亦次郎 ①  
 毒沢村 善兵衛 ①  
 清水村 東左衛門 ①  
 同 五郎兵衛 ①  
 同 五右衛門 ①  
 同 儀右衛門 ①  
 元合海村 喜平次 ①  
 古口村 甚蔵 ①  
 大町村 権七  
 長崎村 七蔵 ①  
 渋江村 次郎作  
 東根村 代門作 ①  
 平四郎  
 代文四郎 ①

2 最上船方諸入用明細書上帳

(表紙)

文化四年

最上船方諸入用明細書上帳

卯 九月

覚

一、調錢百三拾五貫貳百文

是者去寅九月卯当卯八月迄、舟持申合ニ而最上船  
壹艘ニ付總四百文宛、小船者貳百文宛助成之儀、

御役所江指上御預り被下置候分、此度私共奉請取

候

一、調錢四拾六貫四百八拾六文

是者去寅九月卯当卯八月迄、酒田船ハ半運賃錢取  
立置、御役所御預り被成下置候分、此度私奉請取

候

一、調錢拾九貫八百文

是者去寅九月卯当卯八月迄、於清水河岸ニ最上船  
壹艘ハ總四百文宛、小船貳百文宛助成錢取立候分

一、調錢貳拾五貫百三拾八文

是者去寅九月卯当卯八月迄、於清水河岸ニ酒田船  
ハ三分運賃取立候分

合調錢貳百貳拾六貫六百貳拾文

此払

錢四拾壹貫六百文

是者御城米御川下ケニ付河岸ノ并酒田湊舟方ハ

出役給入用

但 河岸場者 一日貳百文宛

酒田湊者 一日四百文宛

金壹分、錢壹貫百文

是者例年之通御廻米通船安全御祈禱入用

錢三貫六百四拾五文

是者御陳屋廻りよし并垣柴代



錢六貫七百文

是者去寅九月も当八月迄惣代給料壹ヶ年分

是者御陳屋廻り  并修理ニ付飛脚雇人賃

錢七百四拾四文

金三兩 五百三拾八文

是者御陳屋廻り雪囲ニ付杭木并梶大乘繩わら等品

是者舟方会所筆取給料

代

錢四拾九貫九百貳文

錢拾貫三百五拾貳文

是者清水河岸出役所諸給料

是者御陳屋廻り修覆并表替等障子替紙并戸繩等

并筆墨紙蠟燭茶炭代入用

品々入用

金壹兩三分 錢五百文

錢五貫九百三拾五文

米八俵 此代拾ヶ六拾四文

是者舟会所飛脚賃

是者御役所附水夫給壹ヶ年分

錢九貫六拾三文

錢壹ヶ六百七拾壹文

是者去寅九月も当卯八月迄舟持度々寄会入用

是者御役所并御門前屋鋪御年貢石代諸夫錢

錢貳拾貳貫貳百五拾八文

錢貳百文

是者舟方会所年中筆墨紙茶蠟燭炭代

是者当卯正月御門

錢三拾六ヶ文

小以金五兩下錢貳百六拾八貫百六拾九文

是者御城米御川下ヶ付三難所番船雇賃壹艘ニ付拾

差引錢七拾壹貫五百貳拾四文

貳貫文宛

此分不足 惣船持割

錢六拾七貫八百八拾七文

右者去寅九月6当卯八月迄金錢請弘、私共一同立会、明細帳差上申所相違無御座候、依之蓮印形奉差上候 以上

文化四年卯九月

東根村舟持	喜助	同	長兵衛	同	彌作	同	庄右衛門	同	伝之助	同	吉郎右衛門	同	權八	同	善一六	同	伊三郎	同	吉兵衛	同	籾藏	同	利兵衛	同	長治郎	同	儀兵衛	同	卯右衛門

久藏	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
久藏	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
圀七	喜助	清次郎	清吉	五右衛門	清兵衛	太郎右衛門	兵右衛門	長兵衛	直治	文藏	仁右衛門	權八	善五郎	五郎七	圀助	庄助	代六之助												

同本町	大石田村	大町村	今宿村	野黒沢村	横山村	古口村同	元合海村	同	同	同	清水村同	同	同	同	同	同	同	同
安太郎	作右衛門	忠藏	三治郎	又兵衛	六之助	甚藏	喜平治	惣七	儀左衛門	五郎兵衛	東左衛門	善兵衛	嘉兵衛	左之助	亦治郎	太六		
印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印		

川船方  
御役所

3 御手船方御入用請取書上帳

(表紙)

天保九年戌八月  
御手船方御入用請取書上帳

覚

一、金六拾五兩三分式朱

錢貳百拾貳文 兩六ノ三百廿文

外ニ米六俵壹斗三升五合 三八入

是ハ去面御收納米之内払立候

右者御手船式艘新規御造立御入用書面之通奉受取候以上

戌 八月

御手船差配  
名主

安 助

但 壹兩壹分 壹人前

錢四ノ文

船頭水主四拾人江御酒代被下

柏倉  
御 役 所

壹人江、百文ツ、

右者去西暮船頭水主四拾人、当戌三度乘御召抱、御給金  
書面之通奉受取候 以上

覚

一、金五拾五兩三分二朱

錢七拾五文 兩六ノ三百廿文

戌 八月

御手船差配  
名主

安 助

内 訳

拾六兩三分式朱 船頭拾人御給金

但 壹兩式分壹朱 壹人前

式朱 御船繫料

拾三兩式朱 水主拾人

但 壹兩壹分式朱 壹人前

拾貳兩式分 同 拾人

錢式ノ文

但 壹兩壹分錢式百文 壹人前

拾貳兩式分

水主拾人

覚

一、金三拾七兩三分三朱

錢四百八十文 兩六ノ三百廿文

外米七拾俵四升 三八入

是ハ去酉御収納米之内払立候

右者去西冬一度乘通船御入用書面之通奉受取候 以上

柏倉  
御 役 所

戊 八月

御手船差配  
安 助

柏倉  
御 役 所

式百文 塩引片前

三百文 御祝儀錢被下

〆 壹貫五百文 老艘分

一、錢四百八拾文 伊勢御初尾拾艘分

一、同老〆三百五拾文 兩舟安全御日待御祈禱御初尾

内、式百四十文 白米三升代

〆 拾六〆八百三拾六文

此金貳兩貳分式朱貳百四十六文

右者当戌正月御手船御船祝并御祈禱御初尾御入用、書面

之通奉受取候 以上

戌 八月

御手船差配  
名主 安 助

柏倉  
御 役 所

置、書面之通奉受取候 以上

戌 八月

御手船差配  
名主 安 助

柏倉  
御 役 所

覚

一、金拾五貫文 当戌正月御船祝拾艘御入用

内 貳百文 御鏡餅代

八百文 御酒賄代

覚

一、錢四百文 舟方御陳屋江暑寒音物代

一、同四百文 当戌御年頭

内 式百文 御手代様

式百文 御下役兩人

一、同老ノ八百文 御手船御造立ニ付舟板等江飛脚

内 七百五十文 五人雇賃

八百文 四人旅籠代

式百五十文 昼通り遣ひ

一、同老ノ九十五文 御手船式艘御造立場所地代大豆

壹斗五升代 壹升七十三匁

内 六升

三升 兵右衛門

三升 嘉七

三升 平助

ノ 三貫六百九十文

此金式分一朱百式十文 兩六ノ三百廿文

右者御手船方御入用書面之通奉受取候 以上

戌

八月

御手船差配  
名主 安助

柏倉 御役所

覚

一、錢六ノ六百文 しな綱式拾房

此金老兩錢式百八十文 兩六ノ三百廿文

右者去冬ニ当夏迄都合二度御船擊綱御入用書面之奉受取

候 以上

戌

八月

御手船差配  
名主 安助

柏倉 御役所

覚

一、金九兩錢六拾六文

去酉青苧三拾壹ノ五百目

但 式兩式分三付 壹抱百九拾目

四拾六抱買 兩六ノ四百文

太綱五房 但老房ニ付壹ノ五百目ツ、

細綱拾房

外ニ貳貫五百文 綱打賄代

此金壹分式朱百文 兩六ノ四百文

ノ、金九兩壹分式朱百六拾六文

右著御手船方御入用書面之通奉受取候 以上

戌 八月

御手船差配  
名主 安助

柏倉  
御役所

覚

一、錢八貫文

是ハ去酉十一月申中、御手船六艘屋内渴水ニ付本楯河

岸江滯舟罷在候所、同所ノ舟頭共舟町河岸御出役様

御伺之上酒田空船式艘相雇、大石田河岸迄乘下り候

ニ付、上荷錢差替被仰付候分

一、錢貳拾五貫文

前同断ニ付御手船式達江大石田河岸ノ酒田空船四艘

相雇、重高四拾ノ文之内理解申聞、上荷舟壹艘江六

ノ貳百五十文ツ、差替相渡候分

ノ 錢三拾二ノ文

此金五兩二朱錢貳百拾五文 兩六ノ三百廿文

右著御手船方不時御入用書面之通奉受取候 以上

戌 八月

御手船差配  
名主 安助

柏倉  
御役所

覚

一、金拾八兩三分錢四百六十卷文 兩六ノ四百文

外米四俵式斗六升五合 三八入

是ハ去酉御取納米払立候

右著去ル未去酉秋迄御船拾艘修覆御入用書面通奉請取

候 以上

戊 八月

御手船差配  
名主 安助

柏倉  
御役所

覚

一、錢八百文 大半五状 壹状百六十文ツ、

一、同七百文 藏半紙廿状 壹状三十五文

一、同百式十文 筆五封 壹本十式文

一、同六十六文 墨三丁

メ、壹ノ六百八十六文

此金壹分錢百六文 兩六ノ三百廿文

右者御手船方取調諸書上御入用書面之通奉受取候 以上

戊 八月

御手船差配  
名主 安助

柏倉  
御役所

一、同三百式十文 右同断、往来二昼食事代

壹昼壹人前八十文ツ、

一、同六百三拾六人 往来輕尻 壹疋駄賃

メ、貳貫百五拾六文

此金壹分一朱 百八十壹文 兩六ノ三百廿文

右者御手船方掛ニ付往来休泊り旅籠高代奉受取 以上

戌

八月

御手船差配  
名主 安助

覚

一、金式拾九兩

右者去西暮、船頭水主船大工鍛冶御前貸金として奉受取

候 以上

柏倉  
御役所



御手船差配  
安助

戌  
八月

柏倉  
御役所

一、米拾俵  
覚

外六拾俵四升  
大石田御渡

右者酉冬御手船御米積入之節、渴水ニ而船町河岸江入免  
数日逗留仕、粮米不足ニ相成候ニ付、壹艘江壹俵ツ、粮米  
として奉受取候 以上

覚

一、米六俵壹斗三升五合 戌式艘御造立飯米ノ

一、米七拾俵四升 戌八月調、去酉秋返船拾艘

飯米

一、同四俵式斗六升五合 去ル未申酉秋之拾艘膠覆飯

米

八拾壹俵九升五合 三八入

内拾俵御手船拾艘舟町河岸ニ而拝借分上納引

残米七拾壹俵九升五合差引ニ而酉御年貢米上納済

戌  
八月  
御手船差配  
安助

御役所

覚

一、米七拾壹俵七升六合

右者御手船粮米御入用之分、去酉御収納米之内ニ払相立  
奉請取候 以上

戌  
八月  
名主  
安助

御役所

一、金五兩三朱

去西冬通船湯水三而雇

錢貳百十五文

船上荷錢

一、金拾八兩三分

御船拾艘御修覆入用

一、金六拾五兩三分貳朱

戊御造立貳艘御入用

錢四百六十壹文

錢貳百拾貳文

一、金壹分壹朱

往來はたこ高代

一、金五拾五兩三分三朱

去西暮戌、三度乘御召

錢百八十壹文

錢七拾五文

一、金壹分

筆墨紙代

一、金三拾七兩三分三朱

西冬壹度乘通舟御入用

錢百六文

錢四百八十文

金貳百壹兩貳分壹朱

一、金三兩三分

同御褒美

錢貳百五十六貳文

一、金貳兩貳分貳朱

戌正月御船祝、御祈禱

此金壹分貳朱

兩六四

錢貳百四十六文

入用

百六十貳文

一、金貳分壹朱

川方音物代、飛脚賃

錢百四十文

合、金貳百壹兩三分三朱

一、金壹兩

しな綱代

錢百六十貳文

錢貳百八十文

内 金貳拾兩

去西九月中舟板代内貸として

一、金九兩壹分貳朱

太綱、青芋代

手形壹通差上

錢百六拾六文

金三拾兩

去西冬一度乘通舟入用内貸手

形壺通

付、安助引受分上納代

金六拾兩

去西暮御召抱戌三度乘御給金

内貸手形

一、去西暮御手船方大工鍛治御前貸、当戌御受替仕、改

金三拾兩

御造立内貸手形壺通

手形壺通差上申候、去西手形壺通可受取分失念いたし

小以ノ百四拾兩

手形四通返る

来亥秋暮之節可受取分書記置申候

差引残金六拾壺兩三分三朱

百六拾式文

九月廿九日受取

戌八月改

一、金式拾九兩

舟頭水主雇代、去西暮大工鍛

治御前貸手形壺通差上

一、金三拾兩

戌八月中舟板代内貸手形壺通

差上

右、二口全ク内貸

戌八月改

米七拾壺俵代

一、金式拾九兩式分一朱

去西御收納米、御手船糧米

錢百三拾三文

御預り分、戌六月中御払被仰

## 解 説

本集は前編（第九集）と同様江戸時代後期のおもに大石田河岸にかかわる最上川舟運関係史料を中心に収録したものである。

本集で使用した文書は計三二点となる。その内訳は、星川憲一氏所蔵駒籠村星川仁右衛門家文書三点、山形大学附属図書館所蔵二藤部文書二五点、大石田町戸田榮一氏所蔵戸田安右衛門家文書四点である。

年代別には享保、天明、寛政、文化、文政、天保、慶応、明治にわたり、一八世紀前半から一九世紀前半までおよそ一〇〇年間にわたるの史料となる。

以前の大石田積替仲継運送に代って、上郷・酒田上下入会の積通し運送になったのは享保八年（一七二三）である。その転換に対し、戸田安右衛門を先頭に大石田を再び積替河岸に戻すための運動が一〇年間以上にわたって続けられた様子がうかがえる。

また、享保年間には羽州城米の江戸廻漕が西廻り優位か

ら東廻り優位に転ずる時でもある。これは幕府の政策的指示に基づいて行われたもので、当時の江戸の経済的状況航海技術の向上等を物語るものとして注目される。

さらに、最上川舟運が民間請負差配の民営事業から幕府直接差配の公営事業に大転換したのは寛政四年（一七九二）である。しかし、その後も舟運事業には多くの矛盾や問題をかかえ、混乱はあとを絶たなかった。

川船方役所役人の横領事件、船方仮惣代の次々に起こす不正問題は特に文化文政天保年間に集中する。その外にも河岸間の利害からの係争問題の発生に対し、その度に議定書が取り交わされ、どうにか舟運秩序が維持されるといった状況である。

それらの歴史的事実を目次の順に従って、表題・年号所蔵者を記し、一項目毎に解説を加えることとする。

## 史料一 廻米海上輸送

され、惣百姓に対し請印を求めたものである。

### 1 武州江戸浅草前御年貢納方ニ付定（享保九年）

星川憲一氏所蔵 駒籠村 星川仁右衛門家文書

### 2 卯御城米四ヶ領御米高寄帳（享保二十年）

星川憲一氏所蔵 駒籠村 星川仁右衛門家文書

尾花沢代官小野惣左衛門から尾花沢附村々に対して、城米の江戸浅草蔵前納め方仕法改めについて発せられた布達である。改め内容は六項目にわたる。

尾花沢四ヶ領の城米を東海廻りで江戸へ廻漕した史料である。

① 蔵前着船荷物の水揚げを早めること。

享保二十年（一七三五）時の尾花沢四ヶ領とは延沢領（含名取領）、尾花沢領（含大町領）、大山領、丸岡領である。大山領は藩政期は庄内藩領から幕府領を経て再び

② 水揚げ米の検査、補給、俵拵えは早急に行うこと。

庄内藩領に戻るが、丸岡領はそのまま幕府領として残る。

③ 痛み俵はすぐ直し、納入すること。

本史料は幕府領となり、尾花沢代官所が支配した当時のもので貴重である。

④ 補給用代米の買い求めの際は値段を吟味すること。

⑤ 村方での俵拵えを一層吟味すること。

⑥ 雨水や海水によって生ずる沢手米の損失を軽減する

方法を講ずること。

享保十九年寅、尾花沢四ヶ領年貢米の合計一万八千石余の各領毎の内訳とそれを東廻り海運によって江戸へ廻

費、例えば賃米・宿給米・車力賃・納名主たばこ賃・沢

米するための積送状の内訳内容を示したものである。それを一覧にすると次のようになる。

手米切替俵代、人足賃等一四項目にわたって定賃銭が示

〈表1〉尾花沢領（四ヶ領）の年貢米江戸廻送（享保20年）

1番船	延沢領米(俵印・)	閏3月15日出船	2703俵(運賃 金167両と永138文4分)
		船名長栄丸(16人乗)	周防岐波浦船 直乗船頭 安太夫 上乘 延沢村 庄右衛門
2番船	尾花沢領米(俵印・)	4月6日出船	2892俵(運賃 金178両3分と永75文)
		船名えびす丸(17人乗)	摂州伝法船 直乗船頭 平六 上乘 丹生村 半右衛門
3番船	尾花沢領米(俵印・)		3162俵(運賃 金197両2分と永20文4分)
		船名栄椿丸(17人乗)	大坂富田屋船 直乗船頭 三郎右衛門 上乘 正蔵村 長八
4番船	尾花沢領米(俵印・)		3568俵(運賃 金220両2分と永125文1分)
		船名吉豊丸(19人乗)	周防丸尾崎船 直乗船頭 吉蔵 上乘 尾花沢村 権兵衛
5番船	尾花沢領米(俵印・)		2432俵(運賃 金150両1分と永31文2分)
	船名	(15人乗) 長州藤田船	直乗船頭 吟右衛門 上乘 鷹巣村 長次郎
6番船	尾花沢領米(俵印・)		3973俵(運賃 金245両2分と永168文)
	船名	(19人乗) 周防国船	直乗船頭 万太郎 上乘 寺内村 左次右衛門
7番船	大山領米(俵印八)		2708俵(運賃 金217両と永229文2分)
	船名	(20人乗) 筑前産納船	直乗船頭 吉右衛門 上乘 田川郡 清十郎
8番船	大山領米(俵印八)		2188俵(運賃 金175両と永116文6分)
	船名	(16人乗) 大坂富田屋船	直乗船頭 松次郎 上乘 田川郡 伝十郎
9番船	丸岡領米(俵印●)		1938俵(運賃 金155両と永220文5分)
	船名月吉丸(15人乗)	長州藤田船	直乗船頭 伊右衛門 上乘 田川郡 善兵衛
10番船	丸岡領米(俵印●)		1041俵(運賃 金172両と永147文)
	船名禪市丸(16人乗)	長州梶浦船	直乗船頭 与一郎 上乘 田川郡 権三郎
11番船	丸岡領米(俵印●)		2604俵(運賃 金208両2分と永136文6分)
	船名伊吉丸(18人乗)	長州藤田船	直乗船頭 彦之丞 上乘 田川郡 久左衛門
12番船	丸岡領米(俵印●)		2708俵(運賃 金217両と永229文2分)
	船名	(21人乗) 筑前産納船	直乗船頭 吉右衛門 上乘 田川郡 清十郎
13番船	丸岡領米(俵印●)		2396俵(運賃 金192両と永201文2分)
	船名	(20人乗) 筑前国船	直乗船頭 子四蔵 上乘 田川郡 喜助
14番船	大山(1906)・丸岡(74)・延沢(981)		2961俵(運賃 金219両と永74文1分)
	船名	(20人乗) 筑前残島船	直乗船頭 権作 上乘 鶴村 茂右衛門
15番船	尾花沢(2212)・延沢(1119)		3332俵(運賃 金206両と永59文)
	船名	(21人乗) 筑前残島船	直乗船頭 善六 上乘 芦沢 太郎兵衛

註1. 享保20年「卯御城米四ヶ領御米高寄帳」より作成

2. 番船はとところどころぬけているので「前掲高寄帳」記載の順に記した。

城米はすべて酒田湊の船積所（瑞賢蔵）に集積される。

羽州村山郡酒田湊船積所に勤める役人は、日野尾花沢代官手代の村上宇右衛門である。江戸蔵前詰の城米受取立会人として同じく手代の成田清六がその任に当っていた。

寛文十一、十二年（一六七二）、瑞賢によつて東西廻海運が開かれて以来、とみに西廻りの海運が隆盛するようになるが、同時に東廻りの海運も結構息長く行われていた。

正徳四年（一七一四）幕府は奥州のみならず出羽の幕領米も東廻りで江戸廻米することを決め、享保二年（一七一七）には越前・能登・越後の幕領米を東廻りで江戸廻漕するよう命じている。（渡辺信夫「東廻海運の構造」国史大辞典収載）。それ以降享保年間は出羽城米の江戸廻漕において東廻り航路利用の全盛期と言える。

この場合の雇船であるが、瀬戸内沿岸の周防・摂津・長州・筑前船等航海の実に長け、長年の実績を誇る海運業者がその任にあたっていたことが分かる。

### 3 卯春御城米二付四ヶ領割合帳（享保二十年）

星川憲一氏所蔵 駒籠村 星川仁右衛門家文書

尾花沢四ヶ領の城米を江戸に廻漕する際に、海上輸送の船上において生活上必要とされる諸物品及び給料、飯料等を四ヶ領でそれぞれ分担した割合を記したものである。

諸計費の総合計が金六兩二分永一五四文四歩となる。

これを米一〇〇石当り永三六文七歩六厘六毛の割合で算出したのが次である。

大山領（米四五・一五石一斗五升七合）

金一兩二分永一六〇文

丸岡領（米三一・四六石六升四合）

金一兩永一五六文七歩

尾花沢領（米六七・四八石六斗六升）

金二兩一分永二三一文五歩

延沢領（米二五・五三石三斗八升）

金三分永一八九文

以上四カ領の分担金である。

尚、東廻りに要する航海日数は七五日となっている。

戸賀山入津失敗

上荷物二〇〇箇程打捨てる

#### 4 秋田能代浜田浜二而破船浦状写 (文政十一年)

山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

海船が航海上において海難事故を起こした場合の対処法のわかる史料である。

摂津兵庫の海船荷問屋紅屋治兵衛の積船九〇〇石船が津輕藩の依頼をうけ海上輸送を請負うことになる。

その時の航海日程は以下の通りである。

七月 四日 大坂出帆  
〃 六日 兵庫 〃  
〃 十二日 予州岩城入津 十五日 出帆  
〃 廿一日 下関入津 廿四日 〃  
〃 廿七日 雲州崎浦入津 廿八日 出帆  
八月 六日 粟嶋入津 八日 出帆  
〃 十一日 庄内口(風雨)

この海損を証明する手段として「浦手形」を発行してもらう。浦手形は浦証文・浦切手ともいい、江戸時代、海難にあつた船が打荷(捨荷ともいう)をした場合、最寄りの港で代官、手代、庄屋の立ち合いのうえ作成する残存荷物および船具の現存目録をいう。その残存目録に基づいて打荷の共同海損の分担が決められた。

浦手形の発行を願ひ出たのは船荷積請人の紅屋治兵衛及び船頭、能代の買受問屋谷内孫左衛門、それに最寄りの八森村肝煮菊地七藏である。その時の検使は佐竹藩家中の黒子軍兵衛であつたことが分かる。



## 史料二 船方役人出人

### 1 乍恐以書付御願奉申上候 (文化十二年)

山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

文化十二年(一八一五)船持一同(願人)が尾花沢代官嶋田帯刀に差出した舟会所の下役人神部源八の罷免を求めた願書。罷免を要求する理由として次の五項目をあげている。

- ① 空船で下るべき酒田船に荷物を積ませている。そのため最上船の荷物が減少し、役荷(課税対象荷物)も減少し、課税収入が年々減ってきている。
- ② 酒田船頭と密かに結託し、隠し荷積みを行い、その積荷高にに応じて賄賂を受け取っている。
- ③ 最上船の積下げ荷物からも祝儀として五〇〇文を受け取っている。
- ④ 船持飯惣代の太郎右衛門・勘之丞・作右衛門の内、作右衛門と謀って船頭共から金銭をまきあげている。

即ち、押領による役職停止と罷免を求める願書であるが、神部源八はその後もその役職にあり、職務を行っているところを見ると、この件については取り上げられなかったものと思われる。

### 2 船方割返銭支払三付願〈飯題〉 (文化十三年)

山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

最上船持二二名が川舟方役所に対し、船方御用掛を勤めていた太郎右衛門の船方割返銭不正の糺明を求めた歎願書である。

願書内容は次の二点となる。

- ① 太郎右衛門は文化十二年分の割返銭(二艘三付五貫文余)を船持方へ割返しをしていない。押領も同然である。そのため船持方は水主を雇へないほど困窮をしている。

② 文化七年(一八一〇)、前の船方惣代安太郎と太郎右衛門が横領訴訟問題で船持衆から追求された時、

自分に加担した者に対して、その節の謝金として金子を渡しているという風聞がある。

太郎右衛門の不正を糺明すると共に文化十二年分の割返銭一艘に付銭五貫文の割戻しをするよう求めたもの。

### 3 乍恐以書付奉願上候 (文政七年)

山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

四日町船持兵三郎が川船方役所に提出した願書である。船持惣代清次郎・船持長兵衛・同惣吉の三名を役所に呼び船方会計明細帳の提出を求め、吟味し、その不正を糺明するよう求めたものである。

- ① 惣惣代五名(兵右衛門・儀兵衛・円七・清次郎・卯右衛門)を村預りとし、四日町名主半右衛門及び大石田村組頭喜助は責任をもって不正を吟味すること。

- ② 舟方会所筆取役久太郎が中心となって土屋忠兵衛を船持惣代に推挙する願書が提出されているが、そ

の件は却下すること。

- ③ 先の惣惣代(太郎右衛門・勘之丞・作右衛門)の時には明細帳未提出一件があつたが、その時には休職処分が行われていること。

### 4 乍恐以別紙書付奉願上候 (文政九年)

山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

船持二九人(惣代四日町の長兵衛・毒沢村の吉兵衛)が川船方役所に提出した願書。願書内容は次の通り。

- ① 文政四年以前、酒田舟より切手銭(通行証明銭)として一艘に付、上郷行の場合百文、大石田揚げの場合五〇文ずつ徴収し、船会所建設資金の足合たあひとして川船方役所へ納入してきた。

それが文政四年の年季明け以降、上郷行三〇〇文、大石田揚げ二〇〇文を最上舟助合銭として取り立てるようになった。一ヶ年分酒田からの登り船六〇〇艘とみて一七〇貫文の徴収金になる。それを惣惣代は

船方へ相談もなく、無尽を組織し、勝手に使用し不正を働いている。

② 仮惣代四人が酒田舟と結託し、大石田下瀬辺で商人荷物を隠し積みさせている。そのため最上舟の取り扱う諸荷物が減少し、船方困窮の原因をつくっている。

仮惣代四人の勝手な行動の糾弾と不正の札明を求めるもの。

## 5 乍恐以書付御願奉申上候（文政九年）

山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

押領出入文書である。原告は最上船持廿九人、その代表が大石田船持長兵衛と毒沢村舟持善兵衛である。被告は舟方仮惣代四日町兵次兵衛・大石田村清次郎・同村円七・同村儀兵衛の四人である。

① 訴状にあげられた被告側の罪状は次の六項目である。  
① 船方金銭受払勘定について、二年間分の明細帳が

ないため、三名による会計監査の印形は押せない。

② 酒田船から取り立てる切手銭が明細帳に記載されていない。酒田船一艘につき三〇〇文、年間六〇〇艘と見積つて一八〇貫文分の記載もれとなっている。  
③ 最上船が積み下すべき商人荷物が酒田船に隠し積みされている。

④ 仮惣代は船会所に全然出勤せず、書類等は自宅で処理され、内容は不明である。

⑤ 隼ノ瀬が通船不能になった時、米二七一石余を陸送した。陸送賃として郡中会計から舟方へ手当金として七両一分を支給したが、この金を仮惣代が押領した。

⑥ 上河岸から隼ノ瀬までの普請の際、小船による商人荷物の中送り割増賃金一六両二分余が押領されている。

以上大要六つの罪状をあげ、仮惣代四人の退役を迫ると共に船会所運営として寛政四年当時のやり方にもどすこと。即ち惣代一名・月番船持二名を置き、惣代及び月

番船持は惣船持の熟談総意によつて選出すること。月番船持二名は船会所に出勤し、職務を行うことを求めたものである。

## 6 乍恐以書付奉願上候（文政九年）

山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

最上船持一同（四七人中三四人）が船持惣惣代の退役等を求めて川船方役所に提出した願書である。

川船方役所では船持惣惣代として以下の六名を直接指名された。その六名とは兵次兵衛・円七・清次郎・長兵衛・卯右衛門・儀兵衛である。そのうち卯右衛門と長兵衛は他の四人と船差配のやり方に同腹できず退役する。

惣惣代として残った四人の通船仕法は以下の通り。

- ① 酒田下り船五〇〇艘ほどに隠し荷積みをさせる。そのため、最上船の荷物が減少し、潰船も出てきている。

- ② 舟順番の甲乙を無視し、勝手に差配をする。

③ 川船方役所向け帳簿と船会所扣用の帳簿の記載があわず不正確で、二重帳簿となっている。

④ 毎年行っていた船持寄会における会計報告を行わなくなった。

⑤ 酒田船より最上船助合銭として取り立てる一五〇貫文（一艘に付き三〇〇文、五〇〇艘分と見て）を明細帳に記載せず、酒田船持と共謀して押領するようになった。

⑥ 隼ノ瀬普請入用としての御下金一〇〇〇両余を船持と一切相談もなく惣惣代四人勝手に処理し、取り掠めている。

以上の罪状を挙げ、惣惣代四人を退役させ、寛政年中の改正当時にもどし、惣代一名、船持月番二名ずつとし、役人は川舟方役所の指名でなく、惣船持の推挙によつて選出する。又月番船持は舟方会所に毎日詰め、船差配として直接立会をすることを求めている。

7 差上申一札之事 (文政十年)

8 乍恐以書付御届奉申上候 (文政十年)

山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

最上川の通船業務である船荷物検査および立会役とし

ての仮惣代の代表に円七、船持衆の惣代に安三郎と清吉以上三名を選出した旨を川船方役所に届出たものである。

それ以前に選出した仮惣代兵次兵衛・円七・清次郎の三人についての承認は円七を除いて得られなかったことが分かる。

9 舟方議定書

為取替申船持議定之事 (文政十二年)

山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

訴人大石田船持長兵衛他一名と相手方大石田舟持兵次兵衛他四名との間に取り交わされた舟方出入一件内済議定書である。兵次兵衛・与惣次・清次郎・儀兵衛は仮惣

代、兵三郎は仲介役である。議定内容は以下の通り。

① 仮惣代五人は退役する。後任の惣代は舟持一同相談の上決める。後任が決まるまでの暫定期間は外の船持方から式人ずつ月番を立て、立会及び金銭請払を行うこと。

② 惣代は通船用務を行う場合、船持と相談の上、川船方役所へ伺をたて取り図らうこと。

③ 惣代は通船御用に支障ないようにするため、毎日朝五ツ時から七ツ時まで会所に日勤すること。

④ 向船については、利欲に走り我仮勝手不正のないように惣代立会のもとに闇取を行い、舟方一統の潤益になるようにすること。

⑤ 金銭請払差引勘定帳は船持一同立会い、過銭があれば船数にもとづいて割戻し、不足銭があれば同様取り立てを行うこと。

⑥ 御廻米破船の場合の船方三分一の弁米については惣船持へ割り当てとする。その他の諸入用についても同様とすること。

⑦ 前仮惣代勤役中の金銭勘定については分らなく

なっているが、双方で内済したのでこれ以上問題としない。ただし亥年（文政十年）から丑年（文政十二）までの三カ年間勘定は立会船持安三郎・清吉・与惣治が責任をもつて後任惣代へ明細帳を引き継ぐこと。

⑧ 船方通船仕法は寛政四年の直差配改正当初に立ち返り、その当時の仕法通りに行うこと。

以上八項目にわたり双方とも議定の取り交わしを承知した。

過去文化年間から仮惣代と船持との間に十数年間にわたって争われてきた船差配の件も、仮惣代全員が退役する方法で結着が図られることになる。

寛政四年（一七九二）、民間による請負差配を改め、幕府の直轄差配に改正し、仮惣代によつて差配運営をするが船持共の総反発をうける結果を生じた。

それを解決したのがこの文政十二年（一八二九）の議定書である。

10 乍恐以書付奉願上候（嘉永七年）

山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

大石田河岸の冥加金の割増しについて、少額の値上げになるよう歎願したものである。

史料三 大石田河岸積替中揚認可願

大石田中揚一件願書写（寛政元年）

戸田榮一氏所蔵 大石田町戸田安右衛門文書

1 乍恐以書付奉願上候（天明八年）

戸田榮一氏所蔵 大石田町戸田安右衛門文書

大石田本町百姓戸田安右衛門が、江戸幕府川船奉行所に差し出した大石田中揚げ願書である。願書内容の主旨は、寛政元年（一七八九）から同三年までの三年間を試行期間として大石田河岸を中揚げ積替えの川港としてほしいというもの。大石田を中揚げ河岸とするにあたって

懸念される課題を提示したものである。

① 近隣の私領・御料の百姓・商人・船持惣代からは格別反対意見が起きていない。

② 漆山村名主片桐善左衛門外二、三名から異義の申し立てがなされている。

③ 不和合の者がおつては、中揚げ制度は永続しないので、和合するまで願書を江戸奉行所から国元の尾花沢代官所へ差し戻しとする。

④ 中揚げに反対する者四人も江戸に召し出され、意見の聴取をされたが結局納得されなかった。郡中の重立衆とも何回も話し合っても妥協点を見い出すことができなかった。

⑤ 庄内と最上一統の了解のもとに、再び出府し、奉行所に追訴に及んだが願書の取り上げはなされなかった。

## 2 乍恐以書付奉願上候(仮題)(天明八年)

戸田榮一氏藏 大石田町戸田安右衛門文書

戸田安右衛門が江戸幕府の奉行所に対する出願文書である。奉行所とは江戸幕府職制表によると勘定奉行の川船奉行(川船改役)のことである。

出願内容の主文は、幕府川船奉行の権限をもって国元の支配所代官(尾花沢代官)に対して、大石田を積替えの河岸として認可するよう指示命令してほしいというもの。

享保八年(一七二三)以前、大石田は中継ぎの積替え河岸としてその役割を果たしてきた。しかし享保の舟運改革によって積通しとなり、酒田船に利する仕法となってきた。このままでは大石田河岸は衰退の一途をたどるほかなくなる。今回積替え河岸として認可されれば、次の二点で郡益につながるといふ申し分である。

① 大石田―上郷間の運賃を引下げる。

塩一俵につき永一分二厘引き下げる。年間六万俵

の登せ塩と見積って七貫二〇〇匁が荷主の徳用金となる。荷主の拠出する運賃が安くなれば、その分の還元として城下・在町・百姓などへの物価の値下げにつながる、年数がかさめば広大の郡益となる。

② 取扱い世話料の引下げを図る。

塩一俵につき永銀八分九厘八毛の世話料の引下げを図る。年間六万俵の取扱いと見積り、永銀五三貫八八〇匁をうかし、その中から冥加金の支払をはじめ郡中困窮者に対する貸付金や代官所への協力金などに充てる。

3 御尋ニ付以書付御答申上候(仮題)(天明八年)

戸田榮一氏所蔵 大石田町戸田安右衛門文書

幕府川船奉行役人篠田次郎四郎・岸重郎が直接下向し、大石田中揚げを求める理由を正されたのに対し、安右衛門が返答した書付けである。その内容を簡条にすること左のようになる。

〈表2〉戸田安右衛門の中揚げ要求要旨

書上書	天明8年12月(1788) 戸田安右衛門→江戸幕府川船奉行所
内容	江戸幕府勘定奉行所川船改役の二人篠田次郎四郎・岸重郎が下向し、大石田中揚げ願の理由等について安右衛門からその趣旨を正したものである。
安右衛門の書上げ書	
①	大石田一上郷間の運賃 永塩1俵につき1分2厘を引下げる
②	舟方へ支払う賃金を引上げる 永々1分3厘を引上げ 永1分2厘×6万俵=金72両 <small>荷主のもうけ</small> 永1分3厘×6万俵=金78両 <small>舟方のもうけ</small>
③	郡益 150両となり 物価の値下げ) 渡世の安泰化)
④	諸入用節減して徳用金を積立てる 初年度 21両 (米50万石) 次年度から11両ずつ 毎年、新穀に引換えて貯穀をする
⑤	貯穀を万一の場合に備え 備荒貯蓄とする
以上	大石田を中揚げにすると上記のことをまちがいない行う

① 大石田一上郷間の運賃、塩一俵に付き永一分二厘引下げる。

② 舟方へ支払う賃金、永一分三厘引上げる。

永一分二厘×六万俵=金七二両(荷主利益)  
永一分三厘×六万俵=金七八両(船方利益)  
合せて一五〇両の利益(郡益)



③ 郡益一五〇兩を物価の値下げと人々渡世の安泰化に役立てる。

④ 諸入用節減してできた徳用金を積立てる。

初年度二二兩(米五〇石分)

次年度一一兩

⑤ 毎年新穀に引替えて貯穀をする。その貯穀を備荒貯蓄とする。

以上、大石田を中揚げ河岸として認可してもらえば上記のを行ない郡益につなげる。

#### 4 再応乍恐以書付奉願上候(寛政元年)

戸田榮一氏所藏 大石田町戸田安右衛門文書

上郷村々二二一カ村から江戸勘定奉行久世丹後守広氏に差し出された大石田中揚げ反対意見を述べた再度の請願書である。その反対の主な理由としてあげたものは左の通りである。

① 大石田は羽州村山郡の入口にあたる場所に位置す

る。そのため諸相場の上げ下げを自由にあやつり、利得は大石田一村に引取られる。大石田が積替え河岸になれば上郷の商人・船持・百姓の衰微は明らかである。

② 酒田船が大石田河岸積通しであれば、下り荷として上郷の諸商品も買い込むため村々の利益につながる。

③ 安右衛門は三年間を試行期間として大石田中揚げ案を提示しているが、上郷の不利は享保年中まで中揚げを実施してきて実証済みである。大石田の船荷取扱いは我侭勝手な振舞いを行うことは明らかである。上郷商人百姓の難渋を捨て置くことが出来ず、大石田中揚げ取放ちになったことを想記すべきである。

④ 安右衛門は安永五年(一七七六)以来一〇年以上にわたって中揚げ願を提出している。その度毎に取下げとなってきた。それをこのたび承認するようなことがあれば村騒動に発展する恐れがある。

安右衛門は今後もその企てを行うものと思われるが大石田中揚げ願は取り上げないようにして欲しい。

⑤ 安右衛門が「中揚げ願」を提出するたび毎に大勢の人々が江戸に呼び出され、長逗留をさせられる。

これに要する村費用は莫大なもので迷惑至極である。

以上四点の史料から言えることは、享保八年（一七二

三）の改正により大石田の川船差配は取り放ちとなり、

上郷・酒田の差配となる。それに伴って大石田は積み替

え中揚げ河岸としての権限は取り上げられ、荷物は上郷

まで積み通しとなる。これによりいよいよ大石田河岸の

衰微は著しいものとなる。

宝暦十年（一七六〇）、大石田は上郷との連合差配に

こぎつけるが、かつて享保八年以前のような勢いを取り

戻すことはなかった。

明和三年（一七六六）、入札冥加金による川船差配制

になるが大石田の船持や荷宿等の力が弱く、落札にこぎ

つけることができず、危機は一層増大する。

大石田河岸の衰微、大石田川船差配役の力の衰えの顕

著となった安永・天明期に至ると、かつての繁栄期のよ

うに中継ぎ河岸大石田の復活を求める運動が起ってくる。

安右衛門が中揚げ河岸を求めて江戸幕府勘定方川船奉

行に請願運動を始めたのは安永五年（一七七六）からで、

その運動は一〇年以上にも及ぶ。しかし、上郷の反対が

ことの外強く、その結果、大石田中揚げ河岸の認可はつ

いに認められることはなかった。

#### 史料四 船積荷物取扱い

##### 1 覚（天保八年）

山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

船町河岸役人と大石田河岸船持惣代との間に取り交わ

された覚書である。

船積み荷物の減少は著しく最上船は休船状態に陥って

いる。最上船を救済する方策として、荷主に対して手当

〈表3〉 酒田船からの助成銭の配分

1. 収入	47'350文 (酒田船よりの助成銭)
内訳	天保8年分 23'550文
	上郷行 428艘(1艘ニ付 50文)
	大石田揚 66' ( " 25文)
	天保9年分 23'800文
	上郷行 449艘(1艘ニ付 50文)
	大石田揚 54艘( " 25文)
2. 支出	47'310文(最上船への世話料割賦銭)
内訳	天保8年分 23'546文
	大船助成 706文×23艘 = 16'238文
	中 " 504文×14 " = 7'56文
	小 " 252文×1 " = 252文
	天保9年分 24'46文
	大船助成 720文×23艘 = 16'560文
	中 " 520文×14 " = 7'280文
	小 " 206文×1 = 206文
最上船持 12人	

註1. 天保10年「酒田助成銭取調高之内世話料割賦帳」より作成

合力銭の拠出を願うというもの。

上郷積 酒田下船 一艘ニ付 銭六貫文

大石田積 " " 銭四貫二三五文

手当合力銭の支給期間は七月から二月までの六か月間とする。

## 2 酒田助成銭取調高之内世話料割賦帳 (天保十年)

山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

最上船持の窮状を救済することを目的に、酒田の登り船に対し助成銭を賦課し、それを最上船持に世話料として割賦分配したものである。天保八・九年の収支の内訳が書き留められている。それが別表(3)である。

## 3 酒田船助成銭取立帳 (天保十三年)

山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

最上船の窮状を救済する措置として、比較的安泰な経営状況にある酒田船から助成金を取り立てることにしたのは天保七年(一八三六)からである。当初は上郷行には五〇文、大石田揚げには二五文を課してきた。

その後、天保八年に大石田船持久太郎と徳右衛門、横山船持間之助が代表して酒田と交渉し、上郷行三〇〇文、大石田揚げ二〇〇文にするようお願いをしているが受け

入れられなかった。

天保十三年には上郷行一五〇文、大石田揚げ一〇〇文となつている。酒田よりの登船四七三艘から助成銭六八貫九百文を徴集し、それを最上船持に割賦している。割賦銭はそれぞれ一艘につき、大船七〇〇文余、中船五〇〇文余、小船二五〇文余となつている。

#### 4 乍恐以書付奉願上候 (天保十一年)

山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

最上船頭および船乗八人から川船方役所に出された願書である。

商人荷物を積み請けた最上船が、大石田河岸において御改めを受け、一応酒田湊に向けての下船を装う。途中大石田の下瀬である黒瀧において酒田空船に移し荷を行う。その最上船は勿論酒田湊まで下船することなく、日にちを待ち、頃合いを見計って帰帆するという川下げ仕法違反事件が露見する。

このことが出入(訴訟)問題にでもなれば大変な事態に発展する恐れがあるので、それをくい止めるための事前の謝免願である。

#### 5 船町・寺津河岸一件活口書 (天保十三年)

山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

船町と寺津の両河岸間において、船積み荷物の取り扱いについての係争が起つていたが、天保十三年(一八四三)両河岸の間で同意に達し、七項目にわたる取り決めがなされ、船町水揚げと寺津水揚げの場合についてそれぞれ明文化がなされた。

船町水揚げは、山形商人が酒田湊で仕入れた荷物、および山形行の荷物とする。寺津水揚げは、山形商人が寺津近辺で売りさばく荷物および山寺へ送る荷物、その他荷主の指図のある場合は指図通りとする等七項目が取り決められている。

6 御札二付乍恐御答奉申上候（慶応三年）

山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

松前領毒沢村役人から長岡役所に次の願書が出されている。村では小船三二艘を所持し、三山参詣導者の輸送及び毒沢地内最上川での難破船の救助活動等にたずさわって露命を取り繋いできた。それを今回御差留となつては村方一同困窮に陥るので、今まで通り小船運送業務を存続させてほしいというもの。

毒沢村の川船運送について大石田河岸としての意見を求められ四方村の名主と船方惣代が返答したもの。返答の内容は主要次の通りである。

- ① 大石田は河岸場・駅場双方の高札を頂戴し、公儀役人、家中役人、諸国荷物の運送を担っている。
- ② 最近、毒沢村では名木沢村に加勢して旅人、諸荷物をみだりに運送しているため、大石田の船稼ぎが年々減少してきている。
- ③ 名木沢と毒沢では、二、三人乗の小鵜飼船を造り

清水河岸までの導者運送が許可されているため、大石田としては困っている。今回名木沢・毒沢の船運送を中止してくれることは大石田にとって好都合である。

④ 名木沢、毒沢の地内は最上川の流れ至つて穏やかである上、大石や底木などはなく決して難場所ではない。三二艘の小船は必要としない。三艘もあればこと足りする。

以上の理由をもって名木沢、毒沢での小船を用いた旅人及び諸荷物の運送を差し止めるよう求めた返答書である。

名木沢、毒沢と大石田河岸との係争を示す史料である。

7 最上船登荷余内銭取立帳（天保十三年）

山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

延享四年（一七四七）の通船仕法改革以降、最上川舟運は最上船は下し荷物、酒田船は登し荷物を運ぶという

〈表4〉最上船登荷物と月別余内銭

単位 俵・箱・樽・本など

品名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
塩	534	288	165	155	100	111			136	370	164	150	2,137
くり綿	45		4	92	4							13	158
玉砂利	25	14	8	8									185
あい玉	2												2
白砂利			5	9									14
在相	40	20											60
種相	20												20
古手		2		7								1	10
器表			2										2
器具				2									2
傘				8									8
小間物				3									3
櫃				6									6
火鉢	2												2
銭		2										7	9
焼荷	1												1
葉種	1												1
弁梅	1												1
													7
太白	7												7
ます	6		92						30			2	130
身欠	10	4										112	126
塩引		22							80				102
秋あじ		48		2							58	525	633
数の子		20									6		26
すじ子												6	6
くじら											2	6	8
こんぶ												13	13
いか												13	13
天草				4	5								9
明荷												1	1
せん				1									1
計	692	420	273	297	109	111	0	0	246	370	230	849	

註1. 天保13年「最上船登荷余内銭取立帳」より作成

2. 余内として最上船が登した荷物

片道運送を原則として運営してきた。それが本荷物の運送である。

ところが、最上船でも登し荷を、酒田船でも下し荷を帰り荷物としてある程度運ぶことが認められていた。それが余荷物といわれるもので、余内とか余荷と称した。余荷物を運んだ船には余内銭を課税して取り立てるこ

塩が圧倒的に多く、あじ、塩引、ます、身欠等の魚介類がそれに次ぐ。玉砂利、白砂利、藍玉の移入も多いことが分かる。

余荷取り扱ひ量の多い時期としては一、二、三、一二月であるが本荷の比較的少ない時期にあたっていることも注目される。

とになる。余内銭は村方勘定と船方勘定に組み入れられる。村方勘定への組み入れ分は、取扱い荷物一箇に対し四文宛の取り立て分で、全体の二割強程である。大半は舟方勘定に入り、そこから取り扱ひの量に応じて船持へ還元されるものである。

最上船が登り荷の余荷として取り扱われる物品は別表(4)の通りである。

8 郡中川船方議定御届書（明治五年）

山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

羽州村山料の城米について酒田港で海船への廻米渡し（水揚げ）についての議定書である。本議定は文久二年（一八六二）、当郡中の川船方と酒田港船方との間に結ばれたもので、議定内容は以下の通りである。

(1) 当郡河岸出し廻米の酒田港での水揚げについて、  
○酒田港に着船後、一日一〇艘、二日間で受け渡しを行うこと。

○天災等で受け渡しが遅れた場合は、一俵に付き一日一合の割合で郡中より船方へ用捨米（損料）を差し出すこと。

(2) 遅延による用捨米（損料）の負担割合について

○三日遅れまでは、一俵に付き一合の用捨米

○四日 ♪ ♪ 二合 ♪

○五日 ♪ ♪ 三合 ♪

(3) 船方の都合で遅れた場合は、すべて船方の弁米。

(4) 酒田船の場合は用捨米の規定はないので、廻米に目

切れが出た場合はすべて船方の弁米とする。

9 乍恐以書付奉願上候（弘化二年）

山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

大石田四か村の船持八名が川船方役所に提出した願書である。請願内容は、氷割船を酒田港に向けて下船させたところ雪吹に遭遇し、三難所で立往生している。着岸予定の延期を承認してほしいというもの。

酒田港着岸期限一月三十日のところ悪天候のため二月十五日までの猶予を願うが、その後の廻米船の運行には支障ないよう努めることを申し出ている。

史料五 出荷・旅人

1 出船立会帳 (天保二年)

山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

大石田河岸から出帆する船の立会日記帳である。

① 下船立会月番

- 一・五・ 九の月 太右衛門 宗兵衛
- 二・六・ 十の月 宗兵衛 安 助
- 三・七・ 十一の月 安 助 土屋忠兵衛
- 四・八・ 十二の月 忠兵衛 太右衛門

② 旅人の月番

- 一・五・ 九の月 宗兵衛
- 二・六・ 十の月 安 助
- 三・七・ 十一の月 土屋忠兵衛
- 四・八・ 十二の月 太右衛門

以上四名は仮惣代で、天保二年の年番は太右衛門である。

〈表5〉大石田下り船の積荷と旅人数

		単位 艘・人		
月	空船	積荷船	内 訳	旅人
1	1			
2		9	たばこ(4)	
3	22	14	たばこ穀物合荷(12) 米(2)	15
4				
5	19	26		
6	17	36	たばこ(5) 米(1) 上荷船(7台)	
7	42	33	紅花(14) たばこ(3) 上荷物(2台)	101
8	45	40	紅花(20) 青芋(9) たばこ・うるし(1)	32
9	33	41		12
10	10	54	たばこ(5)	
11	4			
12	4	2	たばこ(1) 上荷船(1台)	
合計	197	257		160

出船の積荷品目をみると、煙草が最も多く二〜十二月まで全期間に及ぶ。紅花の川下げは七・八月の二カ月間だけで、必ず上乗りを添乗させている。青芋は八月一カ

註1. 天保2年「出船立会帳」より作成  
 2. 空欄は不明または積荷品目不明(記載なしのため不明)



月で終了する。おもしろいのは上荷船一〇艘の出荷である。上荷船とは酒田の沖合に定泊する海上の本船と河岸間を往復して荷物を運ぶ小船（二、三〇石）のことである。大石田の舟大工に注文されたものであろう。又は酒田で借用すると高価になるので大石田から持ちこんだことも考えられる。

酒田船は帰りには空船で下るのが通例（片道運送）であった。域米・私領米の出船についてはこれ以外である。

旅人については、旅人宿として甚内、三次郎、作右衛門、与四郎、安彦、法院、惣右衛門、清七郎、久太郎、忠兵衛の一〇軒の名が見える。旅人は導者及び一般旅行者で、下船の荷船や空船等に便乗されている。旅行の最盛期は七月となっている。

導者については、導者専用の船もあり、この場合導者船以外の荷船の利用者である。

かつて明和年間（一七七〇）に、大石田河岸では三山導者を荷船に同乗させるということで大石田経由の路線の変更問題まで発展した経緯がある。天保年間になると、

荷船に便乗することが常時行われるようになったものと思われる。

## 2 旅人取調帳（天保六・七年）

山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

旅行者の数については、天保六年の場合、三、四、五月、十、十一月の記載がない。同七年では二、三、四、五、七、八、十一月の月が欠落し、正確な数を把握することが出来ない。それらの月は旅行者がなかったとは考えにくい。

本史料から分かる範囲で言うと、天保二年は一六〇人（前掲の「出船立会帳」、同六年七三人、同七年一六二人となっている）。

旅人宿については次の通りである。

天保二年（一〇軒）甚内、三次郎、作右衛門、与四郎、

安彦、法院、惣左衛門、清七郎、

久太郎、忠兵衛

〈表6〉大石田下り船の旅人と行先（天保6・7年）

天保6年				月日	人数	行先	宿
月日	人数	行先	宿	9/6	1		甚内
2/7	4	酒田	甚内	〃	6		三次郎
〃	1	〃	清次郎	9/9	3		久兵衛
2/8	2	古口	甚内	〃	5		甚内
〃	2		甚蔵	〃	1		徳右衛門
〃	6		甚内	〃	1		忠内
〃	3	烏川	〃	〃	1		文七郎
2/11	1		兵蔵	〃	4		三次郎
〃	1		甚蔵	9/8	1		甚内
〃	②	清川	〃	9/11	2		〃
2/12	1		与四郎	9/12	5		〃
計	21			〃	5		三次郎
6/18	2		清次郎	9/	1		太助
6/22	1		兵内	9/13	7		甚内
6/29	1		甚内	〃	2		常吉
〃	②		〃	9/15	1		甚内
計	6			9/16	6		〃
9/16	22		甚内	〃	2	古口	〃
9/19	2		安助	9/19	3	酒田	常吉
9/20	2		三次郎	〃	4	〃	加藤
9/21	13		甚内	9/23	2		三次郎
9/21	3		三次郎	〃	4		加藤
9/24	2		喜助	〃	1		清次郎
9/29	5	清川	甚内	〃	2		甚内
〃	1		長兵衛	9/27	2		与四郎
計	50			〃	1		常吉
合計	73人	酒田行	25人	〃	1		幸助
				〃	6		甚内
天保7年					2	清水	〃
月日	人数	行先	宿	9/29	2		カギマン
6/13	6	古口	甚内	〃	2		清次郎
〃	4	〃	久兵衛	〃	4	酒田	常吉
〃	8	清水	甚内	〃	1	清水	〃
6/16	9	烏川	〃	計	108		
計	27			10/5	20		久太郎
9/4	4	酒田	甚内	〃	1		兵蔵
〃	1	本合海	〃	10/6	2		甚内
〃	2	酒田	次右衛門	〃	4	清水	〃
9/5	3		久兵衛	計	27		
9/6	1		安助	合計	162		
〃	1		久太郎				

註1. 天保6・7年「旅人取調帳」より作成  
 2. 空欄の月あり、正確にはわからない。  
 3. 行き先についても不明なものが多い。

天保七年（一六軒） 甚内、久兵衛、久太郎、兵蔵、兵

下船先が古口、清水、鳥川、本合海となっている者は

長兵衛

郎、与四郎、常吉、幸助

蔵、与四郎、兵内、安助、喜助、

右衛門、忠内、太助、常吉、清次

天保六年（一〇軒） 甚内、清次郎、三次郎、甚蔵、兵

助、次右衛門、安助、三次郎、徳

〈表7〉船方会計の収入・支出

I. 収入の部 計396'80文

1	銭 215'400文	助成銭取立メ
2	〃 50'985文	半運賃取立メ
3	〃 104'600文	酒田船方助合銭メ
4	〃 5'128文	元舟案内メ
5	〃 19'967文	清水河岸出張所メ請取分

II. 支出の部 計212'540文

1	銭 184'397文	押切帳番払
2	〃 28'143文	惣船数掛り入用

III. 残高の部 計183'540文

1	銭 50'206文	舟数30艘5分の分割返し
2	銭 133'334文	舟数81艘分割返し

IV. 1艘に付き銭1'646文1分割返し

註1. 文化元年「舟方勘定取調書」より作成

2. 船数 117艘 (内11艘は3人乗り)  
平均 111艘5分

史料六 船方会計  
多分導者で、酒田行は商用者又は役人出張関係者である  
うと思われる。

1 舟方勘定取調書 (文化元年)

山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

享和三年(一八〇三)九月から文化元年(一八〇四)八月までの一年間分取り立てた舟方勘定の会計報告書である。収支決算は別表(7)の通りとなる。

文化元年(一八〇四)の最上惣船持は三十六名で、その内訳、大石田九、本町三、四日町三、大石田村二、横山八、毒沢一、清水四、元合海一、古口一、大町一、長崎一、渋江一、東根一となっている。

2 最上船方諸入用明細書上帳 (文化四年)

山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

川船方役所に提出した船会所の維持費および運営資金についての会計明細帳である。文化四年時の最上船持は五〇人である。その内訳は大石田村九、本町四、四日町三、横山九、東根五、清水四、毒沢二、大町二、観音寺二、松沢、石川、楯西、稲下、櫛山、元合海、古口、野黒沢、今宿がそれぞれ一となっている。

船方会計において過不足が生じた場合、船数に応じて

〈表8〉 最上船方諸入用の収入と支出

1. 収入の部	226'624文	
1. 助成銭(1)	135'200文	最上船一艘二付 銀400文 小船 〃 200文
2. 半運賃銭	46'486文	大石田河岸ニテ 酒田船より
3. 助成銭(2)	19'800文	清水河岸ニテ 土阿橋400文と200文
4. 半運賃銭	25'138文	清水河岸ニテ 酒田船より
2. 支出の部	金1分 205'824文	
1. 河岸出役給	41'600文	河岸場 二日 200文 酒田湊 〃 400文
2. 通船安全祈禱	金1分銭1'100文	
3. 陳屋葺、垣、柴	3'645文	
4. 陳屋修理外	6'700文	飛脚賃
5. 〃 雪囲	744文	杭木、大垂、縄外
6. 〃 内装外	10'352文	畳表、障子
7. 舟会所飛脚	5'935文	
8. 舟持寄会	9'603文	
9. 舟会所入用	22'258文	筆、墨、紙、茶
10. 三難所番船雇	36'文	1艘二付12'文
11. 惣代給料	67'887文	

註1. 文化4年「最上船方諸入用明細書上帳」より作成

割戻し分配をしたり、拠出したたりして調整することになる。  
 当文化四年では七一貫五三四文の不足が生じ、その分  
 総船持割で拠出し、穴埋めが図られる。

〈表9〉 船方の諸計費 (部分)

1. 舟方会所筆取給料	金3両 銭538文
2. 清水河岸出役所 給料、筆墨紙他	銭49'902文
3. 役所附水夫給	金1両3分 銭500文
4. 役所、門前屋敷年貢	銭1'671文
5. 正月門松代	銭 200文
計	金5両 銭268'169文

註1. 文化4年「書上帳」より作成

3

御手船方御入用請取書上帳 (天保九年)

山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

新大石田村は佐倉藩領柏倉附の所領である。領主は堀  
 田家で、延享四年(一七四七)に山形近在の柏倉に出張  
 陣屋を置き、明治に至るまで当地の支配に当たっていた。

柏倉附大石田村ができたのは安永四年(一七七五)の  
 ことである。初期の頃は高桑惣左衛門家が名主役を勤め、

その後寛政年間以降は主に戸田安助家<sup>三</sup>がその任にあつた。

天保十四年堀田家では柏倉陣屋付御手船一三艘を所有し、領米や諸物資の輸送を司つていた。御手船は大石田河岸に置き差配役として名主の戸田安助をその任に当らせていた。

天保九年（一八三八）その御手船を差配運営するにあつたつて必要とされた諸計費を柏倉役所に請求し、受け取つた代金の書上帳が本史料である。諸計費は総額二〇〇両余、その内訳の主たるものを列記してみると次の通りである。

- 1、新規造立船二艘分 六五両
- 2、船頭・水主等の雇給金 五五両
- 3、通船に必要な諸計費 三七両
- 4、御手船一〇艘修覆代 一八両
- 5、渴水時、他の船雇代 五両
- 6、その他 二〇両余

一年間にわたる諸入用計費が柏倉役所より清算されるのが八月である。

柏倉陣屋付御手船の船頭名は、天保十四年（一八四三）

八月現在で嘉吉（二二）・寅吉（二二）・紋藏（二二）・弥七・与惣右衛門与惣兵衛・次郎兵衛・与八・次七・太兵衛以上一〇名の一三艘である。

（解説 小山義雄）

平成十七年二月 十八日 印刷  
平成十七年二月 二十八日 発行

## 大石田町立

### 歴史民俗資料館史料集 第十集

編さん兼  
発行者 大石田町教育委員会

千九九九一四一一二

山形県北村山郡大石田町緑町一番地  
電話 ○三三七(三三五)二二一一番

印刷所 大場印刷株式会社

山形市立谷川二丁目四八五一一二  
電話 ○三三(六八六)六、五五番